

中越两国の高等教育拡張における  
民営化方式の有効性と影響に関する比較研究

(課題番号11610256)

平成11年度～平成13年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))  
研究成果報告書

平成14年3月

研究代表者 大塚 豊  
(名古屋大学大学院国際開発研究科 教授)



## まえがき

近年、わが国でも国立大学の設置形態をめぐって独立行政法人への移行の動きが急速に進み、さらには民営化を視野に入れた議論が展開されるようになってきた。翻ってアジア各国の状況を見ると、該当年齢人口にしめる就学率から見てエリート的段階にあった多くの国の高等教育は、大衆化を目指す拡張策がとられ、そうした高等教育人口拡大においては非公立セクターへの依存度が急速に高まっていることを窺うことができる。社会主義国である中国とベトナムもその例外ではない。

中国では、第9次5か年計画期（1996～2000年）に高等教育在籍者数を現状の約2倍にするという拡張策がとられるとともに、80年代以降、計画経済体制から社会主義市場経済体制への移行に伴う劇的な変革がなされてきた。一方、ベトナムでも1986年に刷新を意味する「ドイ・モイ」政策が施行される中で、高等教育人口の拡大と同時に、学費の徴収をはじめとする市場化、民営化の方向が明確になってきた。両国ともこうした高等教育の学習機会を広範な層にまで広げる手段として、社会主義体制の規制から従来まったく顧みられなかった民間活力の利用に着目し、これを承認する方向に動いたのである。

本研究は、そうした両国における変化の社会的背景を明確にし、市場経済化に対応した高等教育政策全体の中で、中国の民営大学、ベトナムの民立大学と呼ばれる非公立高等教育機関が占める位置を分析し、これらの非公立高等教育機関の教育や運営実態を探るとともに、そこでの教育の在り方や運営方式が既存の公立大学や広く社会に与えた影響について検討することを目指した。

これらの研究目的を達成するため、『中国教育報』、『中国高等教育』、『教育研究』、『Phat trien Giao duc』など中越両国で発行される教育専門雑誌・紙の中から高等教育の民営化に関連する論文・記事を収集し、翻訳、整理、分析する作業を行った。加えて、個別の非公立高等教育機関の教育や運営実態に関する既存の印刷資料がきわめて限られている事実に鑑み、中越両国の関係機関を実際に訪問調査し情報収集に努めた。本報告書では、こうした作業に基づく論攷をとりまとめた。また、関連資料として、両国の民営大学に関わる法規のうち重要と思われるものも翻訳し、付録資料として掲載することにした。

これらの論攷および資料によって所期の研究目的を完全に達成できたとは言いがたい。しかしながら、これまでわが国ではほとんど知られなかった中国およびベトナムの非公立大

学の実態をある程度明らかにできたと思われる。これを基礎として、今後さらに研究を深めて行きたいと願っている。

平成 14 年 3 月

大塚 豊

#### 研究組織

研究代表者：大塚 豊（名古屋大学大学院国際開発研究科教授）

#### 研究経費

平成 11 年度	1 3 0 0 千円
平成 12 年度	8 0 0 千円
平成 13 年度	6 0 0 千円
計	2 7 0 0 千円

#### 研究成果の発表

##### (1) 出版物

大塚豊「21世紀にはばたくベトナムの大学—ドイモイ政策と大学—」『IDE 現代の高等教育』No.430（民主教育協会）、平成13年7月、49～53頁

大塚豊「各国の教育改革の動き；中国」『学校教育研究所年報』44、平成12年、50～53頁

大塚豊「日中両国における高等教育課題・改革の比較考察」中島直忠編『日本・中国高等教育と入試』、玉川大学出版部、平成12年、306～324頁

大塚豊「教育」中国総覧編集委員会編『中国総覧2000年版』、霞山会、平成12年、383～394頁

大塚豊「中国における貧困と教育」現代中国史研究会『現代中国研究』、平成12年、19～31頁

大塚豊「変貌するアジアの大学2 中国編：市場化のうねりの中で大衆化をめざす」『カレッジマネジメント』第17巻第5号、平成11年、54～58頁

大塚豊「ベトナム高等教育の最前線：私立大学の真相」『内外教育』第5058号、平成11年、9～13頁

##### (2) 口頭発表

大塚豊「中越両国における高等教育の変容—民営化方式の有効性と影響」（東北大学教育学部附属大学教育開放センター研究集会、平成12年3月23日）

大塚豊「移行経済期における非公立高等教育機関」（東北大学教育学部附属大学教育開放センター研究集会、平成13年12月21日）

# 目 次

まえがき

市場化の中の中国高等教育 .....	1
中国の高等教育改革 — 日本との比較の観点から — .....	9
中国における学校設置形態の多元化 — 公立学校に対する民営化の影響 — .....	24
市場化の中のベトナム高等教育 .....	35
ベトナムにおける私立大学の成立と発展 .....	41
ベトナム私立大学訪問調査記録 .....	49
<b>【資料編】 中越両国の非公立高等教育関係法規 (解説) .....</b>	<b>71</b>
中国関係法規：	
民営高等教育機関の設置に関する暫定規定 .....	72
社会諸勢力による学校運営に関する条例 .....	79
中外協力による学校運営に関する暫定規定 .....	88
中華社会大学理事会規則 .....	96
中華社会大学財務管理規則 .....	97
中華社会大学学生学籍管理規定 .....	101
ベトナム関係法規：	
私立大学規則の公布に関する首相決定 .....	107
私立大学規則 .....	108



## 市場化の中の中国高等教育

大塚 豊

### 1. マス型高等教育を目指して

「2000年の時点の高等教育在籍者数を660万人、就学率を11%とし、さらに10年後の2010年には就学率を15%まで引き上げる。」これは1999年初めに出された「21世紀を目指す教育振興行動計画」（以下、「行動計画」と略述）に記された発展目標である。トロウの高等発展段階論にいう「大衆化」レベルへの到達を目指したものである。1996年に国家教育委員会（1998年に教育部という85年以前の旧名が復活し、職員定数は800人から470人に削減）が公表した「全国教育事業第9次5か年計画および2010年発展計画」（以下、「発展計画」と略述）では、全日制の普通高等教育機関とテレビ大学、職員・労働者大学など勤労成人を対象とする成人高等教育機関との在籍者総数が該当年齢人口に占める粗就学率を「2010年までに11%前後まで高める」という目標が示されていた。2年余りで目標値を上方修正するほど、中国の高等教育はいまだ右肩上がりの拡張期にある。

改革・開放政策が推進された約20年の間に中国の高等教育は大成長を遂げ、2000年現在、2～3年制の専科学校等を含む学士課程以下の普通高等教育機関は1041校で在籍者556万900人、成人高等教育機関は772校で在籍者353万6400人を数える。加えて、大学院レベルの在籍者の増加も著しい。文革後の1978年に大学院が復活したとき、わずか1万934人にすぎなかった在籍者は、2000年現在、415校の大学、323の研究機関で学ぶ30万1200人（うち博士課程6万7293人）へと27.5倍にも膨れ上がっている<sup>1)</sup>。

この数年間の大学入学者の急増がとりわけ顕著である。1995年には92万6000人であったが、98年108万3600人、99年159万6800人、2000年220万6000人と拡大の一途をたどっている。こうした増員に対する政府の説明は、高等職業教育の発展および九年制義務教育のための教員充実に資することを目指すというものであった。また、こうした募集定員の拡大は、子どもの教育のためには出費を惜しまない経済的に余裕のある父母の意識に着目し、教育を消費拡大の手段として捉える考えも働いていると思われる。

### 2. アメリカに次ぐ高等教育大国

ところで、こうした在籍者数に含まれていない学生がまだいる。まず、近年急増した民営（原語は「民辦」）大学と呼ばれる、いわば私学の在籍者である。民営大学のうち、国が2001年6月18日までに公認した76校<sup>22)</sup>の学生は上記の普通高等教育機関在籍者に含まれている。それ以外に、単独では卒業証書を出せないが、国の定めに従って高等教育學歷証書試験を実施する資格を認められ、国営の機関に準ずるものが1999年の時点で370校あり、その在籍者が25万8000人いる。さらに、教育部ではなく、各省・自治区・直轄市レベルのみで認可された民営大学が870校あり、その在籍者は119万人に達する<sup>23)</sup>。そして、民営大学については、「行動計画」にも発展を奨励する方針が盛り込まれ、今後いっそうの成長が予想される。

次いで、教育部の統計数字からは除外される国防大学、海軍工程学院など軍関係の高等教育機関在籍者が16万9000人である。また、各レベルの共産党学校が実施する高等教育レベルの通信教育の登録者は中央党学校だけに限っても60万人にのぼり、さらに、高等教育レベルの各種宗教系学校が50校近くあり、その在籍者は数千人を数える。

この他、成人高等教育機関のための全国統一入試に合格して上記のテレビ大学に正式入学した者以外に、登録を済ませた上で番組を視聴している者が約25万人、高等教育独学試験制度を通じて検定試験による卒業資格取得を目指す者が915万人もいる。テレビ大学の登録視聴者については全体の30～40%の者が課程を修了する。高等教育独学試験については、検定試験実施の所定のカリキュラムに即して学習を進めるものであり、大学の本科・専科卒業の資格を獲得する者は毎年25万人以上に達し、1998年には31万8700人（うち学部卒に相当する本科課程卒は3万5500人）を数えた。これらを全て加えるとなると、広義の「高等教育段階の在籍者」は現時点でもゆうに1700万人余りに達し、18歳から22歳までの年齢人口8661万人の20%近くになる。テレビ大学視聴者や独学試験受験者全員を加えることには異論があろう。したがって、これらの人数について実態に即した調整を行った、かなり控え目の試算から得られる在籍者は785万6000人となり、該当年齢人口に占める比率は9.07%になる<sup>24)</sup>。いずれにせよ、絶対数から見れば、世界最大の高等教育人口を誇るアメリカに迫る膨大な学習者を中国が擁していることは確実である。

### 3. 授業料の徴収と就職の自由化

周知のとおり、80年代以降、社会主義計画経済から市場主義経済への転換を図った中国では、この劇的変化に伴い高等教育も変容した。



まず長年の無償制から有償制への切り替えは象徴的であった。有償制は、将来の雇用者となる企業などが経費を負担して大学に養成を委託する学生や経費自弁の学生を定員の枠外で入学許可したのが始まりであった。その後、これらの学生に比べれば名目的額とはいえ、89年秋以降、公費生と呼ばれた一般学生からも、原則として授業料が徴収され始めた。暫くの間、公費生と企業からの委託養成学生や自費学生とを区分し、後二者については入試の合格最低点を低く設定したために、2種類の学生や合格最低点が公然と存在する「複線型」の状態が存在していた。この状態を改め、1997年からは入試において全ての学生を同一に扱うことを意味する「併軌制」が導入されることになった。

表1. 大学の授業料（1997年）

大学名	授業料額（元）	大学名	授業料額（元）
北京大学	2000	広東外語大学	3500、4000
清華大学	2000	広東商学院	3500
中国人民大学	2000	浙江大学	2300
北京師範大学	2000	西南農業大学	2300
对外貿易大学	2000-2360	哈爾濱理工大学	2900
中国政法大学	2000	中国農業大学	500-1800
中国青年政治学院	1800	天津大学	2500-3500
上海交通大学	2500-3000	同濟医科大学	2800-4000
北京外国語大学	2600	暨南大学	3500
復旦大学	2500	中南政法学院	3200
武漢大学	2500-3500	同濟大学	2000-3000
重慶大学	1900-2300	華東政法学院	2700-3000
厦門大学	1500-2500	中国紡織大学	2500-5000
山東大学	2000-2500	上海医科大学	3000
南京大学	2400-2600	上海外国語大学	3300
吉林大学	1100-2500	上海大学	2700-3000
四川連合大学	1800、2000	南開大学	2500-3000
蘭州大学	2000-3000	中山大学	2500-3500

(注) 中国教育部ホームページより作成

授業料の徴収額は表1に示すように、500元から5000元まで大学ごとに異なる。大学の運営自主権拡大の結果である。なお、師範大学の教員養成系専攻など一部（師範大学でも教員養成を目的としない専攻を除く）では、今でも授業料は徴収されない。これに宿舎費が年額で約500元、生活費が月額約400元かかる。合計すれば、1年で約6000元が必要である。ちなみに、都市労働者の月収は一説では1000元になるともいうが、95年の政府統計公報では、都市住民一人当たりの平均年収は3983元、農村住民は1578元である。

大学での勉学に必要な経費は一般の家庭にとって決して小さな負担ではない。貧困家庭の学生の就学は以前よりもずっと困難になった。従来支給されていた生活費補助を目的とし返還義務のない「助学金」に代わって、優秀者報奨のための奨学金や返還義務のある貸付金が主流になっているが、こうした学生援助は必ずしも十全とはいえない。とりわけ「併軌制」の全面実施により、貧困学生への援助が大きな政策課題となっている。97年9月に開催された貧困学生への援助に関する会議では、すでに大学に在籍している者の約15%が該当者であるとされ、彼らへの対策が検討されたのである。

学資補填のために学生アルバイトも盛んになってきたが、いささか過熱気味のところもある。国家教育委員会は97年初めに「高等教育機関在学生の商業活動への関与を重ねて禁ずる通知」を出し、学生が在学中に工業・商業許可証を取得した業者となったり、営利を目的とした商売に従事してはならないと通告した。98年末、河南師範大学が輪タクの仕事と同校の学生に斡旋したことの適否をめぐって議論がわき起こったこともある。

学費の徴収と並んで象徴的な変化は就職の自由化であった。建国以来、学生は卒業と同時に国による統一的計画に従って指定の職場に配置されてきた。この制度も市場化の下で見直され、就職の自由化に向かいつつある。しかし、卒業生の個人的願望や利益のみが優先される風潮が懸念され、一定の歯止めをかけようとする動きがある。97年3月24日、国家教育委員会から「普通高等教育機関卒業生の就職に関する暫定規定」が公布された。同規定の第3条には「卒業生は国が計画に基づいて養成した専門人材」であり、「国の就業方針・政策を執行し、需要に応じて国に奉仕する義務を有する」と定められた。また、大学での授業に悪影響を及ぼさないために、雇用機関による求人計画の公表時期を11～12月とし、1～5月を就職活動の時期（卒業は7月）とすることも定められている。

#### 4. 管理体制改革と「211工程」

1985年の「教育体制の改革に関する決定」、1993年の「中国教育改革・発展要綱」、そ

して上記の「発展計画」など、次々と公布された重要改革文書は、大学の運営自主権拡大、大学と企業・研究機関との連携強化、大学運営経費供給源の多元化、従来の固定的所管関係の見直しなど、一言でいえば規制緩和の方向を指し示してきた。その結果、大学の設置形態や管理運営の在り方をめぐって、次のような変化が生じた。

すなわち、①中央省庁と地方政府による大学の共同建設・管理（原語は「共建」）。②中央省庁間での所管関係変更および中央省庁所管校の地方移管（「転制」ないし「調整」）。③長年にわたる単科大学主体の高等教育の基本構造を変え、総合大学化を目指す「合併」。④合併には至らないが既存の大学間での協力や連携（「聯合办学」）、である。

こうした変化を急速に促したのは、政府機能の変化と市場経済の発展である。中国では教育部の他、中央他省庁と地方政府が大学を所管しており、その比率は、95年の時点で、およそ1:9:20であった。そして、各省庁は人材の自給を大義名分として、これまで自らの所管大学を手放したがらなかった。しかし、市場経済の大きなうねりの中で、非営利的分野への財政支出を抑えざるを得ず、他省庁や地方政府との所管大学の共同管理や合併に応じるようになってきたのである。

加えて、共同管理や合併を加速化したのが1995年に始まり、21世紀に向けて約100校の大学を重点的に建設するプロジェクトを意味する「211工程」である。1996年3月から約2年間にわたり、まずプロジェクトの対象となる大学の選定作業が進められ、98年までに約100校の大学に対する予備審査が終了した。各地の名門校はその座をめぐってしのぎを削った。対象校に加えられることは、中央政府による重視と更なる発展のための経費が保障されると思われたのである。

この重点校選出の過程において、選出可能性のある各大学が努力したのはもちろんのこと、当該校の所在省の多くが大学の整備充実のため、財政的支援を惜しまなかった。また、審査合格を目指す大学の中には、規模拡大による序列の上昇をねらって合併したところもあった。一方、裕福な省庁や地方政府と貧しい省庁や地方政府との間の共同建設の場合、合併校の間で教員手当をはじめとする条件の違いが顕在化するという新たな問題も生じた。この他、従来人気のなかった分野、例えば農業、石油関係の大学が割を食うことも起こった。つまり、以前は各関係省庁が所管していたため、曲がりなりにも必要な人材を供給することが可能であった。しかし、合併や管轄関係の変更により石油部、農業部などの手を離れると、当該分野の人材供給への関心が薄まり、それらが切り捨てられ、最近の市場が必要とする金融やコンピュータのような分野だけの拡大が図られるのである。

## 5. 「知識経済」時代の大学への期待

今日、指導者や識者の間では、「農業経済」「工業経済」の時代を経て、21世紀は「知識経済」(knowledge-based economy)の時代との認識が定着しつつある。昨年、北京大学の創立百周年記念式典で演説した江沢民主席も、新しい知識創造の重要性を説き、経済発展や社会進歩に対する人材開発の意義を強調し、大学が「科教興国(科学と教育による興国)の新鋭部隊」となり、若干の大学は世界の一流水準に到達すべきだと檄を飛ばした。

先に触れた「211工程」は「高等教育の水準を高め、国の経済建設を速め、科学技術と文化の発展を促し、総合的な国力および国際競争力を増強し、ハイレベルの人材養成を国内で実現する上で重要な意義を有する」とされ、その対象校となった大学への期待は大いに高まっている。上記「行動計画」でも、「211工程」の継続と強化が求められた。

予備審査で選ばれた約100校の大学のうち61校(教育部所管校25校、他の中央省庁所管校32校、地方政府所管校4校)については、1996年から2000年の間に世界の一流水準に到達するためのプログラムに着手することになっている。清華大学での情報・コンピュータ関係の「泰山プロジェクト」など、すでに成果の上がっているものもある。こうした具体的プロジェクト実施経費として特別予算106億元(約1600億円。31億元の関連設備建設経費は含まない)が準備された。そして、各大学への政府からの資金援助は、北京大学および清華大学には各3億元(45億円)、復旦大学、上海交通大学などが各1億元(15億円)、その他は数千万元というように、徹底した傾斜配分が行われた。

また、優れた人材を吸収する方途として、こうした全国の「211工程」参加校に限って、「長江特別招聘教授」と称する特別ポストをほぼ3～5年間で500～1000を設置し、国の内外で該当者を公募する方法も採られている。このポストは任期5年間で、3年目に審査があるが、特別手当として年間10万元を付けるという中国の大学教授職としては破格の待遇である。この他、積極的な人材吸収措置として、①重要な科学研究成果を挙げた35歳以下の優秀な研究者を対象に毎年100名に5年間の資金援助、②国家重点実験室および開放(共同利用)実験室での客員制度なども実施されている。

さらに、大学にはハイテク産業化の牽引車としての期待が寄せられている。もともと市場化に伴い、大学が独自に収入を創出することが求められた結果、各大学が各種ビジネスを興してきたが、「行動計画」には、大学がとりわけ国のハイテク産業発展の先導的役割を果たすべきであると記された。大学が有するハイテク企業の好例は、コンピュータソフ

ト会社として国内の優良企業 500 社の一つに数えられるようになっている北京大学方正集団である。同社は資金面で大学に多大の貢献をし、一方、大学は企業に研究成果および専門人材の供給で貢献をするという相互援助関係が成立している。ちなみに、全国の大学が運営する科学技術関連企業の 97 年の年商は 185 億元（約 2700 億円）で純益は 18 億元余りであった。「知識経済」時代を生き抜くには、大学運営の企業の発展とともに、大学と研究機関と企業との更なる連携・協力が求められているのである。

## 6. 総合化を目指すカリキュラム改革

中国の大学には教育・研究組織として系が置かれる。系というのは、経済系、教育系など、わが国の学部相当のものがあるが、大部分は、中文系、数学系、物理系など、わが国では学科の呼称がふさわしい組織である。なお、近年の動きとして、建国以前の大学には広く置かれていた学院を系の上に復活させる大学が増えてきた。増えすぎた系を括ることで学問領域の総合化のねらうことと、肥大化した管理事務の分散を図るためであるが、新設の学院が実権を有しておらず、未だ「虚」にすぎないといった批判も聞かれる。

さて、各系は通常、さらに細分化した教育・研究の基本単位組織である専攻（原語は専業）に分かれている。こうした組織の細分化は、卒業後すぐに生産の第一線で働きうることをねらったものであった。しかし、科学技術の日進月歩の状況では、在学中に学んだ知識はすぐに陳腐化する。余りに狭い専門教育では応用力にも欠け、弊害面が目立つようになった。この結果、既設専攻の統合が図られ、数の大幅な削減が行われた。

このように既存の専攻の統合と併行して、個別科目の内容の修正も図られた。その背景には、今日の科学やハイテク技術の開発に欠かせない諸理論の基礎を履修内容に取り込むことがこれまで不十分であったとの反省がある。1994 年には国家教育委員会によって「高等教育の 21 世紀を目指す教育内容およびカリキュラム体系改革研究計画」が出された。これ以後 1996 年 9 月までの間に、全国 566 校の 2 万 3373 人の大学教員から各科目の教材編纂およびカリキュラム改善のための研究プラン 3030 件が申請され、そのうちの 985 が審査に合格して研究が実施された。このための資金として、国家教育委員会は 700 万元（1 億 500 万円）、農業部、林業部、衛生部など他省庁が計 100 万元の資金を投入している。

ここに見られるように、カリキュラムや教育内容改革は行政当局主導で進められるが、広範な大学教員の参加があり、必要な経費の手当もなされる。優れたカリキュラム、教材、実践を国全体に押し広める努力と仕組みが存在するのである。加えて、例えば、「学部卒

4級、大学院6級」という英語能力の到達基準が定められ、学習成果の出口チェックも行われる。何を教えるかが不明のまま、「課題探求能力」育成の重要性が説かれたり、内容も評価基準もまちまちの状況で、成績評価の厳しさを求めるといった曖昧さはない。

以上述べてきたように、中国の大学は計画経済から市場経済への移行に伴って新たに生じた困難な課題を抱えながらも、迅速かつ大胆に試行錯誤を繰り返しつつ、量と質の両面での大きな変貌を遂げようとしているのである。

#### 【注】

- \*1) 中華人民共和国教育部発展規画司編『中華人民共和国教育統計年鑑 2000』、人民教育出版社、2001年2頁および40～41頁
- \*2) <http://www.edu.cn/20011031/3007562.shtml> (2001年12月14日アクセス)
- \*3) 『民弁教育』2000年第5期、1頁
- \*4) この推計は紀宝成「關於高等教育毛入学率問題」『中国教育報』1999年1月16日に依拠した。

## 中国の高等教育改革 — 日本との比較の観点から —

大塚 豊

### はじめに

中国では、80年代後半から、それまでの教育の在り方を根底から揺り動かすような改革提案がつぎつぎと打ち出されてきた。1985年の「教育体制の改革に関する決定」に始まり、1993年に中国共産党中央・国務院によって公布された「中国教育改革・発展要綱」、1996年4月に国家教育委員会<sup>1</sup>が公表した「全国教育事業第九次五か年計画および2010年発展計画」、さらに1998年12月24日に教育部（国家教育委員会が98年に改称）が制定し、1999年1月13日に国務院によって承認され公布された「21世紀を目指す教育振興行動計画<sup>2</sup>」（以下、「行動計画」と略記）である。最後の「行動計画」は前二者からの改革の方向性を継承しつつ、新しい世紀を迎えるに当たっての改革の具体的方策が盛り込まれている。また三つの文書は高等教育だけに限定したものではなく、広く教育全般への言及がなされているが、高等教育はとりわけ重要な位置を占め、「行動計画」に盛り込まれた12の大項目の半分以上が高等教育に関する内容となっている。

一方、日本において今日の教育改革への本格的取り組みの契機となったのは、1984年に臨時教育審議会が設置されたことであろう。明治初頭、第二次大戦直後に続く、史上三度目の大規模な教育改革の始まりであった。臨教審は、大学教育の充実と個性化、大学院の飛躍的充実と改革、高等教育財政、大学の組織と運営など、高等教育だけに限っても実に多岐にわたる答申を行って役割を終えた。その臨教審答申の提言に基づき、高等教育の基本的在り方を審議するため、1987年に設置された大学審議会は以来つぎつぎと改革のための方策を提案し続けている。なかでも1991年の大学審議会答申によって大学設置基準の改定が行われたことは、高等教育改革の進展を加速化させるものであった。その後、大学審議会は97年1月に「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」を公表し、18歳人口の急増期対策として認められた約11万人の臨時定員増の期限切れを迎えることに對する措置として、2004年および2009年における大学入学者数や進学率の予測を行った。また、1998年10月26日に大学審議会から出された答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」（以下、「98答申」と略記）は、新

しい世紀における日本の大学の在り方を左右するような広範な改革課題を取り上げ、それらに取り組むための具体的方策を提示した。

小論では、上に触れた日中両国における改革の基本文書であり、高等教育問題を全面的に論じた「98 答申」と「行動計画」に主として着目する。とくに前者が改革の四つの基本理念として掲げた「課題探求能力の育成」「教育研究システムの柔構造化」「責任ある意思決定と実行」「多元的な評価システムの確立」を中心として、これらの理念実現のための改革課題や方策に関わる諸項目と似通った内容が後者ではどのように扱われているかを検討する。つまり「98 答申」の枠組みを利用しながら、「行動計画」の内容を分析することを通じて、両国の高等教育改革が目指している方向の類似点と相違点について、若干の比較考察を試みようとするものである。

## 1. 時代認識と大学の在り方

来る 21 世紀という時代をどう認識するかは、高等教育の在り方を考える上でも重要な意味をもつであろう。これについて、「98 答申」では、次のような認識が示されている。すなわち、21 世紀初頭は、①一層流動的で複雑化した不透明な時代、②地球規模での協調・共生の一方で、国際競争力の強化が求められる時代、というものである。また、日本で起こると考えられる変化として、③少子高齢化の進行による生産年齢人口の大幅減少と産業構造や雇用形態の大きな変化、④職業人の再学習をはじめとする国民各層の間での生涯学習需要の増大、⑤豊かな未来を拓く原動力となる学術研究の進歩の加速化と同時に、学際化、総合化の進行、が予測されている。

一方、中国では、時代認識としては、「農業経済」「工業経済」の時代を経て、21 世紀は「知識経済」、つまり知識を基礎とする経済 (knowledge-based economy) の時代であるとの認識が指導者や識者の間で定着しつつある (表 1. 参照)。「流動的で複雑化した不透明な時代」といった、余りに不確かで曖昧な時代認識に比べ、具体的なイメージを描きやすいものである。

このように、来るべき時代をどう認識するかは、日中両国とも高等教育に大きな期待が寄せられていることには違いがない。上述したように高等教育を取り巻く状況が転換する中で、「98 答申」では、「大学等の高等教育機関における『知』の再構築が強く求められる時代」となるとされ、「行動計画」では、「21 世紀には、国の総合的国力および国際競争力が教育の発展水準、科学技術や知識の新機軸の水準」、つまり既存の知の継



承や伝達よりも、新しい知の創造の度合いによって決まることから、「教育は終始優先的に発展すべき戦略的地位に置かれる」と記されているのである。

表1 農業経済・工業経済・知識経済の比較

	農業経済 (労働力依存経済)	工業経済 (天然資源依存経済)	知識経済 (知力依存経済)
期 間	数千年	二、三百年	数十年
主要資源 生産要素	労働力 土地	資本・天然資源 (有形資産)	知力・知識 (無形資産)
基幹産業	農業・牧畜業 手工業	製造業(鉄鋼、自動車 建築、紡績、交通が基 礎)	ハイテク産業 (コンピュータ、 ソフトウェア、 インターネット)
生産組織	個人経営農・牧場	工場	ハイテク工業団地
主要サポ ート技術	栽培、水利	工業技術(蒸気革命、 電化革命)	ハイテク(情報、生命、 新エネルギー、新素材 宇宙、海洋、環境、管 理)
思考の特 徴	過去重視、過去の 経験の総括中心	現在重視、分析中心 分業・規範・規模・ 大自然の開発強調	未来重視、新機軸の創 出中心、総合・多様性 ・開放性・持続的発展
教育の特 徴	教育と社会の乖離 精神貴族・紳士の 養成重視	教育と生産の結合の開 始、各学問分野の専門 家・専門人材の養成重 視	の強調 産・学・研の一体化、 教育が経済社会の主軸、 高い素質の創造的人材 の養成重視

出所：陳祖福「迎接知識経済時代、転変教育思想観念、建立高等教育創新体系」、教育部高等教育司編『高等教育教学改革——1998』、高等教育出版社、1999年、24～25頁

また、「我が国の高等教育が世界的水準の教育研究を展開し」(「98 答申」)、「我が国は世界の先進水準をそなえた若干の一流大学をもたねばならない」(「行動計画」)と、日中両国の目指すところは同じように見えながらも、その視点には微妙な違いがある。すなわち、日本の場合、世界的水準の教育研究を展開するのは「人類の真に豊かな未来の創造に向けて『知』の再構築が求められ 21 世紀初頭において、」期待される役割を十分に果たしていくためであり、「人類全体にとって一層困難な課題が生じてくると考えられる 21 世紀初頭において、我が国が世界と協調しつつ、そのより良い解決に向け貢献していくため」である。ここには競争よりも共生に力点が置かれ、世界や人類との結びつきの中で日

本や日本人を捉えようとしている立場が窺える。そして、「大学等の高等教育機関がその求められる役割を十分に果たしてこそ、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国が、21世紀の国際社会において、知的リーダーシップを発揮できる国、自ら独創的な知的資産を創造し新領域を開拓して行くことができる国、真に豊かな社会が実現できる国として、国際貢献を果たしつつ発展して行くことが可能となる」と考えられているのである。

これに対して、中国では、大学が「科教興国（科学と教育による興国）の新鋭部隊」となることが求められている。昨年、北京大学の創立百周年記念式典で演説した江沢民主席も、新しい知識創造の重要性と人材開発が経済発展や社会進歩に対して果たす役割の重大性を強調し、「教育は経済・社会の発展と緊密に結びつき、現代化建設のために各種人材面のサポートと知識面での貢献をしなければならない<sup>3</sup>」と檄を飛ばした。大学での教育研究をテコにして、来るべき「知識社会」の中で、他国ではなく中国が国際競争にうち勝っていくことこそ重要と捉えられているのである。「知識社会」の中での知識という「資本」が他の伝統的な物的資本との異なる点は、物的資本は使用の過程で消耗していくものであるのに対して、知識・情報という資本は使われても消耗することなく不断に増殖するものであり、全社会で享受できる共有資本となりうる点である。とはいえ、国という枠組みが存続する限り、知のヘゲモニーをめぐる国際競争は依然として熾烈なものになるであろう。「行動計画」に記されたように、中国では「我が国の教育発展の水準や人材養成のモードは現代化建設の需要には未だに適応できていない」という危機意識が存在し、未だ「追いつけ、追い越せ」型の開発の過程にあると自己規定しているがゆえに、真っ先に国益が考えられるのも無理からぬことと言わざるを得ないのである。

## 2. 高等教育の規模

わが国が高等教育改革に取り組まざるを得なくなる状況を作りあげた要因はいくつかあろうが、最も根本的なものは高等教育に関わる人口動態である。すなわち、一方では高等教育の大衆化の結果、多様化した学生層に対応するための改革が要請されたのである。その一方で近年の高等教育該当年齢人口の減少の結果、より多くの顧客を引きつけるために魅力的な大学の在り方を模索せざるを得なくなった側面がある。天変地異や戦争など特殊な状況が起こらない限り、高等教育の規模を占う上で最も確実な条件が該当年齢人口の推移だが、人々の進学行動の如何によっては、それすらも確実な根拠となりにくい。

わが国では1992年の205万人をピークに、18歳人口が長期にわたり減少の一途をたど

る。だが、進学率は92年の39%から97年の47%へと上昇を続けている。「98答申」では、進学率が大きく上昇すると予測に立って、「18歳人口が120万人規模となる平成21年度以降最大70万人程度（平成8年度入学者数から約10万人の減）の入学者数を想定することは適当と考えられる」とされている。

さて、日本の高等教育機関が18歳人口の減少により現状の高等教育の規模を維持するのが容易でない局面にあるとき、中国では、「2000年の時点の高等教育在籍者数を660万人、進学率を11%とし、さらに10年後の2010年には進学率を15%まで引き上げる」との目標が立てられた。「行動計画」に記された発展目標である。ここには、マーチン・トロウの高等発展段階論という「大衆化」レベル到達を目標としていることを窺うことができる。この660万人という数字には、全日制の普通高等教育機関の在籍者の他に、テレビ大学、職員・労働者大学、農民大学、現職教員再教育機関など、勤労成人を対象とする成人高等教育機関の在籍者も含まれる。

「行動計画」の3年前、1996年4月に当時の国家教育委員会が公表した「全国教育事業第九次五か年計画および2010年発展計画」では、第九次五か年計画期の1995年から2000年までの間に「在籍者547万7,000人を650万人前後まで約100万人増加させることにより、18歳から21歳までの高等教育該当年齢人口中の粗就学率6.5%を8%前後まで引き上げる」という目標が掲げられた。このうち、2000年時点の全日制高等教育機関の在籍者は350万人と設定されている。次いで、10年後の2010年までには、成人高等教育機関を含めた高等教育在籍者を950万人に増やし、同一年齢人口中の粗就学率を11%前後にまで高めるという目標が示されていた。2年余りの間に、目標値を上方修正しうるほど、高等教育はいまだ右肩上がりの拡張期にあると言えるのである。

改革・開放政策が推進された約20年の間に中国の高等教育は大成長を遂げ、1998年現在、2～3年制の短期高等教育機関である専科学校等を含む普通高等教育機関は1022校で在籍者340万8700人、成人高等教育機関は962校で在籍者282万2200人を数える。加えて、大学院レベルの在籍者の増加も著しい。文革後の1978年に大学院が復活したとき、わずか1万934人にすぎなかった在籍者は、98年現在、408校の大学と328の研究機関で学ぶ19万8885人（うち博士課程4万5246人）へと18倍にも膨れ上がった。

ところで、こうした在籍者数に含まれていない学生がまだいる。まず、近年急増した民営（原語は「民辦」）大学と呼ばれる、いわば私学の在籍者である。民営大学のうち、国が98年までに公認した22校の学生は上記の普通高等教育機関在籍者に含まれている。そ

れ以外に、単独では卒業証書を出せないが、国の定めに従って高等教育学歴証書試験を実施する資格を認められ、国営の機関に準ずるものが 157 校あり、その在籍者が 9 万 4000 人いる。さらに、教育部ではなく、各省・自治区・直轄市レベルのみで認可された民営大学が 1095 校あり、その在籍者は 119 万人に達する。そして、民営大学については、「行動計画」にも発展を奨励する方針が盛り込まれ、今後いっそうの成長が予想される。

次いで、教育部の統計数字からは除外される国防大学、海軍工程学院など軍関係の高等教育機関在籍者が 16 万 9000 人である。また、各レベルの共産党学校が実施する高等教育レベルの通信教育の登録者は中央党学校だけに限っても 60 万人にのぼり、さらに、高等教育レベルの各種宗教系学校が 50 校近くあり、その在籍者は数千人を数える。

この他、成人高等教育機関のための全国統一入試に合格して上記のテレビ大学に正式入学した者以外に、登録を済ませた上で番組を視聴している者が約 25 万人、高等教育独学試験制度を通じて検定試験による卒業資格取得を目指す者が 915 万人もいる。テレビ大学の登録視聴者については全体の 30 ～ 40 % の者が課程を修了する。高等教育独学試験については、検定試験実施の所定のカリキュラムに即して学習を進めるものであり、大学の本科・専科卒業の資格を獲得する者は毎年 25 万人以上に達し、1998 年には 31 万 8700 人（うち学部卒に相当する本科課程卒は 3 万 5500 人）を数えた。これらを全て加えるとなると、広義の「高等教育段階の在籍者」は現時点でもゆうに 1700 万人余りに達し、18 歳から 22 歳までの年齢人口 8661 万人の 20 % 近くになる。テレビ大学視聴者や独学試験受験者全員を加えることには異論があろう。したがって、これらの人数について実態に即した調整を行った下記のかなり控え目の試算から得られる在籍者は 785 万 6000 人となり、該当年齢人口に占める比率は 9.07 % になる<sup>4</sup>。

$$\begin{aligned} & \text{大学院生 (17.64) + 全日制普通高等教育機関学生 (317.38) +} \\ & \text{成人高等教育機関学生 (272.45) + 軍事学校在学生 (16.9) +} \\ & \text{高等教育学歴試験実施有資格校在籍者 (9.4) + テレビ大学} \\ & \text{視聴登録者 (25) } \times 0.3 \text{ + 高等教育独学試験修了者 (28.88) } \times 5 \\ \text{粗就学率} = & \frac{\hspace{15em}}{18 \sim 22 \text{ 歳人口 (8861)}} \times 100\% \\ & = 9.07\% \end{aligned}$$

注：テレビ大学については登録学生の 30 ～ 40 % の者が課程を修了するという実態に照らして、登録者に 0.3 を乗じた。また高等教育独学試験については、毎年の卒業生数を基数とし、5 年が履修年限であることから、5 を乗じた。近年、独学試験を通じて、大学の本科・専科卒業の資格を獲得する者は一般に 25 万人以上に達し、1997 年には 28.88 万人を数えた。そこで在籍者は 28.88 × 5 で求めることができる。

該当年齢人口の半数近くが大学や短大に進学する日本に比べて、いまだ 10 % 足らずという比率のみを見ると、ついつい過小評価してしまいがちであるが、絶対数から見れば、世界最大の高等教育人口を誇るアメリカに迫る膨大な学習者を中国が擁していることは確実である。数は力であり、2 倍の在籍者が存在すれば、優れた人材ないし頭脳が現れる潜在的可能性も 2 倍あることになろうし、中国の高等教育人口は決して侮れない大勢力なのである。

### 3. 教育内容・方法の改革

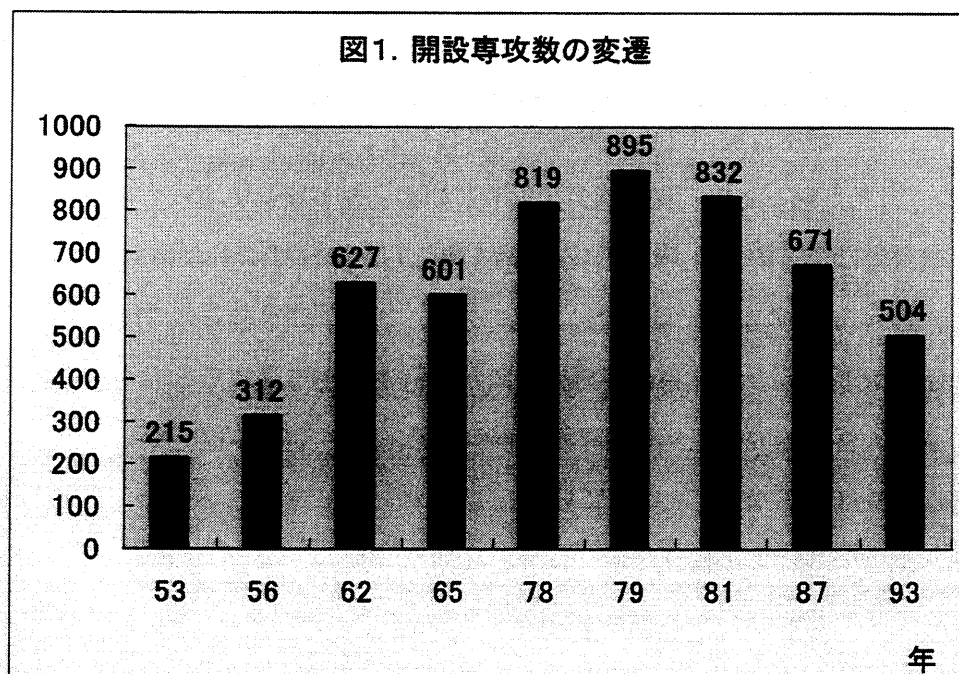
「98 答申」では「大学の個性化を目指す改革方策」の一環として教育内容・方法の在り方に言及された。とくに「課題探求能力の育成」を図るため、内容面では教養教育の重視、教養教育と専門教育の有機的連携の確保、専門教育の見直し、学部教育と高等学校教育との連携、国際舞台で活躍できる能力の育成などの方策が示唆されている。また、教育方法に関しても、各教員が十分自覚して授業の設計と学習指導を行うことや各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画とともに、成績評価基準をあらかじめ明示した上で、厳格な成績評価を実施すべきことなどが提起されている。

一方、「行動計画」にも同様に教育内容改革の必要性が盛り込まれている。「本科（学士課程）教育では専攻の間口を広げ、適応性を増強しなければならない」と規定され、具体的には、1994 年に国家教育委員会によって公布された「高等教育の 21 世紀を目指す教育内容およびカリキュラム体系改革研究計画」を引き続き推進するとともに、「文科系・理料系の基礎人材の養成基地、基礎課程教育の基地、大学での文化的素質養成の基地<sup>5</sup>」を創り上げなければならない」とされている。

こうした中国の教育課程や内容の改革を理解するには、そのもとになる教育組織の在り方について見ておく必要がある。中国の大学には教育・研究組織である系が置かれる。系というのは、経済系、法律系、教育系など、わが国の学部相当のものがあるが、大部分は、中文系、数学系、物理系など、わが国では学科の呼称がふさわしい組織である。各系は通常、さらに細分化した教育・研究の基本単位組織である専攻（原語は專業）に分かれている。こうした組織の細分化は、建国直後の人材逼迫状況の下、他のことは知らなくても当該専攻については専門家として、卒業直後に生産の第一線で働きうることをねらったものであった。そして、系の名称変更や改変は規制が比較的緩やかであるが、各大学が開設し

うる専攻については、厳しく規制されている。しかし、科学技術の日進月歩の状況では、在学中に学んだ知識はすぐに陳腐化する。余りに狭い専門教育では応用力にも欠け、弊害面が目立つようになった。この結果、既設専攻の統合が図られ、数の大幅な削減が行われたのである。図1に示したのは開設専攻数の変遷である（一説では、文革中には専攻数は1343種類もあったとされる<sup>6)</sup>）。80年代、専攻数は減少の一途を辿り、98年7月に教育部から公布された「普通高等教育機関本科専攻目録」では249種類にまで減少したのである<sup>7)</sup>。

このように単に既存の専攻を統合することによって専攻数の大幅削減が行われたのみならず、21世紀を展望したカリキュラム内容の改革も進められた。その背景には、今日の科学やハイテク技術の開発に欠かせない諸理論の基礎を履修内容に取り込むことがこれまで不十分であったとの反省があった。ちなみに、中国では初等・中等教育はもちろんのこと、大学でも「教学大綱」と呼ばれ、いわば学習指導要領に相当するものが各科目ごとに存在し、教科書もこれに則って編纂されている。



上に述べた「高等教育の21世紀を目指す教育内容およびカリキュラム体系改革研究計画」が1994年に国家教育委員会から出されて以降、1996年9月までの間に、全国566校の2万3373人の大学教員から各科目の教材編纂およびカリキュラム改革のための研究プラン3030件が申請され、そのうちの985が審査に合格して研究が実施された。このため

の資金として国家教育委員会は 700 万円 (1 億 500 万円)、農業部、林業部、衛生部など他省庁が計 100 万円の資金を投入している\*。

これらの事実に見られるように、カリキュラムや教育内容改革は行政当局主導で進められるが、広範な大学教員の参加があり、必要な経費の手当もなされる。優れたカリキュラム、教材、実践を国全体に押し広める努力と仕組みが存在するのである。これに対して日本の場合、「98 答申」に盛り込まれたのは、「個々の教員の教育内容・方法の改善のため」、せいぜい「全学的にあるいは学部・学科全体で、それぞれの大学等の理念・目標や教育内容・方法についての組織的な研究・研修 (ファカルティ・ディベロップメント) の実施に努めるものとする」にとどまっている。

加えて、中国では、例えば外国語能力の充実を取り上げれば、「学部卒 4 級、大学院 6 級」という英語能力基準達成が定められ、学習成果の出口チェックも行われる。わが国のように、同一の授業科目であっても担当教員によって内容が異なり、一定のシラバスがあっても、具体的な内容になると、教員のその都度の自由裁量に委ねられ、何が教えられるかが不明なままで、「課題探求能力」育成の重要性が説かれたり、内容も評価基準もまちまちの状況で、成績評価の厳しさが求められるといった曖昧さは中国では見られない。ユニバーサル・アクセスの段階に近づきつつあるような高等教育の大衆化状況の下では、古い教授学説を持ち出すようだが、「学習の転移」の信奉に基づく形式陶治的な、日本の大学に普遍的に存在する観点は再考を要するのかもしれない。教育の質の維持や向上を図るには、個人の資質や力量に左右されるところの大きい教授法の改善に力点をおくよりも、むしろ内容面での規範の提示こそ望まれるのではあるまいか。

#### 4. しなやかな教育研究のシステム

「98 答申」は多様化した学生の能力・適性に応じるための履修・修了の柔軟なシステムとして、繰り上げ卒業ないし修業年限短縮のような例外的措置、秋季入学、単位互換制の拡大をはじめとして、大学の教育研究システムの弾力的転換を示唆するとともに、大学と地域社会や産業界との積極的連携・交流、さらに国際交流推進のためのシステム整備を求めている。

一方、「行動計画」で教育研究システムの柔軟化に関して目立っているのは、大学と外部社会、とくに産業界との連携強化が強調されている点である。もともと市場化に伴い、大学が独自に収入を創出することが求められた結果、各大学が各種ビジネスを興してきた

が、「行動計画」には、大学がとりわけ国のハイテク産業発展の先導的役割を果たすべきであると記された。「高等教育機関のハイテク産業化の健全な保障メカニズムを創り上げ、高等教育機関を取り込んだ科学技術産業や科学技術開発活動を重点的に支持する」というのである。これは、日本の場合の改革方案が、各大学と地域社会や産業界との連携内容として、リフレッシュ教育の実施、研究機関との連携大学院や共同研究の実施、受託研究や寄附講座の受入れなど、大学本来の機能である教育・研究に直接関わりのある活動にとどまっているのとは対照的である。

中国で大学が有するハイテク企業の好例は、コンピュータソフト会社として国内の優良企業 500 社の一つに数えられるようになっている北京大学方正集団である。同社は資金面で大学に多大の貢献をし、一方、大学は企業に研究成果および専門人材の供給で貢献するという相互援助関係が成立している。ここには、大学だけの閉じたシステムではなく、外部に開かれた研究や知識生産の様式が見られる。ちなみに、全国の大学が運営する科学技術関連企業の 97 年の年商は 185 億元（約 2700 億円）で純益は 18 億元余りであった。「知識経済」時代を生き抜くには、大学運営の企業の発展とともに、大学と研究機関と企業との徹底した連携・協力が求められているのである。

こうした産学協同ほど力点は置かれていないが、「行動計画」に盛り込まれた柔軟な教育研究システムに関連する事柄としては、生涯学習や知識更新のニーズに適応するために衛星放送やインターネットを活用したシステムを創り上げること、検定試験を通じて資格を取得する独学試験制度の発展を図ることなどである。また、国際交流に関しては、かつて 80 年代に見られた留学生の積極派遣政策は姿を消し、海外へ出かけた留学生の帰国奨励を含めて、海外の優秀な人材を好条件で呼び寄せる人材吸収措置が目立っている。

## 5. 管理・運営体制の整備

「98 答申」では、「大学運営をより充実した機能的なものとするため、」学長を中心とする大学執行部の機能、全学と学部の各機関の機能、執行機関と審議機関との分担と連携の関係、審議機関の運営の基本、事務組織と教員組織の連携の在り方等を明確化することなどと、学外の社会からの意見聴取と社会への責任を果たすという観点から、外部有識者による大学運営協議会（仮称）を設けることが提起されている。

他方、中国でも管理ないし運営体制の改革は文革後の高等教育改革の中心テーマであったと言っても過言ではない。1985 年の「教育体制の改革に関する決定」では、「大学の運



営自主権を拡大し、大学と生産部門、科学研究部門、社会その他の各方面との関係を強化し、「各行政部門、各地方が連合して大学を運営することも積極的に提唱しなければならない」と指示されている。続いて1993年の「中国教育改革・発展要綱」では、「中央各行政部門の職責の変化および政治と企業の分離に伴い、中央各行政部門所管の学校は社会に目を向け、その運営体制と管理体制はさまざまな状況に応じて、引き続き中央行政部門による運営、中央行政部門と地方政府による連合運営、地方政府への運営の委譲、企業集団の参与と管理など、異なる方法を採用すべきである」と記され、上記の「決定」よりいっそう具体的な運営方法の多元化が示唆された。さらに、「全国教育事業第九次五か年計画および2010 発展計画」では、「大学への投資のルートとサービスの対象となる地域や分野を拡大し、大学の単一的所管関係を緩和・変更する」、「2010 年までには、中央政府は少数の代表的な基幹大学と、専門性が強くて地方政府による管理が適当でない幾つかの大学のみを管理し、かなり多くの高等教育機関を地方政府の管轄ないし主として地方が管理するものに変えていく」と、地方政府の役割に重点を置いた管理方法が提唱された。いわば国立大学の公立大学化であったり、中央政府と地方政府による大学の共同運営である。こうして市場化と規制緩和の中でのシステム再編成が進んできた結果、大学の設置形態や管理運営の在り方をめぐって、次のような変化が生じた。

すなわち、①中央省庁と地方政府による大学の共同建設・管理（原語は「共建」）。②中央省庁間での所管関係変更および中央省庁所管校の地方移管（「転制」ないし「調整」）。③長年にわたる単科大学主体の高等教育の基本構造を変え、総合大学化を目指す「合併」。④合併には至らないが既存の大学間での協力や連携（「聯合办学」）<sup>70</sup>、である。

こうした変化を急速に促したのは、政府機能の変化と市場経済の発展である。中国では教育部の他、中央他省庁と地方政府が大学を所管しており、その比率は、95年の時点で、およそ1:9:20であった<sup>71</sup>。そして、各省庁は人材の自給を大義名分として、これまで自らの所管大学を手放したがいなかった。しかし、市場経済の大きなうねりの中で、非営利的分野への財政支出を抑えざるを得ず、他省庁や地方政府との所管大学の共同管理や合併に応じるようになってきたのである。勿論、この過程においては良い事ばかりが起こったわけではなかった。裕福な省庁や地方政府と貧しい省庁や地方政府との間の共同建設の場合、合併校の間で教員手当をはじめとする条件の違いが顕在化するといった新たな問題も生じた。この他、従来人気のなかった分野、例えば農業、石油関係の大学が割を食うことも起こった。つまり、以前は各関係省庁が所管していたため、曲がりなりにも必要な人

材を供給することが可能であった。しかし、合併や管轄関係の変更により石油部、農業部などの手を離れると、当該分野の人材供給への関心が薄まり、それらが切り捨てられ、最近の市場が必要とする金融やコンピュータのような分野だけの拡大が図られるということが起こったのである。

以上の管理運営体制面での日中両国の改革を見てみると、日本の場合にはほぼ個々の大学内の管理運営面での改革に終始しているのに対して、中国で運営面での改革という場合には大学と設置者との関係ないし設置形態の変更をめぐる事柄が中心を占めている。

## 6. 多元的な評価システムの確立

「98 答申」では、大学の個性化と教育研究の不断の改善の手段として、従来から各大学で実施されてきた自己点検・評価の充実と並んで、当面は国立大学だけを対象とする第三者評価システムの導入が新たに提案されたことが注目を集めた。

中国の大学評価の種類としては、①「合格認定評価」ないし「鑑定」と呼ばれ、設置基準に達しているかどうかの合否を判定する評価、②前記評価の合格校を対象とし、大学全体の運営状況あるいは個別のカリキュラムや教育活動に関する運営状況についての再度の評価、そして③優秀校選定を目的とし、明確に優劣を決定する評価に分けられる<sup>72</sup>。これらの評価はいずれも他者評価ないし外部評価である。中国では大学での教育・研究の質の維持・向上を図る手段としての評価は相当積極的に実施されてきた経緯がある。わが国の場合、構想されている第三者評価機関の機能として、「全国立大学に一斉に順位を付けたり、格付けをしたりする単純な評価にはならない<sup>73</sup>」といわれるが、中国ではそうした慎重さは見られない。個々の機関の間に差のあることを直視し、それを中途半端に隠そうとしない大胆さがある。

例えば、大学院教育の評価として、1995年2月に当時の国家教育委員会が全国33か所の大学院に対して実施したことがある。この評価は内容的には「大学院生の養成と質」「専門学問領域の建設と成果」「大学院組織の建設」の3部分に分かれ、①当該大学院による自己評価、②博士論文の評価を含む関連情報の収集に基づく客観評価、③卒業生に対する評価や名声評価などの社会的評価という三つの評価方法が採用された。半年余りの期間中に、1300人余りの各学問領域の専門家が評価に参加して495篇の博士論文に対する評価が行われ、社会での名声・評判を調査するために3739人の関係者へのアンケート調査も実施された。これらの調査結果の分析に基づいて、①清華大学、②北京大学、③南京大学、

④復旦大学、⑤西安交通大学、⑥浙江大学、⑦哈爾濱工業大学、⑧上海交通大学、⑨華中理工大学、⑩中国科学技術大学の各大学院が上位 10 校の優秀校に選ばれたのである<sup>14</sup>。そして 1999 年 1 月 18 日には、清華大学キャンパスに「学位および大学院教育発展センター」が設置された<sup>15</sup>。同センターの機能は、全国の学位授与機関を評価し、全国で発表される博士・修士論文のうちの優秀なものを審査・選定することであり、上述した大学院教育の評価活動を恒常的に実施するための措置と考えられる。そこには中国が大学院教育にかける意気込みを窺うことができるであろう。

ところが、「行動計画」には大学評価に関する記述は見られない。逆に、中国では大学評価が改革に際して当然実施されるべきものであり、ことさら取り上げるほどの事柄ではすでになくなっていることの裏返しとも考えられる。「行動計画」の中に大学評価のからんだ事項を見出すとすれば、「211 工程」の継続と強化が求められたことであろう。

「21 世紀に向けて約 100 校の大学を重点的に建設」するプロジェクトを意味し、いわば中国版 COE を創り上げることを目指す「211 工程」のそもそもの始まりは、1991 年 12 月に当時の国家教育委員会、国家計画委員会、財政部の三者が協議した結果、「いくつかの重点大学および重点学科を適切にしっかりと建設するための実施プランに関する報告」を策定したことであった。その後、「211 工程」は国家と党の指導者によって重視され、1993 年 3 月には李鵬首相が第 8 期人民代表大会第 1 回全体会議で行った政府活動報告に盛り込まれ、95 年には国が実施のために特別予算の支出を決めたことで軌道に乗った。「211 工程」は教育分野では唯一国家重点建設プログラムとして、国民経済および社会発展中・長期計画、第 9 次 5 年計画にも盛り込まれた。

かくして 1993 年 3 月から約 2 年間にわたり、まずプロジェクトの対象となる大学の評価・選定作業が進められ、98 年までに約 100 校の大学に対する予備審査が終了した。各地の名門校はその座をめぐってしのぎを削った。対象校に加えられることは、中央政府による重視と更なる発展のための経費が保障されると思われたのである。予備審査で選ばれた 100 校のうち 61 校（教育部所管校 25 校、國務院のその他の部所管校 32 校、地方政府所管校 4 校）については、第 9 次 5 年計画の期間（1996～2000 年）中に、世界の一流水準に到達するための具体的プログラムに着手することになり、そのための経費として、106 億元（約 1600 億円。31 億元の関連設備建設経費は含まない）が準備された。この 106 億元の資金源は中央の特別予算 27.55 億元、中央各省庁経費からの支出分 42 億元、地方政府の支出分 14 億元、大学自身が準備する経費 24 億元であった<sup>16</sup>。新たな事業を始める

のに以前のように全て国がかりで行わず、個々の大学が各種事業を通じて自ら生み出した資金を投入する点は、中国の大学がまったく様変わりしたことを如実に示すものである。

また、優れた人材を吸収する方途として、こうした全国の「211 工程」参加校に限って、「長江特別招聘教授」と称する特別ポストをほぼ 3～5 年間で 500～1000 を設置し、国の内外で該当者を公募する方法も採られている。このポストは任期 5 年間で、3 年目に審査があるが、特別手当として年間 10 万元を付けるという中国の大学教授職としては破格の待遇である。

なお、211 工程で重点対象校となった各大学への政府からの資金援助は完全な傾斜配分ないし重点配分が行われ、北京大学および清華大学には各 3 億元（45 億円）、復旦大学、上海交通大学などが各 1 億元（15 億円）、その他には数千万元が支給された。翻って、わが国の「98 答申」にも改革実施に際しての必要な財政上の措置を講ずることへの言及個所で、「厳しい財政状況や大学等に期待される役割等も踏まえつつ、積極的に改革に取り組んで成果をあげている大学等を重点的に支援していくことが必要である」と述べられている。

#### おわりに

財政措置における傾斜配分の方式も含めて、小論でこれまで述べてきた日中両国の高等教育改革の課題や方策の中には、いくつかの共通点や類似性も見られる。しかしながら、時代認識に始まり、高等教育の規模、教育内容・方法、制度や管理運営など、いずれの点でもむしろ両者の相違点のほうが、より鮮明に浮かび上がってくるように思われる。総じて言えば、中国における改革への取り組みのほうが日本に比べて、いっそう果敢かつダイナミックであり、その動きはわが国をはるかに凌いでいるように思われるのである。

#### 【注】

- \*1) 中央省庁全体にわたる大胆な行政改革の一環として、1998 年に教育部という旧名が復活するとともに、職員定員は 800 人から 470 人へと約 3 分の 2 の規模に削減された。
- \*2) 「面向 21 世紀教育振興行動計画」、『光明日報』1999 年 2 月 25 日
- \*3) 江澤民「在慶祝北京大学建校一百周年大会上的講話」、『人民日報』1998 年 5 月 5 日
- \*4) 紀宝成「關於高等教育毛入学率問題」『中国教育法』1999 年 1 月 16 日
- \*5) 「大学生の文化的素質の基地」として、教育部は北京大学、清華大学、南開大学をは

じめとする 32 大学を指定している（「教育部批准建立国家大学生文化素質教育基地」、『中国高等教育』1999 年第 6 期、1999 年 3 月、29 頁）。

\*6) 楊徳広『高等教育專論』、上海教育出版社、1998 年、368 頁

\*7) 中華人民共和国教育部高等教育司編『普通高等学校本科專業目錄和專業介紹』、高等教育出版社、1998 年、1 頁

\*8) 「実施面向 21 世紀教学内容和課程体系改革計画」、『中国教育年鑑 1997 年版』、人民教育出版社、1997 年、193 頁

\*9) 1997 年度に北京大学が国から配分された予算は 9000 万元であったのに対して、方正から大学への上納金は 7000 万元にのぼった。なお、方正の年道は約 60 億元（900 億円）、純益は約 5 億元と言われる。

\*10) 一時は合併の可能性が取り沙汰された北京大学と清華大学との間で、1999 年 5 月初めに協力協定に正式調印がなされた。両校の間では今後、学生の教育、教員人事、科学研究、国際交流および福利厚生活動の面で実質的協力を進めることが決まった。具体的協力の措置として、互いの大学に所属する教授各 10 名を兼任教授として相互招聘、大学院入試において所属学生を互いに一部学科で試験を免除する（1999 年には各 20 名ずつを入試免除）方式の導入、学生の研究テーマ選択時における情報提供サービスの相互実施といったことである。

\*11) 中華人民共和国国家教育委員会計画建設司編『中国教育事業統計年鑑 1995』、人民教育出版社、1996 年、18 頁

\*12) 大塚豊「中国の大学評価」『大学評価に関する総合的比較研究』（文部省科研費報告書、研究代表者・桑原敏明）、平成 9 年、49～62 頁。

\*13) 『朝日新聞』1999 年 8 月 3 日（夕刊）

\*14) 「我国首次研究生院評価結束」『中国教育報』1995 年 10 月 12 日および「94' 中国研究生院評価排行榜」、『中国高等教育評估』1995 年第 4 期、1 頁

\*15) 「学位與研究生教育發展中心正式成立」、『中国高等教育』1999 年第 3 期、17 頁

\*16) 『中国高等教育』1998 年第 9 期、3～6 頁

## 中国における学校設置形態の多元化

### — 公立学校に対する民営化の影響 —

大塚 豊

#### はじめに

独り学校運営の在り方のみならず、今日の中国のほぼ全ての領域に根本的変化をもたらした原因が市場経済化にあることは疑う余地がない。「社会主義市場経済」と、依然として「社会主義」の形容詞を冠しているとはいえ、従来の計画経済体制からの移行との関わりを抜きにしては、公立学校改革の動向も語れそうにない。小論では、文革後の改革開放政策の導入、とりわけ 90 年代以降、市場化が本格化する中で生じてきた初等・中等学校の設置形態の多元化、つまり公立以外の設置形態による学校の出現を取り上げ、これとの関連において公立学校改革の動向に言及する。学校の設置・運営の主体が誰かに関して、単一状態から一定の広がりが見られるようになったとはいっても、社会主義の看板にふさわしく、中国の学校は依然として圧倒的に公立優位である。1998 年の時点で見れば、非公立校の在籍者が各教育段階の在籍者総数に占める比率は、幼稚園 20.89 %、小学校 0.52 %、初級中学（中学校）0.98 %、高級中学（高校）2.58 %に過ぎない<sup>1)</sup>。しかし、いかに小さな部分であるとしても、非公立校の実践の中に、公立学校を含む学校教育全体の将来の発展方向を占う上で無視できない特色を見いだすことが可能なのである。

#### 1. 学校設置形態：公立・民営・私立

中華人民共和国建国からまもない 1952 年に公布された「小学暫行規程（草案）」には、小学校の設置形態として、①市・県立、②大衆立、③機関・団体・学校・公営企業立、④私人・私的団体立の 4 種類が挙げられている<sup>2)</sup>。①が公立学校であり、②と③はやがて農業協同化の中で同格化する、いわゆる民立ないし民営<sup>3)</sup>学校であり、④が私立学校である。

これらのうち、第三種の私立学校は、1952 年から 50 年代半ばにかけて、生産手段所有制の社会主義的改造の過程において完全に接收され、この時点で完全に消滅した。残ったのは公立と民営である。第二種の民営学校は、もともと解放前の共産党支配地域において、教育の重要性に目覚め、しかも政府による緩慢な学校建設を待ちきれない大衆が自ら興し

た学校をその原型とする。民営学校が私立 (private) 学校と別範疇であることにも示されるように、両者は決して同じではない。民営学校の特色ないし性質について、解放前の共産党支配地区での教育行政幹部の一人はかつて「われわれの民営 (原語は「民弁」) は大衆による公営 (原語は「公弁」) であり、小さな公営であって、旧社会の私営 (原語は「私弁」) とは性質が異なる。小さな公と大きな公とは統一的なものであって、相互に転換しうるものである<sup>5)</sup>」と述べている。但し、公立学校と民営学校がこの言葉に表現されるような予定調和的關係にないことは、その後の歴史が示している。

民営学校の設置・運営をめぐる国の政策はたびたび変わった。50年代末の人民公社化運動や「大躍進」政策が推進される中では著しい量的拡張を見たが、続く60年代初頭の経済調整期には多くの民営学校が整理され廃校になった。

しかしその後、民営学校は再び注目されることになる。文革中、「全ての公立小学校の管理運営権を生産大隊に移せ<sup>6)</sup>」との建議を発端として、あらゆる小学校の設置形態の変更が検討される事態が生じたのである。文革前は教育経営の専門家である「ブルジョア知識人が学校を支配する」状況が普遍化していたと批判し、勤労大衆自身が学校の財政、管理運営に積極的に参加する風潮が強まる中でのことであった。上記の建議は、教員の給与を国が支給するのを止め、小学校の経費を基本的に人民公社の下級生産ユニットである生産大隊内で独立採算とすることで、国の負担を全廃ないし軽減できると主張した。農村の客観的な教育費負担能力を度外視した極端な主張であったが、文革の熱狂の中では、実際にも農村の公立小学校が生産大隊に移管され、都市でも工場などによる独立採算制の小学校運営が試みられることが起こった。脆弱な財政基盤の下で強行された運営形態の変更が、多大の混乱をもたらしたことは言うまでもない。わが国などで言う民営化 (privatization) の概念とは相当に懸け離れてはいるが、このように文革期には中国独特のニュアンスをもつ「民営学校化」の推進が再び見られた。

10年余の長きにわたった文革は1978年に終結し、その直後から文革中の制度・慣行は完全否定され、その払拭が図られた。80年代半ばまでの間、文革による混乱を迅速に收拾するねらいをもって、「政府は教育に対する管理を強化し、政府を単一の設置主体とすることによって、教育を計画経済体制の堅実な砦とする<sup>7)</sup>」ことが目指された。つまり、文革期の「民営化」推進への反動とはいえ、文革直後の一時期、今度は極端に公立支配的ないし公立優位な状態が生じた。経費の供給源として国への全面的な依存と同時に、管理運営の細部にわたるまで統一的な統制の下の置く形態である。

## 2. 改革開放政策下の設置形態多元化の奨励

文革中の知的閉塞感が打ち破られ、学習機会を失っていた人々に新たな学習意欲が生まれた。70年代末に統一大学入試が復活し、次いで80年には北京を皮切りに検定試験により大学卒業資格が認定される高等教育独学試験制度が始まったことにより、それらの受験準備のための補習クラス、さらには種々の職業技術や芸術面での技術を習得するための学習クラスが自然発生的に創られるようになった。今日隆盛を遂げている民営学校のはしりであった。その中からは北京市の北京自修大学(79年創設)、中華社会大学(82年創設)、湖南省の九嶷山農業学校(80年創設)など、80年代に入って民営高等教育機関と認定されるものも出てきた。小論の対象である基礎教育レベルの民営教育機関の出現は時期的に少し遅れ、90年代に入ってからであった。

冒頭にも述べたように、設置形態の変更を促した根本原因は改革開放政策の導入であり、市場経済化である。経済体制改革を推進するには、1984年11月の中国共産党第12期中央委員会第3回会議で採択された「経済体制改革に関する決定」の第9項に見られるように、「科学技術体制および教育体制の改革が解決すべき差し迫った戦略的任務となっている」との認識が早くから持たれていた。教育改革は市場化を目指す経済体制改革からの要請に突き動かされて進んだのであり、民営学校は教育界において市場メカニズムを具現化する典型的な事物である。今や市場化を国是とする中国政府にとって、民営学校の発展を促進しないでおく理由はまったくない。また、教育財政の観点から見て、教育の民営化を推進せざる得ない理由もある。就学者数ないし教育人口から見れば、中国は世界の教育人口全体の4分の1を抱える「教育大国」である。しかし、それを支える公財政支出教育費の対GNP比は、1991年で1.04%、増大のための並々ならぬ努力を経た後の98年でも依然として2.55%と、世界的に見て低い水準にある。こうした「貧しい国が大きな教育を行う<sup>7)</sup>」と形容される状況の下では、民間セクターへの依存は極めて理にかなっている。ゆえに政府は民営教育機関の発展を承認し、奨励規定を各種法規の中に盛り込んだ。

1982年に公布された「憲法」第19条には、「国は集団経済組織、国家企業・事業組織、その他の社会勢力が法律に則り各種の教育事業を設立することを奨励する」と規定された。この方針はその後公布された重要法規・決定などに悉く盛り込まれるようになった。教育改革の基本方向を指し示した1985年の「教育体制改革に関する決定」では、「学校の経営自主権の拡」と「国営企業、社会团体および個人による学校経営の奨励」が記された。1986



年の「義務教育法」でも同様の規定が見られ、上記 85 年の「決定」に次ぐ政府の綱領的文書であり、1993 年に国务院が公布した「中国教育改革・発展要綱」は、「学校に対する政府の包括的管理運営の状況を改め、政府を学校運営の主体としながらも、社会の各界が共同して学校を管理運営する体制を次第に創り上げる」ことを認めた。さらに、1995 年の「教育法」第 25 条には、「国は企業・事業組織、社会団体、その他の社会組織および公民個人が法に則り学校およびその他の教育機構を設立することを奨励する」と規定された。

### 3. 民営学校の諸形態

民営学校として一括される教育機関も、設置者別、設置・運営資金の出資形態別に数種類に分けられる。設置者別に分類すれば、以下のようになる。

#### (1) 公民個人による設置・運営

この種の学校は出資者が公民個人ないし数名の個人であり、「私立学校」と称されることもある。学校の開設発起人である出資者が校舎を建設し、必要な設備・備品を整え、学生の募集を行う。学生が学費・雑費を納入する他、父母は学校建設のための賛助金を徴収される場合が多い。学校の経常経費については、学費収入の他、社会各界からの寄附が充てられ、政府からの援助はない。教育者の段君宜女史が個人で資金を集め、1993 年に北京市朝陽区に創設した 3 年制の高級中学である私立君誼中学はその一例である。また別の例として、国家教育委員会、中央教育科学研究所、首都師範大学、北京市教育科学研究所などに所属し、教育事業に関心をもっていた 9 人の発起人が資金を工面してやはり 1993 年に共同設置した小学校と初級中学・高級中学からなる寄宿制の私立華誠学校がある<sup>78</sup>。

#### (2) 社会団体・組織による設置・運営

この種の学校の代表的出資者は、中国国民党革命委員会、中国民主促進会、九三学社など民主党派と呼ばれる社会組織や非営利の事業団体（公立機関である場合も含まれる）である。その事例としては、天津市の婦女連合会が中心となって 1993 年に開設された寄宿制の天津三毛芸術学校<sup>79</sup>などがある。

#### (3) 企業による設置・運営

この種の学校は一般に投資額は大きく、施設・設備も充実しており、生徒の募集範囲も

広く、学費も相当な高額である。例えば、上海市の企業グループである新黄浦集団が設置した新黄浦実験学校は、小学校と初級中学の計 21 クラスからなる九年一貫制の学校である。「平江小区」と呼ばれる、いわばニュータウンの中に創られた同校の建設には 1 億元（約 15 億円）が投入され、充実施設・設備と優秀な教員陣が売り物であった。同校を設けたことでニュータウンの不動産としての価値は大いに上がったという<sup>10</sup>。

#### （４）教育産業による設置・運営

上記の企業立学校の一つとも言えるが、前者が教育とは本来無関係の不動産会社、メーカーなどによって設置されるのに対して、この種の学校は教育を本来の事業内容とする企業が設置するものである。例えば、浙江万里教育集团は 1993 年に創設されて以来、1999 年までの間に普通教育、職業教育、高等教育をカバーする一連の学校群を創り上げた。同グループ傘下の諸学校は教職員 1,000 人、在校生 6,000 人余りを擁し、すでに各級各種の人材 1 万人余りを社会に送り出している<sup>11</sup>。

以上の分類は、さらにいくつかのヴァリエーションが存在する。第一の個人により設置・運営される学校のうち、海外の華僑や香港・マカオ・台湾などの中国系住民が祖国の教育発展のためにと資産を投じて学校を興す場合は、別範疇とする考え方もある。第三の企業による設置・運営についても、中国の企業だけでなく、海外の企業との合弁で学校が創られる場合を別範疇とすることが可能である。さらに、第四の教育を事業内容とする企業による設置・運営に関して、近年では株式会社方式によるものが出現しており、これを別範疇とする考え方もある。この方式については、浙江省台州市椒江地区がその発祥地である。沿海に位置し各種工場・企業が集中する同地区の高級中学充実を求める地元のニーズに着目した地元企業 14 社が共同出資するとともに、30 万元の投資が可能な個人も株主とすることにより、台州市書生教育実業有限責任公司を発足させ、台州市書生中学を設置したのである<sup>12</sup>。

#### 4. 民営学校の長所

民営学校のうち、個人の設置・運営するものが私立学校と呼ばれ、他の民営学校と区別される場合もある。しかし、社会主義の中国では「私立」の呼称には依然として根強い抵抗感があることも事実であり、公立学校以外の学校の総称は「民営学校」で統一されている。民営学校の呼称は、上述したとおり、文革期にも使用され、それ以前にも存在したも

のであり、十分に定着している。しかしながら、文革後の改革開放政策の中で生まれてきた民営学校とそれ以前のものとは大きな差がある。すなわち、文革終結以前の民営学校は物理的条件ないし施設・設備やスタッフの質に関して、決して公立学校に比肩し得るものではなかった。これに対して、近年の民営学校の中には公立学校に勝るものも現れているのである。これは明らかに市場経済化の中での「民営」の正統性 (legitimacy) が中国の社会全体に浸透してきたことと深く関わっている。

民営学校が社会の支持を受けている原因としては、主として二つの側面がある。

第一に教育内容の充実である。基本的には国の定める教育課程を遵守するという前提の下ながら、公立校との差異を際立たせるため、民営学校の多くは外国語やコンピュータなど現代社会が求める知識内容を教育の中で突出させ、課外も含めてスポーツ、芸術、社会実践などの分野での多様な活動を準備することで、子どもの多面的な興味・関心の発達や成長を図ろうとする姿勢を明確に打ち出した。これを実現するには施設・設備・スタッフの充実を要することは言うまでもない。ちなみに、公立校に関しては、新教育課程を規定する2001年7月に出された「基礎教育課程改革要綱 (試行)」でようやく小学校高学年での「外国語」導入方針が盛り込まれた段階である。また、寄宿制の採用により、甘やかされて育ちがちな一人っ子に規律ある生活態度や自活能力を身に付けさせることに重点を置く学校も少なくない。1993年の時点で7つの省・市の民営学校を対象に実施された調査では、「北京市の17校のうち90%は寄宿校<sup>13)</sup>」であることが明らかにされている。

第二に、学校の管理運営に関する特色である。つまり、ほぼ全ての民営学校が理事会を置き、かなりの程度の運営自主権を承認されて行政当局との間に一定の距離をおき、経費の使用や人事管理、教育の内の事項の管理に関してより柔軟性をもつようになっている。理事の構成にもよるが、社会との接点を公立学校より多く持ち得るようになった。上述した特色あるカリキュラムや教育活動も相対的に自由で柔軟な管理運営から生まれたと言えよう。また、魅力あるカリキュラムとともに、資質や能力の高い教員を確保しうるか否かが民営学校経営の成否の鍵となるが、民営学校の教員の圧倒的多数は公立学校を退職した経験豊富な教員や公立学校からの実績のある転職教員である。彼らは前任校において優れた教育指導で評判の者が少なくなく、公立学校教員に比べ高給で招聘されるが、逆に業績が上がらなければ容赦なく淘汰される。この柔軟な教員人事も運営自主権ゆえに可能となるのである。但し、給与は高額でも、住宅、公費による医療、定年後の保険などの面で、公立学校に及ばない民営学校もある。

## 5. 公立学校の「転制」

以上述べてきたのは、民営ないし非公立学校の状況であったが、近年の顕著な動きとして、公立学校の民営学校化がある。公立学校の「転制」と呼ばれるものである。中国語の「転制」という言葉は「転変所有制」の略であるが、もともと所有制の転換と運営メカニズムの転換という二つの意味が含まれる。公立学校の資産は国の財産に属するものであり、転換後もそれが私有財産に変わるものではない。従って、具体的には「学校の運営自主権の拡大と運営資金出所の変更を中核とする教育行政・管理体制の変更および学校内での管理運営方式の変更<sup>14</sup>」を指す。端的には、これまで縷々述べてきたような民営学校の運営方式を公立学校に導入し、経費自弁の小中学校に変えていくことである。この「転制校」は別名を「民営公助」、つまり民間により運営され公的援助を受ける学校と呼ばれる。

民営学校に対する政府の姿勢は上述した各種法規に示したとおりであるが、この「転制」問題に明確に言及されたのは1996年に国家教育委員会が公布した「全国教育事業の第9次5か年計画および2010年までの発展計画」においてであった。同「計画」には、「第9次5か年計画の期間中、各種の民営学校を積極的に発展させ、既存の公立学校は条件が備わった時に状況を斟酌して『公営民助』や『民営公助』の学校に変わることも可能である。2010年までには、政府による学校運営を主とし、社会の各界が共同で参与する学校運営体制ならびに公立学校と民営学校がともに発展する方式を基本的に形成する」と記された。

1996年から徐々に出現した「転制校」は、北京市を例にとれば、99年5月の時点までに36校を数えるところまでになった<sup>15</sup>。天津市では117校、上海市では2000年に同市の教育委員会が認可したものが14校、2001年には22校を数える<sup>16</sup>。こうした公立学校から「民営公助」の学校への転換を促した背景として、その根底に学校間の格差が考えられる。

中国の公立学校間の施設・設備面および教育の質に関する格差の存在は紛れもない事実である。全ての学校の質を一挙に高めることが不可能な状況の中で、ごく限られた数の学校を「重点学校」に指定し、集中的な資源・人材の投入を行って、意図的に格差をつけてきた固有の歴史もある。そうした実態があるにもかかわらず、義務教育段階においては優秀な者を選んで特定の学校に入学させるのは適当でないとの観点から、進学に際して学区内の最寄りの学校へ入学させる政策が採られることになった<sup>17</sup>。しかし、ごく少数の質的に優れた学校へ学区外から入学を希望する者が存在することから、重点校や地域の優秀校は入学定員の一定数を割り、入試を含む所定の選抜<sup>18</sup>を通じて入学者を決定していた。

また、多少成績が劣る場合でも、一定額の費用を負担すれば入学許可されることも普遍的な現象であった。「賛助費」や「学校選択費」と呼ばれるこの種の経費は相当額にのぼった。北京市の例では、良質の小学校の場合3～4万元、重点初級中学の場合2万元以上、高級中学の学校選択費は5～6万元ないし7～8万元にも達したという<sup>19</sup>。わが子の教育に熱心な一部の親は1999年の都市住民の一人当たり年収5888.77元<sup>20</sup>の数倍に相当する高額にもかかわらず支払った。そうした親の中には、経済活動の自由化に伴って都市に流入し、子弟の転入学に必要な当該地の戸籍を持たない者も含まれていた。他方、増収に熱心な学校は越境入学者の比率を上げ、ある中学など1学年の越境入学者が「20%を越えていた<sup>21</sup>」とされる。

こうした不正常な状態を当局が黙認放置するわけもなく、再三にわたり不当な経費徴収を戒め、1996年には国家教育委員会と國務院の関係部門が北京市で検査を実施している。北京市を例にとれば、同市の教育委員会が「1998年の小学校卒業生の初級中学進学工作に関する意見」を出し、「三つの廃止、一つの保留」の原則を堅持するとともに、初級中学の入試を完全に廃止することを決めた。「三つの廃止」とは①重点初級中学の廃止、②公立学校での越境入学者の廃止、③「三好生<sup>22</sup>」と呼ばれる優秀者の推薦入学の廃止であり、「一つの保留」とは、文学・芸術、スポーツ、科学技術などの面で際立った特長を有する者については全入学者の2%の範囲内で特別入学させることである<sup>23</sup>。ただ、越境入学やそのための経費徴収が皆無になったとは現在でも言い難い。同「意見」ではまた、初級中学と高級中学とが併置されて、ほぼ一貫校のように運営されてきた完全中学と呼ばれるものに関して、小学校とともに九年制義務教育を構成する初級中学と高級中学との境界を明確にするため両者を分離することや、重点初級中学の廃止も打ち出された。

学校間格差をなくすには、質の劣った学校に重点的なテコ入れをし、施設・設備や教員を充実させる必要がある。しかし、上述のとおり、公財政にそのための余裕はない。そこで、民活導入により、「転制」、つまり公立学校の民営学校への衣替えが行われたのである。民間の新しい運営母体は行政当局によって既存の施設・設備をそのまま利用することを認められた上で、私的財源によって更なる改善を図った。また教員についても公立校より好条件で質の高い教員を新たに招聘した。「転制校」は、公立校で入試や越境入学が禁止された後、「総合能力テスト」などで選抜を行い、良好な教育環境を売り物に、わが子の将来に期待と不安を抱く父母を惹き付けた。また、これらの学校の多くは従来の重点学校と提携し、その「分校」といった形をとったり、重点学校の優秀な退職教員を招聘すること

で生き残りや発展の途を見いだした。

ちなみに、「転制校」のうち成功した典型例とされる上海の西南位育中学で実施された父母へのアンケート調査の結果によれば、「転制校」に惹かれた理由として挙げられたのは、「教育の質がよい」(89.9%)、「教師がよく、責任感がある」(78.2%)、「学校に特色がある」(76%)、「校風がよく、学習がしっかりと行われる」(75.3%)、「上級学校への進学への望みがある」(69.8%)などであり、この結果からは父母の「転制校」に対するかなり高い評価が明らかになったとされる<sup>24</sup>。公立校であった時代とは違って、他校に勝る教育サービスを提供することにより顧客としての児童・生徒を獲得しなければ生き残れない「転制校」の努力の表れであろう。

### おわりに

以上、改革開放政策の下、とりわけ市場経済化の中で起こった学校設置形態の多元化の状況を述べてきた。公立学校に加えて、民営学校、それも建国前の共産党支配地域からの伝統を受け継ぎ、紆余曲折はありながらも文革終結時まで一貫して存在した民営学校とは相当に異質な、むしろ建国初期まで存在した私立学校に類似した民営学校が多数あらわれ、さらに公立学校から民営学校への衣替えを図る動きも見られる。この背景には、①教育予算不足という難題を抱える一方、消費刺激剤としての教育という観点<sup>25</sup>をもつ政府、②鄧小平の「先富論<sup>26</sup>」に支えられ、急速に豊かになった人々を中心として、よりよい条件の学校を求め、従来の千篇一律の公立学校教育に飽き足らない親、③学校の管理運営の細部にまで及ぶ統制の除去を望む学校関係者という三者三様の思惑が働いている。

絶対数の少ない民営方式の学校が公立学校改革にどれほど大きな影響力を及ぼしうるかを即断することは難しい。ただ、社会の中に公立学校の競争相手が現れたのは事実であり、これが公立学校改革の一つの契機となっていることは確かである。上述した96年の「計画」が「転制」問題に明確に言及した翌97年に、国家教育委員会は「当面の義務教育段階における学校運営行為を適正化することに関する若干の原則的意見<sup>27</sup>」を公布した。同「意見」は、多元的な学校運営形式を原則的に認めながら、その一方で、「義務教育段階の公立小中学校はいずれも『学校の中の民営学校』あるいは『校内の民営クラス』を開設してはならない。すでに運営されているものについては即刻清算し、今後はこの種の『学校内学校やクラス』を一律に運営停止にし、『一校両制』を行うことを厳禁する」としている。「学校内学校」や「一校両制」とは、公立学校の内部に民営部分を設ける方式を指

し、「意見」はこの方式に対する既存の公立校に見られる過度に積極的な取り組みを戒めるものであった。しかしながら、そうした行き過ぎは、裏返せば、民営方式による学校運営の利点・長所が公立校の間で認識されたからに他ならないのである。

#### 【注】

- 1) 中華人民共和国教育部發展規画司編刊『中国教育事業發展統計簡況』、1999年、28～29、47、54頁
- 2) 何東昌編『中華人民共和国重要教育文献 1949～1975』、南海出版社、1998年、142頁
- 3) 民営の原語は「民弁」であり、建国後は「民立」より多用されている。
- 4) 羅邁「開展大規模的群衆文教運動」（1944年11月15日に辺区文教大会で行った総括講話）、中央教育科学研究所編『老解放区教育資料（二）抗日戦争時期・上冊』、教育科学出版社、1986年、36頁
- 5) 『人民日報』1968年11月14日に掲載された山東省嘉祥県馬乗公社馬乗小学の教員からの投書であり、その後、小学校の大隊移管問題に関する紙上討議は3年も続いた。
- 6) 胡衛編『民弁教育的發展與規範』、教育科学出版社、2000年、98頁
- 7) 第三次全国教育工作会議での朱鎔基首相演説の中の言葉（『中国教育報』1999年6月21日）
- 8) 張志義編『私立、民弁学校的理論與實踐』、中国工人出版社、1994年、372～400頁
- 9) 同上書、397～400頁
- 10) 胡衛編、前掲書、107頁
- 11) 同上書、108頁
- 12) 同上書、118～125頁
- 13) 張志義「七省市民弁中小學的幻聽調查及对策建議」、張会軍、戎占懷、相力編『教育産業化实用全書』、開明出版社、2000年、932頁
- 14) 公立中小學「転制」問題研究課題組「北京市公立中小學校”転制”問題初探」、馬叔平編『北京民弁教育發展與展望』、京華出版社、2000年、61～62頁
- 15) 同上書、61頁、
- 16) 張民選「転制學校—事实、成因與前景—」、『中国教育：研究與評論』第1輯、教育科学出版社、2001年、87頁
- 17) この政策は「義務教育法」や「中国教育改革・發展要綱」に盛り込まれた。
- 18) 数学、国語など教科別学力コンクールの上位者が小学校から推薦される場合もあった。

- 19) 鄒金榮『中国民弁教育立法研究』、人民教育出版社、2001年、40頁。国家教育委員会基礎教育司の王定華は「儲備金」、つまり将来無利子ながら返還される、いわば「学校債」として「10万から30万元」も徴収される場合があるとしている(王定華「民弁中小学:問題與対策」、『人民教育』1997年第5期、13頁)
- 20) 国家統計局編『中国統計年鑑 2000年版』、中国統計出版社、200年、313頁。
- 21) 鄒金榮、前掲書、40頁
- 22) 身体も、学習も、他の活動もすべて立派な生徒という称号を与えられた者。
- 23) 中国教育年鑑編輯部編『中国教育年鑑 1999年版』、人民教育出版社、1999年、446頁  
および 64頁
- 24) 胡衛編、前掲書、113頁
- 25) 第三次全国教育工作會議で、朱鎔基首相は「家庭の貯蓄額の30%は教育のための準備であり、平均増加率20%前後の教育関係の消費が都市住民の最大消費費目である」と述べた。
- 26) 「貧困は社会主義ではない」「先に豊かになれるところから豊かになろう」という主張。
- 27) 胡衛編、前掲書、546～549頁



## 市場化の中のベトナム高等教育

大塚 豊

### はじめに

古代には中国、近代にはフランスによる支配を覆したベトナムは、超大国アメリカの約 20 年にわたる圧迫にも屈せず、ついに 1975 年 4 月 30 日のサイゴン陥落により南北の統一を実現した。以来、四半世紀が過ぎた。この間、ベトナムでは統一的な高等教育システムの構築と発展が図られてきた。

1999 年現在、全国には学士号取得につながる大学が 64 校、3 年ないし 3 年半の短大が 75 校の計 139 校の高等教育機関が存在する。大学の教育課程は 1 年半から 2 年間の一般教育課程とそれに続く専門教育課程からなる。通常の修業年限は 4 年間だが、工学系は 5 年、医学・歯学系は 6 年制である。在籍者数は 81 万 660 人であり、段階別の内訳は、学士課程 64 万 1,147 人、短大レベル 15 万 7,710 人であり、この他、20 大学に置かれた 3 年制の博士課程に 1,950 人、40 大学の 2 年制の修士課程に 9,853 人が在籍している<sup>1)</sup>。

教職員は 1998 年現在で 4 万 4,225 人であり、このうち教員は 2 万 5,354 人である。全教員のうち女性が 39 % の高率を占め、少数民族出身者は 2 ~ 3 % を占める。年齢構成はアンバランスで高齢者が多く、35 歳以下の者は全体の 30 % にとどまっている。高齢化傾向は歴史の長い有名大学ほど顕著である。大学院教育を受けた者の比率は低く、1996 / 97 学年度の教員総数 2 万 3,359 人のうち、修士号取得者は 2,821 人、博士号取得者は 4,220 人に過ぎない<sup>2)</sup>。

### 1. ドイモイ政策の導入

1986 年末、ベトナム共産党第 6 回大会において「ドイモイ」(刷新) 政策の導入が決定されたことは、ベトナム社会を著しく変容させる一大契機となった。計画経済から市場経済への移行と対外的には全方位的な開放策を二大特徴とする同政策の下で、ベトナムは万般にわたり大きく変わった。高等教育も無論その例外ではない。南北の統一から 86 年までのベトナムの高等教育はと言えば、中央集権的な計画経済に奉仕することが唯一絶対の使命であり、具体的には国有部門や政府行政機関へ人材を供給することが求められていた。

全ての高等教育機関が割り当てられた定員どおりの人材の養成をただ受動的にこなしていただくだけであり、しかも運営のための経費は国家予算の約2%と、きわめてわずかなものであった。また、卒業生は大学によって職場を斡旋されることになっていた。しかし、大学が十分な数の雇用機会を確保するのは容易ではなかった。大学教員について見れば、安月給にインフレが追い打ちをかけ、1991年4月の時点で、大学の講師レベルに支給されていた月給7万6,400 ドンは、米36キロに相当する額に過ぎなかった。多くの教員は生計を維持するために、本来の仕事とは無関係の副業に従事せざるを得なかった。

こうした深刻な諸問題を解決するため、ドイ・モイ政策導入に伴う一連の高等教育改革が実施された。改革策の主要な方向を要約すれば、次のようになる。

①高等教育は国有部門や政府機関のみならず、民間を含む全ての経済部門に奉仕すべきである。

②高等教育は政府の計画に依拠するばかりでなく、広範な社会的ニーズに緊密に対応すべきである。

③政府予算以外にも、利用可能な全てのルートからの財源を活用すべきである。

④政府による卒業時の職場配置に加え、卒業生は労働市場に自ら雇用機会を探るべきである<sup>3)</sup>。

こうした基本方向は定まったものの、ドイモイ政策下の高等教育改革が新政策導入直後からそれほどスムーズに進んだわけではない。1987年から93年までは改革の準備段階と見なされており、この時期には、国全体としてきわめて深刻な経済困難に直面する中で、高等教育改革に割きうる財源は乏しく、現実に実行された改革は限定されたものとならざるを得なかったのである。改革は1993年以降にようやく本格化した。その中心は既存の高等教育機関の構造的変容と管理運営方式の改革であった。

## 2. 構造的変容

まず第一に構造上の改革に関しては、単科大学を主とし、しかも極めて細分化された専攻ごとに教育を進める旧ソ連モデルからの脱却が図られた。1993年には従来のハノイ大学、ハノイ第一師範大学、ハノイ外国語師範大学の合併によりハノイ国家大学が生まれた。ホーチミン市でも1995年に従来のホーチミン市大学、同市師範大学、同市ポリテクニク大学、同市工業師範大学、同市農林大学、同市建築大学、同市経済大学、同市財政会計大学、法律大学ホーチミン市分校が合併してホーチミン国家大学となった。従来の各大学は

新しい総合大学の一般教育、人文社会、工学、建築、経済、法律、農林、師範、技術師範の各カレッジとなった。また、フエ、ダナン、タイグエンの主要 3 都市の数大学も 1994 年にそれぞれ合併し、総合大学として再出発することになった。

こうした合併により、例えばホーチミン市国家大学の場合、在籍者 17 万人を擁するまでに膨れ上がった。ちなみに、合併前の 1990 / 91 学年度における政府統計を見れば、ホーチミン市大学の学生数は 2,148 人に過ぎない。その後の各大学の拡張、とりわけ授業料収入を上げるためにパートタイムなどの形で受け入れられた非正規学生の数がいかに膨大なものであったかを窺うことができる。こうした大拡張の結果、運営上の支障も現れ、4 年後の 99 年 9 月には師範大学とそれ自体が在籍者 4 万 7000 人の大規模校である経済大学との分離独立が決定された。同様に 3 大学の合併で生まれたハノイ国家大学では、旧師範大学キャンパスに国家大学としての本部ビルが建設され、2000 年から活動を始めたにもかかわらず、ホーチミン市国家大学と同様、ほどなく師範大学の分離が決まっている。そもそも合併自体が大学の意向とは無関係に政府の一存で進められたものだとの批判が大学関係者からは強い。そして、この合併・分離劇に端的に示されるように、ベトナムの高等教育は移行期に見られがちな文字どおり試行錯誤状態にある。

ドイモイ政策下では新しいタイプの大学も生まれた。準公立大学および私立大学である。前者は土地・建物などインフラ整備費は国に依存し、經常経費のほとんどは授業料収入と民間からの寄付に依存するものであり、ホーチミン市の公開大学、同市のマーケティング大学など 4 校である。私立大学というのは、インフラ、經常費ともに国からの資金援助が皆無で、実質的に南北統一前に南には存在した「私立」と変わらないものである。しかしながら、社会主義の看板を掲げるベトナムでは、「私立」の呼称使用への抵抗感が依然としてある。2000 年 7 月には 57 条からなる「私立大学規則」が公布された。1989 年創設のタンロン大学を皮切りに、現在の 16 校まで発展した私立大学は、同規則において「国民教育制度を構成」（第 3 条）し、「大学・教員・学生の権利および任務に関して公立大学と同等」（第 4 条）のものとして正式認知された。管理運営に関する重要問題は、学長、設立資金の投資者代表、大学の共産党組織代表など最低 7 名からなる管理委員会（第 14 ~ 23 条）において決定されるのである。これらの新しい大学が高等教育人口のいっそうの拡大を支えるであろうことは疑い得ない。

### 3. 管理運営の規制緩和

第二に、管理運営方式の改革に関しては、大学に運営上のより大きな自主権が与えられることになった。例えば、従来は国によって指名されていた大学長が学内の選挙結果に基づいて任命されるようになった。カリキュラムに関しても、一般教育課程の基幹科目など一部科目の開設・履修について教育訓練省が指針を示すのを除いて、各大学がカリキュラム編成の責任を担うようになった。学生の入学定員は各専門学問領域に対する潜在的な需要と当該大学の収容力を勘案して国が決めるが、この国が定めた教育任務の完遂を前提として、各大学は定員を超えて先に触れた非正規学生などを受け入れることが可能になった。1993年に法律で正式に認可された授業料徴収が大学に収入創出の途を開いたのである。授業料の徴収額などは法規により制限され、大部分は教育経費や施設・設備の維持経費に使われるが、教職員や学生の福利厚生や文化活動にも全体の10%が使用しうることになっている。さらに、各大学は研究成果の生産活動への応用など各種収益事業に取り組めるようになった。

この他、各大学は海外の大学と積極的に交流協定を結ぶことを奨励され、この面でも大学の自主権は以前に比べて拡大した。ちなみに、国際交流に関して、ドイモイ政策が進められた1987年以降、ベトナム政府によって海外に派遣された留学生は、87年2,047人（うち1,200人は大学院生。以下、括弧内の数字は大学院生）、88年1,998人（1,215人）、89年2,072人（1,099人）、90年1,139人（388人）、91年913人（307人）、92年588人（545人）、93年704人（631人）、94年1,010人（870人）、95年998人（848人）、96年1,082人（932人）、97年1,154人（999人）である<sup>\*)</sup>。92年の落ち込みは、それまでベトナム人留学生の主要な受入れ先であった旧ソ連邦崩壊の結果である。その後、留学先は全方向的に拡大し、なかんずく毎年150～200人もの学生に奨学金を提供しているオーストラリアへの留学が大幅に伸びた。この他では、フランス研究に対してとくに多数の奨学金が準備されているフランスへの留学者が多く、ロシアならびに関係修復が図られた中国への留学生も徐々に増加してきている。こうした公費派遣の留学生の他、私費留学生として海外へ出かける者も増えており、93年から5年の間に5,500人を数えた。また、ホーチミン市国家大学工学部とタスマニア大学との例のように、外国大学との間の教育協力協定に基づき、「サンドウィッチ方式」や「トゥイニング方式」と呼ばれ、ベトナム人学生が修学期間の一部を協定校で過ごす方法も実行されており、アジア工科大学(AIT)のベトナム分校で学ぶベトナム人学生もいる。

おわりに

2000年8月22日に教育訓練省によって策定された「2010年までの教育発展戦略(草案)」では、「工業化、近代化、持続可能な発展に必要な高度な資格を有するマンパワー需要を十分に満たし、科学、工学、生産、ビジネス、社会サービスの発展を加速化し、世界市場での競争力を高め、なかならず知識経済および情報化社会に対応するため」、高等教育在籍者数を2000年時点での人口1万人当たり117人から、2005年には140人、2010年には200人に引き上げるという目標が示された<sup>\*)</sup>。このために、「2005年までに20校、2010年までに10校の短大レベルの高等教育機関を開設する。二つの国家大学を2005年までに充実させ、2010年までには4校を充実させる。大学の中に近代的な実験室や図書館を創り上げる。2校の公開大学で遠隔教育を実施するため、近代的な施設・設備、教材、専門家をそなえる」とされ、「教育法に則って、大学・カレッジの自主権とアカウンタビリティを強化する。高等教育の質の確保を目指して、迅速に会計検査組織の活動を実施する」と述べられている。

しかしながら、インフラ整備ならびに教員の質的向上がなされないままで、更なる学生数の増大が起これば、必然的に高等教育の質の低下を招来するであろう。大学と約300を数える国の研究機関との間に交流がなく、大学は教育機関に過ぎず、新たな知の創造拠点として弱い性格も根本的には改まっではない。10年前に比べて、学生数は6倍も増えたのに対して、教員数は1.5倍の伸びに留まっている。教員一人当たりの学生数は上昇し、逆に学生一人当たり教育費は下がり続けている。多くの課題のうちでも教員の質的向上が目標実現のカギとなろう。優秀な者が大学以外の職に就くことなく、逆の流れが起こってはじめて、ベトナムの大学の将来は明るいと言えよう。

【注】

\*1) Le Thac Can "Development of Higher Education in Vietnam" (Unpublished mimeograph ), 2001.

\*2) World Bank, *Vietnam Higher Education Academic and Finance Survey 1999*, Hanoi, October 1999, pp.29-31.

\*3) Lam Quang Thiep, "Ten Years of Reform in Higher Education System in Vietnam: Ininitial Achievements and New Challenges", (全27頁で *Vietnamese Studies Review*, No.3, 1998, RMIT,

Australia 掲載用に執筆された原稿)。 筆者はベトナム教育訓練省の高等教育局長の職に 10 年間あり、現在は教育訓練省大臣補佐を務める。

\*4) Lam Quang Thiep、前掲論文、16 頁

\*5) The Ministry of Education and Training, *Vietnamese Education Development Strategy to Year 2010 (Draft)*, August 22, 2000, p.19

## ベトナムにおける私立大学の成立と発展

大塚 豊

### はじめに

1986年12月にドイモイ（刷新）政策を導入し、経済の自由化など諸般の改革を急速に推進してきたベトナムでは、高等教育の分野でもさまざまな改革が行われた。単科大学を主とし、きわめて細分化された専攻ごとに教育を進める旧ソ連モデルからの脱却が基本方向であった。90年代前半には従来独立して運営されていた数校がハノイ、ホーチミン市、フエなどで大規模な総合大学に改組され、90年時点で360を数えた専攻の整理も進んでいる。但し、既存9大学の合併により在籍者17万人を抱え込んだホーチミン市国家大学では、逆に運営上の支障も現れ、99年9月には師範大学とそれ自体が在籍者4万7000人の大規模校である経済大学との分離独立が決定された。同様に3大学の合併で生まれたハノイ国家大学では、旧師範大学キャンパスに国家大学の本部ビルが建設され、1999年から活動を始めたにもかかわらず、ホーチミン市と同様、やはり師範大学の分離が決まっている。この合併・分離劇に端的に示されるように、まさしく移行期の試行錯誤段階にある。なお、こうした改革を急速に推進するため、教育行政機構の改革も実施され、1990年には、それまで分かれて存在した教育省と高等教育省が一本化され、教育訓練省となった<sup>1)</sup>。新たな教育訓練省が制定した「1990年～95年の高等教育改革プラン」では、高等教育改革で実現すべき多くの目標が提出されたのである。

さらに、高等教育改革にとって重要な契機となったのは、ドイモイ政策導入からちょうど10年後の96年12月に開かれたベトナム共産党の第8期大会第2回全体会議で採択された「工業化・近代化過程における教育・訓練開発の戦略的方向と2000年までの任務について」と題する重要な決議であった。そこには、国家発展の需要に応えるため、2000年には高等教育の規模を1995年時点（機関数109、在学生数29万7900人）の1.5倍にすることをはじめ、幾つかの重点的な大学の設置や、外国への留学・研修者の拡大など、新たな発展方向が示された。とりわけ、市場化をすすめるベトナムを象徴するものとして、公立一本槍だった状況を転換し、「準公立学校や私立学校を開設し、とくに幼児教育のための諸学校、高校、中等専門学校や職業訓練校、大学および短大の各教育段階で私立学校

を徐々に開設する」との記述は注目に値する。

## 1. 非公立大学の 카테고리

上記の「決議」の記述にも、①準公立（英語訳は semi-public）、②民立（people-founded<sup>72)</sup>）、③私立（private）という類似概念が混在しているが、計画経済から市場経済への移行期にある現在は、非公立の教育機関の性格規定、あるいは教育の民営化（privatization）をめぐる関連諸概念の整理はまだ十分ではない。しかし、現実には就学前教育、後期中等および中等後教育段階での職業訓練教育では上記3範疇の学校がすべて存在するのに対して、高等教育段階では前二者があるのみで、私立という考え方は未だない。三者はどう違うのか。

非公立校のインフラ整備費と経常費の支出関係を見ると、準公立というのは土地・建物などは国が整備するが、経常経費は在学者や父母が支払う学費収入にほぼ依存する機関である。公立校が経常費のおよそ80%を（残りは90年代に徴収されるようになった学費からの収入）国の予算で賄うのに対して、準公立校の経常費への政府の援助は7~8%にとどまる。この準公立高等教育機関としてはホーチミン市の公開大学があり、その他、短大レベルであるが、ハノイ市郊外にあるビジネスアドミニストレーション大学、蓮の花を意味するホアセン大学（99年6月に準公立校指定）、ホーチミン市のマーケティング大学の、合計4校がある。なお、ハノイにも公開大学が1校設置あるが、これは国立である。

次に、準公立機関の対極にある私立機関はインフラ、経常費ともに国からの資金援助は皆無であり、いずれも受益者が準備する。中間の民立機関もインフラ、経常費など財政的にはまったく受益者負担である点では私立と同じだが、私立と民立を分けるのは、その管理運営の在り方、とくに管理者の就任方法である。私立学校長は自らの私的所有物である学校の長になり、それを代表できる。一方、民立学校の長は発起人ないし創設準備会と呼ぶものによって選出され、しかも、このグループは必ず青年団体、婦女連合会、教育学会、科学協会など何らかの社会的団体・組織の推薦を受けなければならないのである。

さて、高等教育のレベルで最初の民立大学であり、「昇り竜」を意味するハノイの旧名を校名に冠したタンロン大学が最初に創設されたのは1989年であった。1975年の南北統一以前の南ベトナムには11校の主として宗教団体によって経営されていた私立高等教育機関が存在していた<sup>73)</sup>。ところで、この南北統一前の私立学校数については諸説あり、例えば、国家教育開発研究所のダン・バー・ラム現所長は、「1975年の時点で7校の私立大



学・カレッジが南ベトナムに存在していた<sup>4)</sup>」とする。また、同研究所のレ・タク・カン前所長は、「1975年以前に南に存在した私立大学は以下の6校であったという。すなわち、①ダラット大学（カトリック系、1958年にダラット市に創設）、②ヴァンハン大学（仏教系、1964年にサイゴンに創設）、③ホアハオ大学（ホアハオ教系、1965年にアンザン省に創設）、④カオダイ大学（カオダイ教系、1966年にタイニン省に創設）、⑤ミンドウック大学（1960年代後半にサイゴンに創設）、⑥クーロン大学（1960年代後半にサイゴンに創設）<sup>5)</sup>」。

しかし、いずれにせよ、南北統一によって人民共和国となって以降、大学を含めて非公立の機関はまったく存在しない状況が長く続いた。タンロン大学の誕生はこの状況に小さな風穴を開けたのである。かくして同大学の第一期新入生50人から出発した私立大学での教育も1999年3月現在、後掲の表1に示すように機関数は16校を数え、その在籍者総数は1998年の時点で約6万6000人を擁するところまで発展した。ただ、常勤教員は2834人と多くない。これら常勤教員のうち博士学位保有者の比率は31%である。一方、高等教育全体では16%と相対的に低い。また、50歳以上の者は高等教育全体では20%に対して、公立校の退職者が多いために私立大学では30%である。私立大学を支え、その教員の圧倒的多数を占めているのは、非常勤で教える公立大学からの退職教員や現職教員である。教育訓練省は公立大学の現職教員が私立大学で教えることを許しており、私立大学は公立大学の支えで成り立っているとも言える。従って、公立大学教員の招聘が禁止されるといった政策変更が起これば、私立大学は致命的な危機に直面するのである。

表1. ベトナムの私立大学一覧（1999年3月現在）

ハノイ（4校）	タンロン大学、フォンドン大学、ドンドー大学、経営管理大学
ハイフォン（1校）	ハイフォン大学
ダナン（1校）	ズイタン大学
ホーチミン市（8校）	外国語・コンピュータ大学、ヴァンラン大学、工芸技術大学、フンヴォン大学、ホンバン大学、ヴァンヒエン大学、トンドクタン 工芸大学、技芸短大
ソンベ省（1校）	ビンズウォン大学
ドンナイ省（1校）	ラクホン大学

## 2. 私立大学の発展過程

私立大学発展史は、3つの時期に区分できる。まず1989年から92年の「実験期」には上述のタンロン大学をはじめ、わずかに3、4校が存在していた。私的所有権を見とめた政府は、私立大学の出現をその一環として容認し、暫く成り行きを静観していたのである。

続く1993年から96年は私立大学にとって「黄金期」と呼ぶにふさわしい。ドイモイ政策の継続・発展が一大潮流となり、開放精神の昂揚の中で、私立大学が陸続と誕生した。

これに対して、1997年から今日までは「調整期」と考えられている。調整という言葉と日本語の語感とはほぼニュートラルだが、ベトナム語のそれは実際にはいくぶん「縮減」を意味し、「赤信号」が点灯している時期であると言われる。その背景には、上述した概念の不明確さが大いに関係している。そこで、政府は現在、関連概念の整理も含めて、新たな関係規則を準備中である。この規則はおそらく2000年には正式公布されると見られている。この規則公布まで、先の「黄金期」とは違って、私立大学の更なる拡大に対して、政府は相当に慎重な態度をとるようになっているのである。

しかしながら、縮減という言葉とは対照的に、30件以上の私立大学の創設申請が各種の社会团体・組織からの推薦を添えて、教育大臣のもとに届いているという<sup>9)</sup>。これらの私立大学の創設に投資しようとする者は、いずれも十分に潤沢な開設準備資金の保有を示したが、最近の政府の設置認可に対する慎重な姿勢を前にして、待ちきれず同資金を教育ではなく別の事業への投資に回す者も出てきている。私立大学創設がある種のブームになっている背景には、教育を経済活動の一環と考え、私立大学は投資対象として割に合うものという企業家的精神が働いている。加えて、推薦を行う社会团体・組織は大学開設まで関わりをもつだけであって、開設後の展開についてはほぼ無関係になる。経済と教育と一緒に考えてよいのか、私立大学が利潤を追求することは許されるのか、社会团体による推薦の適否や必要性など、高等教育の民営化に伴う根本的な議論が展開されているのである。

## 3. 私立大学の設置認可と運営

私立大学の設置認可の権限は今のところ首相にある。教育訓練省は首相の決定の判断材料となる各種データや資料を準備する機能を果たしている。

設置認可のプロセスに関して興味深いのは、まず、私立大学の開設を希望する発起人ないし創設推進会のメンバーが彼ら自身の適格性や、新たな私立大学設置に向けて行動を起

こすことの正統性の承認を求める予備審査の段階が存在することである。これは発起人グループが大学開設のために投資家を募り、教授陣を招聘し、国有地や建物の借用を行う際に、そうした活動が公認されたものであることを示す必要があるからである。発起人は、①投資予定者、推薦社会団体の名称、学長就任予定者、理事長候補者など人的側面、②開設予定の学科や専攻、教育プログラム、それらを担当する主要な教授陣の招聘構想など教育の中身に関わる側面、③財源、土地や校舎といった物理的条件確保の側面という三つの側面に関する事実を明記した書類を添えて、教育訓練省に申請を行う。

申請が行われると、教育訓練省の代表、計画投資省（同省内には教育担当部局がある）の代表、ときには大学開設予定地（ハノイ市、ホーチミン市など）の代表など、通常5～9人からなる設置評価委員会のメンバーが教育大臣によって任命され、提出資料の信憑性について審査に当たる。この審査結果を教育大臣が首相に提出して判断を仰ぐのである。

この結果、設置推進が認められると、この時点で発起人グループの使命は終わる。これ以降は上記の審査で承認された理事会が中心となる。理事の人数はタンロン大学は4人、ヴァンラン大学は6人と、大学によって異なるが、理事長には電信会社や石油会社の社長などが就任している。この理事会が正式に学長を選任し、教育訓練省に承認を求める。こうして決まった理事会や学長が1～2年かけて具体的に開設・運営を進めることになるが、学生募集定員をはじめ、教育に関わる具体的事項の決定は大学からの申請に基づいて個別に教育訓練省が許可していくのである。

私立大学を含むすべての高等教育機関に対して開設後の経常的な事項に関する指導や管理を行うのは教育訓練省の高等教育局であるが、同局の手にあまる問題については、省内に別置される視学委員会も協力するしくみになっている。高等教育局は主としてカリキュラムや教員の質の維持に責任を負っている。大学カリキュラムの基本構造は、高等数学、外国語、マルクス・レーニン主義哲学、政治経済学といった諸科目を含む基礎ないし一般教育段階とその後の専門教育段階（専門基礎教育と専門教育に分ける場合もある）とからなる。ドイモイ以前は開設科目や内容など、あらゆる事柄が教育訓練省によって統一的に決定されていたが、近年は大学の自治と社会的な説明責任（accountability）の理念が唱えられるようになり、大学自身がカリキュラムや教育内容をある程度決定しうるようになった。原則的に教育内容の70%は教育訓練省が決定し、残り30%は大学に自由裁量権があるというものである。しかし、経済の市場化や技術の進歩に伴って新たに導入された専門教育段階の科目や内容をはじめとして、教育訓練省が専門的知識や経験の欠如のため十分

に教育内容の決定や教科書編纂を行えない科目に関しては、大学の自由度がいつそう広がる。各私立大学は新味を出すために、この面での工夫をこらしているのが窺える。

ホーチミン市のヴァンラン大学ビジネスアドミニストレーション学部の例を挙げれば、最初の1年半、つまり3学期は、教育訓練省が定めたプログラム4という経済学・ビジネスアドミニストレーション分野の基礎教育段階のカリキュラムにほぼ則って、各学期8～9科目、それぞれ30単位前後が履修される。続く専門教育段階では既存の諸大学の専門課程カリキュラムとともに、米、仏、日、豪など諸外国の当該分野のカリキュラムや1975年以前の南ベトナムに存在したダラット法律・ビジネスアドミニストレーション大学のカリキュラムなどを参照して、第4学期の10科目から第8学期の6科目（卒業論文や実習を含むために科目数が少ない）まで、各学期30単位前後の科目が履修されている。

私立大学の財政に関して、開設の時点では投資家からの資金が募られるが、私立大学運営のための経常収入の最大財源は学費収入である。学費徴収額の基準として教育訓練省が定めているのは4年制以上の機関で年額200万～400万ドン（1万1000ドン＝1米ドル）、3年制の機関で150万～300万ドンである。公立の月額9万ドン～15万ドン、従って年額120万ドン前後に比べて割高である。最初の私立大学であるタンロン大学の場合、学費の年額は280万ドンで、毎年5%程度値上げせざるを得ないという。また、財源確保のために、運営実力を上回る数の学生を入学させる大学もある。

私立大学の教員は、上述したように非常勤教員が多数を占めている。再びタンロン大学の例で言えば、99年には常勤30人に対して、非常勤150人である。ただ、公立大学教員の月給が100ドル程度（具体的事例として、博士学位保有者で学部卒以来22年間の勤務経験を有する助教授の月給は80万ドン）と少なく、副業が不可欠な状態の下で、非常勤教員の中には週に6時間と、授業負担では常勤者と大差がないほど教えている教員も少なくない。私立大学での非常勤の報酬は、学歴、教室の大きさなどにより3ドル～7ドルである。一般的な非常勤教員の報酬は1時間当たり3万ドン～4万ドンと言われ、博士学位保有で定年間近の有力教授では5万8000ドンになる場合もある。私立大学で3日間、かなりの授業時間をこなせば、それだけで公立大学の月給に相当する収入が得られるとあって、公立大学の教員には歓迎されている。また、公立大学の教員が所属大学を通じず、個人的に招聘された場合、本務校に知られることはなく、学外非常勤活動への制限はほぼないことから、アルバイトに血道を上げ、本務校での授業が疎かになるケースもあるという。

おわりに

以上述べてきた既存の私立大学に問題がないわけではない。例えば、ホーチミン市のヴァンヒエン大学は理事会内部の紛糾が原因で、教育訓練省によって学生募集停止の措置がとられた。また、ハノイ市のドンドー大学の場合、定員枠を超えて学生を入学させるなど、管理運営面での問題が表面化し、学長交代や理事会解散が命じられる事態が起こった。後者の場合、政府の干渉に対しては、社会に賛否両論があり、本件は法廷に持ち込んで争われることになった。このドンドー大学に限らず、私立大学にとって、財源の確保が最大の問題なのである。そして、私立大学が仮に失敗すれば、その際の犠牲者は学生である。政府が慎重にならざるを得ない所以もここにある。

1998年の私立大学の卒業生数は、最初のタンロン大学を中心に500人余りにすぎなかった。しかし、今年まもなく後続各大学からも相当数の卒業生が続々と社会に送り出されることになる。これらの卒業生の就職状況を見ると、政府の認めた募集定員1000人の約半数しか学生を受入れず、敢えて質の維持を図ってきたタンロン大学の卒業生の就職状況は好調である。一方、問題を抱えた上記のドンドー大学も含めて他校出身者も就職はそれほど難しくないといい。結局、市場化の産物である私立大学は市場という強力な評価者によって淘汰され、あるいは発展していくであろう。限られた財源の中で政府が提供しうる高等教育機会の飛躍的な拡張は望めないにもかかわらず、もともと国民が教育熱心なベトナムで、進学を求める社会的ニーズはきわめて高い。この点から見れば、ベトナム高等教育改革の新要素として生まれた私立大学の将来は決して暗くないと言える。

#### 【注】

\*1) 裴明賢(Bui Minh Hien)「八十年代以来的越南高等教育改革」『比較教育研究』(中国比較教育学会誌)1997年第3期、50頁

\*2) 私立大学の英訳として、*people-established university* が使われる場合もある。

\*3) David Sloper, and Le Thac Can eds. *Higher Education in Vietnam*, Institute of Southeast Asian Studies, 1995, p.55 (邦訳は大塚豊監訳『変革期ベトナムの大学』、東信堂、1998年、69頁)。

\*4) Dang Ba Lam, "Vietnam" in Gerard A. Postiglione, Grace C. L. Mak eds. *Asian Higher Education*, Greenwood Press, 1997, p.362

\*5) Le Thac Can, "Non-public Higher Eduatoin Institutions in Vietnam (Unpublished mimeograph), 2001

\*6) 1996年まで教育訓練省大臣補佐であったヴ・ヴァン・タオ (Vu Van Tao) 教授に対して筆者が1999年9月20日に行ったインタビューによる。この事実に限らず、本稿で採り入れた情報の少なからぬ部分が同教授および訪問調査時のベトナム人専門家各位の御教示による。付記して謝意を表したい。

## ベトナム国立大学訪問調査記録

大塚 豊

### はじめに

アジアにおける高等教育の民営化研究の一環として、ベトナムの国立大学について調べ始めた筆者が直面した深刻な問題は、日本語によるものがほぼ皆無であったことはもとより、英語、さらにはベトナム語でも書かれた関連の情報・データがきわめて限られていたことである。研究を進めるには生の情報やデータを直接集める以外に方法がなかった。そこで、1999年9月19日～27日、2000年9月7日～18日、2001年10月1日～7日の3回にわたり現地調査を行い、可能な限り実際に国立大学を訪問し、関係者へのインタビューを行った。訪問した各大学では、多くの場合、学長や副学長が自ら、あるいは学部長や教務主任といった肩書きの幹部スタッフが多忙の中を対応して下さった。以下は、その際の質疑応答の内容を要約したものである。インタビューでは、①創設時期、②創設発起人ないし設置者、③学部・学科構成、④学生数、⑤教員数とくに専任・兼任教員比率、⑥授業料、⑦教員報酬、⑧管理運営の組織と機能、⑨特色ある教育、⑩政府による関与と支援などは共通項目として情報の収集に努めた。

### 1. タンロン大学 (Thang Long University ハノイ市)

調査月日：1999年9月20日、2000年9月12日

面談者：Huynh Mui 学長

ベトナム最初の実験的国立大学としてのタンロン大学が、1956年にフランス留学から帰国し、長くハノイ大学教授の職にあったホワン・スアン・シン教授によって創設され、同大学が教育訓練省から認可を受け、非営利機関として設置されたのは1988年12月であった。当時はまだ「大学」ではなく、「タンロン高等教育センター」と呼ばれていた。

創設当初、タンロン大学は唯一、数学・コンピュータ科学科のみを置いていた。1989年に第一期生約50人が入学した。第二番目の学科である経営学科は1992年に開設され、第一期生54人が入学した。以後、開設される学科には若干の改廃が見られる。創設から

約10年を経た1997年には5学科を擁するところまで発展しており、開設学科は在籍者数の多い順に挙げれば、①経営、②情報・コンピュータ、③外国語(英語)、④法律、⑤数学の5つであった。2000年現在、法律学科は存在するが学生数は0であり、数学科も学科としては存在しているが、実質的に情報学科と合併された状態にある。従って、2000年の時点で設置されている学科およびその下位の専攻は、以下のとおりである。第一に情報学科(①情報科学、②IT、③通信の各専攻)、第二に経済学科(①経営、②財政・簿記、③財政・銀行、④マーケティングと貿易、⑤経営情報管理、⑥開発経済の各専攻。開発経済専攻は在籍者なし)、第三に外国語(英語)学科(①英語教育、②ビジネス英語、③ビジネス日本語の各専攻)である。

これらの学科のうち外国語学科は実質的に英語学科である。その専攻の一つである英語教育専攻といっても伝統的な学校の英語教師を養成するのではなく、ビジネスセンターなどで英語を教える者の養成を主眼としている。また、日本語教育に近年力が入れられており、日本語専攻の場合には、卒業のために通常必要な210単位の他に、40～45単位分の追加学習を行うことになっている。

1997年の在籍者数は1,700人、その学年別の内訳は、1年生600人、2年生500人、3年生400人、4年生200人である。学年が上になるほど学生数が減少しているのは、途中で落第や中退していく者が全体の3分の2と多いからである。ムイ学長によれば、数年来の淘汰率は1割程度とのことであった。1998年の入学者は300人、99年450人、2000年669人である。また、1997年からは入学者の選抜に関して新しい試みが行われるようになった。正規の1年生として入学許可される者に加えて、0年生として相当数の者を仮入学させる措置が採られたことである。例えば、1997年には200人、98年には180人、99年には250人の0年生が入学している。この0年生は、基礎学力が相当あるが、1年生として入学させるには学力が足りない者である。こうした学生を不合格としないで仮入学させ、入学後に補習を行い、正規生のレベルに追いついたと判断された時点で、通常のクラスに編入するのである。99年入学の0年生のうち、1年間のうちに3分の1は1年生に編入されている。0年生に対しては、通常半年間で教えるマクロ経済学などが1年間かけて教えられる。学生は1年間に40～50単位取得するが、0年生は時間的には50単位分くらいかけて30単位程度取得するよう指導が行われる。経験的に見て、1学期で大学での勉学のペースやレベルに慣れれば、2学期からは比較的円滑に単位を取得しうるようになるという。逆に、正規の1年生として入学した者でも、学業不振者は0年生のクラスに移す措置も採られている。



授業料は 97 年には所属学部にかかわらず年額 240 万ドンであり、国立の 150 万ドンと大差がない。授業料には種々の設備の使用料や学生が通学に使うバイクや自転車の駐輪料も含まれている。99 年の授業料は 280 万ドン、2000 年は 300 万ドンと、授業料は年々値上げされてきたが、物価の上昇率が 5 % であり、実施的な値上げになっていない。創設当初に教授陣の訓練や教育プログラム・教材の開発などの面で援助を与えたパリの高等管理学院 (Institut Supérieur de Gestion) からの財政的な援助はなく、タンロン大学は運営経費のほぼ全てを学生からの授業料収入でまかなっている。なお、ムイ学長との個人的付き合いを通じて日本に設けられたタンロン大学後援会が 96 年以降、60 ～ 70 万ドルの支援を行っている。同後援会の会員数は 2000 年 5 月現在で 462 名である。

大学予算の使途は大まかに言って、次のような比率になっている。教員給与 53 %、教材等の教育経費 10 %、事務費 5 %、建物の建築費ローンの返済 20 %、学生の課外活動等 2 ～ 3 %、職員のための福利厚生費 5 % 弱であり、残りが将来の発展のために投資として使用される。創設以来ずっと赤字経営が続いていたが、96 年以降、若干の黒字に転じた。収入を増やすためには、より多くの学生を受け入れることが考えられる。教育訓練省に申請して認められている入学定員は 1,000 人であるが、実際にはこれを下回る者を入学許可してきた。現状の 2 倍程度の学生が入学すれば経営的には楽になるが、質を維持するために、タンロン大学は敢えて入学者を抑える政策をとり続けている。

教員数は 1997 年に常勤者が 15 人、非常勤が 120 人であったが、99 年には常勤 30 人、非常勤 150 人に増加した。常勤教員はいずれも 24 歳以下の若手講師であった。常勤教員の給与は初任給 60 ドルから始まり、暫くして 120 ～ 130 ドルに上げられる。これは国立大学の同等の教員が受け取る 100 ドル弱に比べて高いものである。こうしたタンロン大学の常勤教員のポストは人気があり、4 ～ 5 のポストに対して 200 ～ 300 人の応募者がある。また非常勤教員に対しては、当該教員の資格や勤務内容により異なるが、1 時間の授業当たり 3 ～ 7 ドルが支払われている。交通費は自己負担であり、教材・プリントなどを作成する場合には、必要な経費の補助が行われている。120 人のうちの約 3 分の 1 が教授であり、残りは講師である。各非常勤教員は毎週 5 ～ 8 時間教えており、非常勤講師としての収入は月額 200 ～ 300 ドルとなる。

タンロン大学の管理運営に当たる学内の組織は理事会である。2000 年現在、理事会は①初代学長であったホワン・スアン・シン教授、②2代目の学長であるフィン・ムイ教授(学長の任期は 4 年となっているが、ムイ学長は 6 年間にわたり学長職にあった)、③3

代目のフー学長の他、④ベトナムIT委員会副議長であり、かつてのサイゴン大学教授であったウェン・リン・オク氏、⑤教育訓練省で大学局長を勤め、現在は同大臣顧問およびハノイ大学教授であるヒイエップ氏、⑥郵便・電信会社社長の6人で構成されている。2000年7月に公布された国立大学規則には教員代表を理事会メンバーとすること、および党支部がある場合には同代表を加えることが規定されており、タンロン大学には党委員会が存在しないことから後者は当てはまらないが、教員代表については理事会への参加が予定されている。

## 2. フォンドン大学(Phuong Dong ハノイ市)

調査月日：2000年9月13日

面談者：Nguyen Dang Chung (日本語学科主任)

フォンドン大学の創立は1994年7月8日であり、2000年9月に第7期生が入学した。1999年の10月末にはベトソー文化会館で5周年記念式典が挙行された。

開設学部は①経営管理、②情報工学(コンピュータ)、③外国語、④経済法、⑤建築工学(建設、橋梁)の5学部であり、その他に情報工学センターおよび外国語センターを有している。

キャンパスは4つあり、外国語学部、通信工芸および大学本部はハノイ市の54 Vu Trong Thong, Thanh Xuanにある。但し、土地、建物とも借り物であり、大学が独自に所有するものはない。

学生数は全学で約5000人であり、一方の教師数は常勤者が約80名、非常勤は多数で約200人である。具体的な学部・学科の状況を見るために、外国語学部の日本語学科を取り上げると、同学科の学生数は150人弱であり、これを日本人1人を含む常勤2人と、同じくハノイ在住の日本人1人を含む5人の非常勤の、計7人で教え、3人が1つの学年を担当することになっている。。外国語学部にはこの他に英語、ロシア語、ドイツ語、フランス語、中国語の各学科が置かれている。

教員の報酬は授業1コマ当たり5万ドン～2万ドンであり、常勤者は240コマ～300コマを担当している。報酬の月額額は50万ドン～90万ドンになる。学科主任の場合、年間240コマ(一週当たり8コマ)を教えることが基本給の範囲内の仕事量として義務づけられ、これ以上の時間数は1コマ当たり37000ドンの別途手当が支給される。面談したチャン主

任は週当たり 20 コマ教えているので、12 コマは超過勤務となり、12 コマ× 4 週間× 37000 ドンが超過勤務手当として支給されている。従って、チャン氏は基本給の月額 90 万ドンに加えて、学科主任としての手当 40 万ドン、昼食代 15 万ドンに超勤手当を加えた月額約 200 ドルが収入となる。こうした報酬は国立大学教員に比べて高いものであり、国立大学の約 1.5 倍に相当するという。若手教員の場合、年間の授業数は約 300 コマと、年配教員に比べて授業負担が大きくなっているが、報酬は基本給の月額約 30 万ドンと昼食代 15 万ドンが支給されており、国立大学教員とほぼ同額になる。

学生は英語、数学、国語の 3 科目の入試を経て選抜され、外国語学部の場合、英語の得点を 2 倍にするというウエイトをかけている。入試の受験料は 10 万ドンである。授業料は年額 250 万ドン～ 300 万ドンである。

カリキュラムは教育訓練省が示す基準に基本的に沿ったものになっている。1 単位は 15 コマ (1 単位時間は 45 分) からなる。

大学の管理運営に関して、フンドン大学の創設時には、全国の社会科学・人文科学委員会委員長、ハノイ祖国戦線の責任者、元ハノイ大学長、フンドン大学の現在の学長代行および副学長の 5 人から構成された創立委員会が置かれた。同委員会が創設申請を行って設置認可されたのである。設置後の管理運営組織としては、学長代行 (現在フンドン大学は学長が不在)、副学長、元ハノイ大学副学長の 3 人からなる理事会がおかれ、ここで基本的方針や財務方針などが決定される。また学長代行および副学長の計 2 名からなる学校監督委員会が教務、財務、給与、人事などの具体的問題を全て日常的に決定している。教員は人事問題など、この委員会と交渉することになっており、権限がかなり集中した組織であることが窺われる。

2000 年の時点で、すでに 2 期の学生が卒業している。国立の機関への就職は国立大学が有利である。日本語学科の場合、前年の日本語コンクール優勝者が就職できていないなど、就職はそれほど容易ではなさそうである。

### 3. 経営管理大学 (University of Management and Business Administration ハノイ市)

調査月日：2000 年 9 月 11 日、2001 年 10 月 5 日

面談者：Do Que Luong 学長・理事会議長、Le Khac Doa 副学長、Do Doan Hai 副学長

経営管理大学はベトナム経済学会（Vietnam Economic Association）を支援する社会団体とし、1996年6月15日付けの首相決定（No405/TTG）に基づいて創設された。このベトナム経済学会は20年の歴史をもち、本学の学長で経済計画担当の元副首相でもあるチャン・フォン氏が会長をつとめている。チャン・フォン氏はまた30年前は国立ハノイ大学経済学部長であった。

本学は250人の株主によって支えられており、資本金は150億ドンである。株主には大学への愛着を高めるために大学の内部の人々を募ることにしており、一人が最低1000万ドン（約8万円）を拠出することを求めている。この見返りとして投資者には年間15%の利息が支払われる。

本学は企業管理者、財務、貿易関係の専門家養成を目的として、現在、①ビジネス・アドミニストレーション、②コンピュータ科学、③ビジネス英語の3分野において学士号取得に向けた教育を行っている。本学の教育目的のために、単に関連知識の伝達のみならず、問題分析能力、創造性、実務能力を身につけさせることに努めている。

各分野のカリキュラム構造ないし関連科目への時間配当（比率）は次に示すとおりである。

	ビジネス管理	英語	コンピュータ科学
経済・ビジネス管理	135	75	36
英語	90	150	90
コンピュータ科学	24	24	129
その他の知識	39	39	33
合計	288	288	288

2001年10月現在の学生総数は6,500人で、教育訓練省の監督下にある。近年の応募者ならびに入学許可した学生数は2001年が5,600人に対して1,600人（教育訓練省によって認可された入学定員は1400人であったが、この定員は新入生募集開始後3日間であまってしまったため、定員を超過して入学を許可した）、2000年には4,300人に対して1,200人、1999年には3,300人に対して1,000人であり、応募者、入学許可者の数はいずれも増加傾向にある。

本学はコンピュータ教育および英語教育に力点を置いており、国立大学では卒業に必要な単位数は210単位だが、本学は280単位を課しており、国立大学より多い分はコンピュータと英語の教育に費やしている。例えば、ビジネス英語だけで90単位であり、卒業時にはほぼ国立の外国語大学に匹敵する英語の授業時間数になる。

3年生の中から毎年15人のTOEFL500点以上、他の科目の成績も7割以上の者を選抜してオランダのイェンター大学に1年間派遣する。彼らのうちの14人はイェンター大学卒業の資格を取得した。

従来の教師中心の講義方式をいかにして学生中心に変えていくかが当面の問題点である。

現在2つのキャンパスで教育を行っているが、土地は10年契約で借りている。建物はホテルとして建てられてものの観光業の不振で使い道に困っていた建物を利用している。全収入の20%を借地代に使っている。また収入の5%を将来の発展のために使っている。2002年完成予定の新校舎には400億ドンを使う。

学費は高く、私学の平均330万ドンに対して、本学は年額410万ドン（約4万円）である。この額は創設時に決定されたものであるが、国立大学はもちろんのこと、他の私立大学に比べても高額であり、入学希望者が集まるかどうか懸念された。高い授業料の他、経営管理大学の特色は、入試に選択肢問題を採用していることである。この方式をとっているのは国内では3大学のみに限られている。ホーチミン市国家大学でも2000年に一部の専攻で選択肢問題による入試を実施した。2001年10月初旬に実施された全国大学長会議の席上、この入試の出題方式の実施が提唱されており、経営管理大学はこの面で先導的な位置にあるといえる。

土地、建物は借り物だが、内部の施設・設備は自前で揃えたものであり、新たに建設中の新キャンパスが完成すれば、現在のキャンパスや建物は付属高校として使う予定であり、これにより、高校から大学までの一貫教育により将来の経営管理者の養成を行うことが可能になる。また、印刷会社と提携して大学運営の印刷工場ももつことになっている。

元副首相の学長をはじめ、11人と他大学より多数（一般に副学長は2～3名であり、なかには副学長を置かない大学もある）置かれている副学長にはいずれも各界の大物が就任している。彼らの元の職業は、例えば、国家会計局長、経済大学副学長、外国貿易大学長、党幹部、経済省局長、教育省専門職業教育局長、貿易省の局長、交通大学長、法務省研究所長、行政管理庁長官などである。このうち財務担当副学長のBay氏、教務担当副

学長の Dao 氏、大学運営のコンサルティング会社担当副学長の Luong 氏の 3 名のみが副学長の給与を受けているだけで、残り 8 名は副学長の肩書きをもって、各学部に張り付いている。

教員はコンピュータ関係の常勤教員 20 名、英語関係 53 名であり、これにそれぞれ 15 名、40 名の非常勤教員を雇っている。他大学の教員を非常勤講師として招聘する場合には、最低でも修士号の保有者としてになっている。非常勤教員の報酬は、一般の講義の場合には 1 時限当たり最低限 22000 ドン、実践的授業の場合には 60000 ドンが支払われている。教員に関する一般的な問題点として、年輩の教員はソ連式の教育方法になれており、英語が強くなく、コンピュータが使いこなせないといった弱点がある。そこで若手の経済学関係の教員を養成することに力点を置いており、オランダや台湾に毎年 10 人ずつを 2 年間派遣している。

当面の問題点としては、教員の質であり、その他には入学生の質がある。現在、入学生の 50 % くらいは質的に問題がある。また社会の国立大学に対する差別的見方も問題である。

管理運営組織として、運営委員会 (Board of Management) が置かれる。同委員会のメンバーは 25 人であり、財務、教務など重要問題はすべて年 2 回開催されるこの会議で決定される。このメンバーには投資者及び教員代表も加わっている。

事務体制は事務局長の下、①教務係 (入試、学生管理) ②組織及び管理係、③会計・財務係、④基本建設係、⑤庶務係 (施設・機器の使用割り当て)、⑥渉外係に分かれている。

学部 (Faculty) と呼ばれる教育組織は①哲学・人文、②数学 (高等数学、数量経済学)、③コンピュータ (フランスのマルセイユ大学と交流協定あり)、④英語 (一般教育としての英語、ビジネス英語)、⑤商学・観光、⑥財務・会計、⑦ビジネス・アドミニストレーション、⑧法律、⑨経済学、⑩会社経営に分かれている。

教材はほぼ自前で準備しているが、マルクス主義経済学に関する教材など基本科目のものは国立大学で使用されている教材も使っている。カリキュラム編成に関してはかなりの自主権があるが、マルクス主義経済学、共産党史、軍事訓練などについては、教育訓練省の規定を厳密に守ることが求められる。これらの科目は学生の間では人気がないが、教えざるを得ない。また、入学定員をはじめ、入試に関しても教育訓練省の監督は厳密である。しかし、すべての事柄を厳しく管理すれば国立大学は運営を継続することが難しくなり、破産の可能性も出てくる。従って、現在のところ国立大学に対する教育訓練省の管理は緩

やかである。教育訓練省からの財政的支援は皆無であるが、税金は免除されている。

卒業した第一期生 700 人のうち 500 人が就職できるというように、国立大学に比べても勝るとも劣らない好成績を挙げ得た背景として、卒業年次になってからではなく、入学直後から将来の就職について常に学生に意識させるような指導がなされている点がある。また在学中のアルバイトを奨励し、早くから働くことに対する経験と準備を行わせるように配慮されている。卒業前には企業などに学生を派遣して実習を行うことになっており、この実習期間中に当該企業に認められて就職が決まった学生が少なくない。以前であれば、大学卒業生の就職先は官庁というのが一般的であったが、市場経済化の中で就職先が多様化してきている。2001 年 10 月初旬の全国大学長会議の席上、首相が大学生に自ら職業を創り上げる「起業家精神」を持たせる必要性を強調した。

学生は、①履修課目にすべて合格するような優秀生(全体の約 30%)、②全履修課目の 25%以下が追試後にも不合格の平均的學生(全体の約 40%)、③全履修課目の 25%が追試後も不合格で原級留置の処置がとられる平均以下の學生(全体の 30%)の 3 種類に分類することができる。原級留置になる者の数は 3900 人中の 700 人くらいである。第一期生 800 人のうち 4 年間で卒業したのは 700 人であった。後二者については、指導力の優れた教員をつけるといった配慮がなされている。こうした措置にもかかわらず学業不振で中退していく者もいるが、その数はそれほど多くない。

#### 4. ドン・ドゥー大学 (Don Do University ハノイ市)

調査月日：2001 年 10 月 5 日調査

面談者：Tran Van Dac 学長代理

1994 年 10 月 3 日の首相決定 (No.534/TTg)に基づき、現首相の Phan Van Khan 氏によって設置認可された 4 年制の多学科を擁する学際的の大学である。在学生数に関しては 1998 年現在、約 1 万 4000 人と、既存の私立大学中で最大規模である。創設された 1994 年当時、私立大学はまだ少数であった。本学の設置推進委員会は 8 人構成であり、その中には名誉職的存在の元外務大臣の他、他大学・研究所の教授 7 名が含まれていた。創設申請時に準備しなければならない基本資金は多くなく、設置推進委員会メンバーが個人的に拠出したもの以外は全て第一期生からの学費収入をあてにするという状況であった。しか

し、ベトナム物理学会を支援母体として擁し、元外相が設置推進委員会のメンバーに入っていたために、設置認可までに要した期間は半年間という短さであった。このように迅速に認可されるケースはきわめて稀である。

設置当初から5つのキャンパス(約3 ha)をもっていたが、これらの土地ならびに校舎として利用している建物はすべて国有企業所有の使用されていなかった建物を転用したものである。ハノイの本校以外に、南部のドンナイ(Dong nai)、ヴィンロン(Vinh Long)、カーンホア(Khanh Hoa)の3省にも分校があり、ビンディン(Binh dinh)には短大ももっていたが、3分校については教育訓練省の通達により廃止になった。上述したように多数の在籍者を抱えるドン・ドゥー大学は既存の教室・施設ではスペースが不十分であり、午前中は7時から12時、午後は1時から6時までと、二部制授業を行うことでやりくりが為されている。

開設されている学科(department)は、①基礎科学、②情報科学(コンピュータ・情報工学)、③工学・環境、④経営・ビジネス、⑤建築、⑥国際関係、⑦外国語、⑧建設・都市計画の8学科であり、学科とするには至っていないが、開設されている専攻(major)としては、①情報科学・情報管理、②電子・通信、③観光管理、④法律経済・コンサルティング、⑤金融・銀行の4専攻がある。こうした学科や専攻の設置に際して、私立大学は国立大学に比べて柔軟性を発揮している。ドン・ドゥー大学の工学・環境学科を例にとれば、既存の環境関連のコースとして、従来ハノイ国家大学では環境科学が教えられ、ハノイ医科大学には環境医療に関するコースが存在した。しかし、環境問題への対応ではこれらの国立大学に置かれた既存のコースでは不十分と判断されたことから、ドン・ドゥー大学は環境管理・環境評価を含めて環境問題をより総合的に扱うことをねらった工学・環境学科の設置を決めた。このように社会のニーズに対応したり、既存の学問領域で欠けている部分を補う点において、私立大学は国立大学よりも機敏であり、逆にそうでなければ、競争に打ち勝ち、存続することができない宿命を負っているとも言う。

ドン・ドゥー大学の管理運営に関して、その最高意志決定機構として位置づけられる管理委員会(governing board)は7人構成である。具体的には、学長、副学長3人に加えて、国家原子力研究所の元所長、国家物理研究所の元所長、ハノイ国家大学の元副学長の3人から構成されている。管理委員会の下には、①人事、②総務、③渉外、④教務、⑤会計、⑤学生の各管理部門が置かれている他、視学室(educational inspectors' office)というものが設けられている。同室を構成する視学は学外者ではなく、学内者が担当するが、学長の



直属であり、定期試験や授業内容など教学に関わる全ての事項の監督に当たり、教育水準の維持、向上が図られている。

1994年には約5000人の応募者の中から2000人を入学させた。1997年には応募者は2万2000人に増え、その中から4000人に対して入学を許可した。2001年の応募者は1万7000人（実際の受験者は1万2000人）であり、このうち1500人を入学させた。この応募者数や入学者に見られるようにドンドゥー大学は必ずしも安定的発展を遂げてきたわけではない。実は、上記の分校廃止にも見られるが、ドンドゥー大学は過剰に学生を入学させ、財政的に問題があるとして教育大臣が同大学長の解任を要求したのである。大学側は学長の任免権は教育大臣にあるのではなく、学内の管理委員会の所掌事項であると反発し、訴訟にまでもつれ込むという事態が生じたのである。しかし、全体として見た場合、応募者および入学者数は増加傾向にあることに変わりはない。

私立大学に入学する学生は国立大学に入学できないため、仕方なく前者に入学するというのが従来の通り相場であったが、近年では、国立大学に設置されない新しい分野、例えば環境工学といった学科を私立大学は積極的に設置しているため、毎年1～2名と、多数ではないが、国立大学からドンドゥー大学へ転学を希望する学生もいる。一方、私立大学の建築学科に入学したものの、後に国立大学の当該学科へ移る者もいる。また、学生のレベルについては、ドンドゥー大学の中から各種の学力コンクールにおいて、トップではないとはいえ、上位に食い込み表彰される者が現れている。

学生から徴収される学費は年額250万ドンであり、これで大学の運営にかかる費用の全てが賄われている。一方、国立大学が学生一人当たりの教育の要する経費は年額1,200万ドンであるとされ、国立大学でも今日では年額約200万ドンの授業料を徴収していることを考えれば、私立大学が経済的に見て効率的であるというドンドゥー大学幹部の自負も根拠のないことではない。

上述した多数の学生の教育に当たる教員は、50人強が常勤者である。彼らのうち、ハノイ工科大学で教鞭をとった後、統計・環境省に勤務したチャン・ヴァン・ダック副学長など少数の管理者層を除いて、ほとんどはコンピュータおよび英語担当教員である。この他に約700人の非常勤教員を抱えており、国家科学・工学センターの物理学教授であるグエン・トゥアン・タン氏のように、非常勤ながら工学・環境学部長を兼ねているようなケースも少なくない。非常勤教員に支払われる報酬は国立大学よりも高く、例えばタン学部長のような場合、ハノイ国家大学で教えれば、1コマ（45分）当たり2ドルであるが、

ドンドゥー大学では倍の4ドルの手当てが支払われている。ベトナムの学術システムの特徴として、研究機関と大学とが遊離し、研究機能はもっぱら前者で果たされ、大学は教育機能のみを担ってきた。私立大学は国立研究機関のスタッフをパートタイム制で招聘する方法を積極的にとってきたのである。2001年10月初旬に開催された全国大学長会議の席上でも大学と研究機関との協力や連携の必要性が提唱されたが、私立大学はこうした改革の方向性を先取りしていると言うことができる。

優秀な教員の招聘には最大限の配慮がなされている反面、実験室など教育インフラの整備は遅れている。自前の実験室は少なく、多くの場合、他大学や企業の実験施設などを借用しているのである。とくに企業などの場合、大学より優れた施設・設備をもちながらも、その稼働率は100%でないことから、この空き時間を有効活用する意味で、大学生の実験用に使われることを歓迎する傾向にある。

## 5. ズイタン大学 (Duy Tan University ダナン市)

調査月日：2000年9月8日

面談者：Dong Ven Luyen 学長、Lo Cong Co 管理委員会主任・副学長

1992年にベトナム政府が私立大学の設置を容認し奨励する通達を出した。これに伴い、教育訓練省が大学設置発起人に対して、発起人ないし創設推進準備会の構成方法を初めとする各種規定を提示した。

大学設置の申請は最終的に大臣会議 (Council of Ministers) によって承認される必要がある。

1993年に教育訓練省は、ハノイではタンロン大学を含む2校、中央部ではズイタン大学、南部では工芸技術大学の創設推進準備会 (founding board) を承認した。

1994年にこれら4校の創設推進準備会は教育訓練省の示した教員、建物、施設・設備、カリキュラムなどに関する大学設置基準に合格するような大学づくりを求めた。こうした基準が全て満たされたときにはじめて正式の設置認可が与えられる。かくして、ズイタン大学を含む4校に対して、1994年8月に首相から大学創設の正式認可が与えられた。

ズイタン大学はベトナム中央部では唯一の私立大学であり、現在全国に存在する16校の私立大学の在籍者は高等教育在籍者総数の約20%に相当し、機関数では10分の1に相

当する。

ズイタン大学の創設推進準備会は 22 人のメンバーから構成され、彼らは資金を提供する投資者が 3 分の 1 を占め、残りは教員代表、専門家・学者、全国の政府機関の官僚などであった。

私立大学の設置を申請する場合、教育訓練省は各大学が最低 20 万ドルの資本金を準備することを求める。これに加えて、土地、建物など大学として最低限必要な施設・設備を整えるために、ズイタン大学の場合、200 万ドルが資金提供者から集められた。私立大学は営利を目的としたり、利潤を追求することを禁じられているが、資金提供者から集められた上記の経費は大学運営の過程で資金提供者に返還される。私立大学に対しては免税措置がとられており、研究成果やコンサルティング活動などを通じて、大学は一定の収入を得ることができる。

ズイタン大学は現在 3 つのキャンパスで教育を行っており、外国語、情報工学、ビジネスアドミニストレーション、観光、土木工学、会計の各学部をもっている。全学の在籍者数は 5000 人である。

大学の管理運営に当たるのは運営委員会 (management committee) であり、構成員は最低 7 人と規定されており、そのうち 4 人は教員側の代表である。

大学の教育や研究に関する事柄に関しては Scientific Council が学内の教員代表と学外の著名な専門家によって構成され、同委員会が教育や研究に関する提言を運営委員会に対して行うのである。

全学の教員数は常勤が 105 人、非常勤が約 50 人であり、前者がカリキュラムの 3 分の 2 の授業を担当し、後者が残り 3 分の 1 を担当している。常勤教員はほぼ大学院教育 (修士課程) を終えた者で占められている。勤務条件は外国語、会計、情報など人気のある学部では国立大学より良いが、土木工学などは国立に比べて劣っている。非常勤の給与は一般に国立大学より高く、例えば、ダナン大学の場合、45 分の 1 時限の授業に対して 8000 ドンが支払われるのに対して、ズイタン大学では 2 万～2 万 5000 ドン、とくにハノイやホーチミン市から集中講義を行ってもらうために招聘する有名な教員に対しては 6 万～10 万ドンが支払われている。この手当には旅費などは含まれておらず、それらは別途支給される。

私立大学の教員の給与は国立大学より良いように見えるが、国立大学の教員に対しては給与以外の種々の優遇策がある。

2000年7月8日には私立大学に関する正式の規定が政府から出された。これによれば国立と私立とは同格であるように記されているが、実際のところ私立大学は冷遇されている。

創設後は政府からのサポートはまったくなく、すべて授業料収入に依存して経営が行われている。授業料は年額80万ドンである。

卒業生の就職状況に関して、ズイタン大学からは過去2期の学生が卒業しているが、彼らの50%が就職することができた。一方、公立・民密を含む全ての大学卒業生の就職率は約30%でしかなく、この点ではズイタン大学の卒業生は健闘しているといえる。また、卒業生の中からは自ら会社を創設し経営者になっている者も現れている。

ズイタン大学が直面する問題点としては、以下の4点がある。

1) 経費不足

2) 完全に現代的なカリキュラムをもつに至っていない。カリキュラムの編成に当たっては、内外の大学のカリキュラムを参照した。とくに技術や工学分野においては不完全である。

3) 教員の質の向上

4) 外国の大学との交流を望んでいる。進んだカリキュラムなどを学ぶために外国のモデルを導入する必要がある。

## 6. ヴァンラン (Van Lang University ホーチミン市)

調査月日：2000年9月15日

面談者：Nguyen Ngoc Can 学長、Nguyen Xuan Phu 国際協力・研究部長

1994年1月の首相決定71/TTgに基づいて1995年1月27日にホーチミン市で最初の私立大学として創設された。その目的はベトナムの青年を高尚な倫理観と同時に専門的能力をもった市民に育てることである。

情報工学、応用科学、環境および生物工学学部、電子および電気冷蔵学部、商学部、ビジネス・アドミニストレーション、財務および会計、商法、外国語（英語学科のみだが、第二外国語として日本語、フランス語、中国語を選択することが可能）の合計9学部を設置している。

1999年に第一期生3200人が卒業したが、その80%は就職することができた。ビジネス・アドミニストレーション学部や商学部では85%が就職できた。これは全国の大学卒業生の就職率が3割程度といわれている中できわめて高い数字である。ビジネスアドミニストレーション学部では、四年制の学士プログラムに1500人が在籍し、1999年9月末に第一期生が卒業した。全学では2000年現在11000人の学生が在籍している。1999年の在籍者は15000人であり、入学者は年によって変動がある。5～6年後には2万人規模の大学にすることが当面の発展目標である。

教員は常勤が200人、非常勤が約200人である。常勤教員は1週間に6～9コマ教えており、月給は平均で約200米ドルであり、授業のない時間には他大学に非常勤で教えに行っている。非常勤教員の場合には1週間に3～12時間教えており、報酬は1コマ3～4米ドルである。非常勤の外国人教員に対しては1コマ当たり5ドルを支給している。非常勤教員に対しては、学期の始まる2か月前までに講義スケジュールを通知し、非常勤としての勤務の可能性を探っている。非常勤講師にはホーチミン市の著名な大学教員を招聘するよう心掛けているが、大学教員の他に、会社の経営者なども非常勤に招いている。

ヴァンラン大学の創設準備委員会は6人のメンバーからなっていた。これら6人のうちの3人はすでに物故者となっているが、残り3人については名誉職的な扱いにして、常に優遇している。設置申請に際して社会各界の著名人から構成されるFather Frontの推薦を受けたが、彼らはそのメンバーであった。ちなみにホーチミン市にある他の私立大学の場合、トンドクタン大学はホーチミン市の労働組合、フンヴォン大学は越華銀行が推薦団体であった。設置が認可された後に組織された理事会のメンバーは創設準備委員会の代表、教職員の代表、党組織の代表、学長など7人であり、そのうち理事長は石油会社社長が就任している。

設置のために準備された資金は100億ドンであり、これを使って土地、建物などが準備された。土地については当初借用していたが、現在は購入し自前になっている。また現在の2キャンパスに加えて増設中の3番目のキャンパス用地はホーチミン市が無償で提供してくれたものであり、公的な援助がほとんど皆無といわれるベトナムの私立大学の中にあつて、これは例外的な措置といえる。

大学の運営経費のほぼ全てが学費収入に依存しているが、学費は全学で平均すれば年額200万ドン（約150ドル）。環境学部が多少高いが、残りはほぼ同額である。

## 7. ヴァンヒエン大学 (Van Hien University ホーチミン市)

調査月日：2001年10月2日

面談者：Pham Xuan Thong 学長補佐、Hung 学生部長

ヴァンヒエン大学は1999年に創設されたばかりの新設の私立大学である。設置申請時には出資者のほか、主として国立大学の教授など8人からなる創立委員会が創られ、教育訓練省の審査を経て首相から設置認可を受けた。現在も土地・建物は全て借り物であり、この確保のために400億ドンが準備された。主キャンパスの中の建物は資金を借りた銀行の所有物である。

①言語学・文学、②文化研究、③観光、④経済学、⑤心理学、⑥社会学、⑦外国語、⑧情報工学、⑨通信・電子の9学部が設置されている。2001年現在、これら9学部には在籍する学生は3,341人であり、学生数から見れば、大学本部のあるキャンパスとは別のキャンパスに置かれた観光学部が最大であり、以下、経済学、通信・電子、情報工学の順に続き、文化研究は最小規模の学部である。1999年の創設初年度には2,000人の応募者があったが、2001年の応募者数は7,700人と4倍近くに増えた。これらの応募者の中から初年度には800人が入学許可され、翌2000年には2,000人が、2001年には1,500人がそれぞれ入学している。

授業料の額は学部により異なるが半年間の1学期で100万ドン以上であり、年額ではほぼ300万ドンである。

教員は100人余りであるが、このうちの約20人が常勤であり、残りは非常勤教員である。非常勤教員に対する報酬は資格にもよるが、平均すれば1コマ(45分)の授業当たり約4万ドンが支払われている。

大学の管理運営に当たるのは8人のメンバーからなる理事会 (Board of Directors) であり、年間予算や財産管理をはじめとする全ての重要事項に関する決定が行われる。

## 8. フンヴオン大学 (Hung Vuon University ホーチミン市)

調査月日：2001年10月2日

面談者：Le Tu Hy 学長補佐、Nguyen Duc Hoe 理事会議長

フンヴォン大学は 1993 年に設置申請を行い、教育訓練省による審査を経て、995 年 8 月 14 日に首相決定 No.470/TTG に基づいて正式に設置認可され、同年に第一期生の募集を行った。創設委員会の 9 人のメンバーには、ホーチミン市国家大学を退職したムザヒ教授、ウェン・チュン・ドゥ教授など有名な教授や 2 人の私立銀行家などのメンバーなどが含まれていた。これらの創設発起人は設置申請時に必要な基本資金の一部として自ら出資したが、その額はわずかであり、申請のためにハノイへ出かける航空券料金のような、象徴的な額であった。基本資金の大部分は銀行からの借入金であり、これにより合計 3 か所のキャンパスの土地や建物を借用した。これらの土地、建物は長期借用のために比較的廉価で借り入れることができた。

創設から 2001 年まで、①ビジネス・アドミニストレーション、②コンピュータ科学、③英語、④応用数学の 4 学科が置かれていたが、2001 年度からさらに、病院管理、日本語、中国語、フランス語、観光の各学部が設置されることになった。2001 年現在の在學生は約 4,000 人である。従来 600 ～ 700 人が毎年入学してきたが、学部新設に伴い、2001 年の新入生は 1,200 人に増えた。毎年の応募者は 1 万人程度である。

4 年間で B.A. ないし B.S. を取得することになっており、最初の 3 学期 (1 年半) は一般教育科目を履修し、残りの 5 学期 (2 年半) が各専攻分野の学習に当てられている。第 7 学期には卒業論文か卒業試験かのいずれかを選択することになっているが、多くの学生は論文を選択する。卒業生の 90 % が就職しており、この比率は国立大学より高いものである。卒業生の多くは公共セクターではなく、民間企業に就職しているが、国立に類似の分野がない病院管理学科の卒業生は公立病院へ就職している。

授業料は学部により異なるが、平均して年額 300 ドルである。大学の収入の大部分は、この学費収入であり、そのほかにはわずかながらコンサルタント活動や研究成果の社会への還元から得られる収入がある。政府からの財政的援助は皆無であるが、銀行からの長期ローンが借りやすいようにホーチミン市政府が銀行に働きかけてくれたり、土地購入の手続きを簡素化するなどの措置が講じられることがある。

教員は各学科でその長および 1 ～ 2 名が常勤であるのをのぞき、残りはすべて国立大学の教員など非常勤者である。非常勤教員の人数は 100 人以上である。彼ら非常勤教員に対する報酬としては、修士号取得者には 5 米ドル、博士号取得者には 8 ～ 10 米ドルと、資格により差が付けられているが、平均すれば 45 分間の授業につき 6 万ドンが支払われていることになるという。

大学の管理運営に当たるのは管理運営委員会 (administrative board) と呼ばれる組織であり、フンヴァン大学の 8 人の教授にソフトウェア会社の経営者 1 人を加えた 9 人で構成されている。同委員会が大学の運営に関わる重要事項のすべてを検討し決定するが、大学の年間予算は約 100 万米ドルであり、このうちの 40 % は人件費となり、残り 60 % が教育および施設・設備の充実などのために使われている。

## 9. トンドクタン工芸大学 (Ton Duc Thang University of Technology ホーチミン市)

調査月日：2001 年 10 月 3 日

面談者：Le Vinh Dahn 国際協力部長

1997 年に首相による設置認可を受けて創設された。設置申請は創設準備委員会 (Founding Board) によって行われたが、申請時以来、ホーチミン市の労働組合連合会が後ろ盾となっており、設置認可もそれ故に容易であった。労働組合連合会との密接な関係を示す事柄として、大学は通常の授業以外に、労働者のための短期研修コース (6 ~ 9 か月) を延べ 22 クラスも開設した。これらの研修クラスのうち、6 クラスはビジネス関係のものであり、12 クラスは製造業関係、残り 4 クラスは建築・インフラ関係の研修クラスであった。こうした研修を通じて、すでに約 1,500 人の労働者に修了証書を与えている。当初は 1 つのキャンパスだけであったが、4 年後の現在、3 つのキャンパスをもつに至っている。

開設されている学科は①電気・電子、②情報工学、③土木工学、④労働安全・衛生、⑤生化学、⑥応用数学、⑦経済学、⑧外国語、⑨社会学であり、理工系 6 学科に人文・社会学系 3 学科という理工系中心の学科構成になっている。文系大学の多い私立大学の中にあつて珍しい学科構成である。

教員の構成についてもトン・ドク・タン工芸大学は他の私立大学とは違った特色がある。すなわち、専任教員が約 100 人であるのに対して、非常勤は 50 人と、専任優勢の構成になっているのである。専任教員のうち正教授は 2 人のみであり、30 人は準授、38 人が助教授、残りは講師として位置づけられている。彼らの 3 分の 2 はかつてのソ連留学帰国者であり、残り 3 分の 1 が米、仏、タイ、オーストラリアからの留学帰国者であり、修士号や博士号 (留学帰国者の 3 分の 1) の保有者である。専任教員の給与は国立大学の同



等教員より多少高く設定されている。常勤教員は一般に彼らの時間の 80 %を本学で働き、残り 20 %の時間は他大学で兼務している。一方、非常勤教員は 15 週からなる 1 学期の間に 60 分のクラスを 1 週間に 2 クラス、年間では 4 クラスの担当するものとされ、その報酬は年額 280 米ドルと、ほぼベトナムの国民一人当たりの所得と同じ額である。

創設時以来の応募者および入学者は、1997 年が 4,000 人 : 1,072 人、1998 年が 5,000 人 : 1,375 人、1999 年が 5,500 人 : 1,048 人、2000 年が 6,200 人 : 1,452 人、2001 年が 9,000 人 : 1,450 人である。学費は人文・社会科学専攻では年額 200 万 800 ドン (約 186 米ドル)、理工学専攻では年額 300 万ドン (約 200 米ドル) と、他の私立大学に比べて安くなっている。学生の半数はホーチミン市出身者であり、残りはメコンデルタ地帯を中心に、遠くはハノイや中国国境のラオカイからきている者も含まれる。

大学の管理運営に当たるのは 6 人のメンバーから構成される理事会である。理事会は 2 か月に 1 回の頻度で開催され、大学の発展戦略、施設の建設、財政問題など重要議題について討議、決定している。このメンバーのうち 6 人は本学の教授であり、残り 3 人はホーチミン市の役人である。理事会に市の官僚が加わっていることにも見られるように、トン・ドク・タン工芸大学はホーチミン市と特別に密接な関係を持っている。大学の収入は学生から徴収される授業料収入の約 140 億ドン (約 90 万米ドルに相当) であり、政府からの財政的援助はまったくない。但し、ホーチミン市政府は大学に対して 300 億ドンの無利子ローンを提供した。創設に際して、大学が第一キャンパスの土地と建物を購入した時、理事会メンバーによる出資金が充てられたが、上述したように理事会のメンバーに含まれる 3 人のホーチミン市の役人は役所の資金を大学の建設に回したのである。従って、私立大学とはいえ、トン・ドク・タン工芸大学は部分的に公立と言えなくもない部分を有している。ちなみに、第二キャンパスの建設にはやはり理事会メンバーからの出資と銀行ローン、第三キャンパスの建設には上記の市政府からの 300 億ドンの無利子ローンが使われたのである。

カリキュラムの基本的枠組みは教育訓練省によって示されており、それに従って、前期 3 学期は一般教育科目を履修し、残り 5 学期に各領域の専門科目を履修するようになっている。但し、労働安全・衛生学科に関しては、新しい領域であるために教育訓練省に当該カリキュラムがなかったため、トン・ドク・タン工芸大学で自主的に編成した後、教育訓練省に送って承認を得たものを使用している。同分野の教科書についても、ソ連や米国の当該教科書を参考にして大学で編纂したものである。このように、カリキュラム編成や教育

内容に関しては、かなりの自主権が与えられていることを窺うことができる。

## 10. ホンバン大学 (Hong Bang University ホーチミン市)

調査月日：2001年10月3日

面談者：Diey Thi Bich Hai アジア学科主任

1992年、大学の設置申請を行うため、現在の学長であるホン (Hong) 教授、同夫人、ホーチミン市師範大学を退職した教授、現在アジア学科主任のハイ (Hai) 教授の4人で創設委員会を結成し、関係書類を取り揃えて教育訓練省に提出した。設置申請には相応の基本財産を所有していることが条件の一つとなるが、それには主としてホン学長が大阪外国語大学に客員教授として滞在していた時の給与を蓄えていたものが充てられ、その他の委員も拠出しうる資金を全て出した。申請の途中で株式会社のように大学の株主委員会を創り、趣旨に賛同して株主となる者の出資を募ったが、ホン学長の個人財産が最大の財源であった。また、他の私立大学と違って、ホンバン大学は有力な社会団体・組織の推薦や保証を受けていなかった。そのことが大いに影響したものと思われるが、比較的早期に申請したにもかかわらず、設置認可には6年という長い期間を要し、1997年7月11日ようやく設置が認可された。既存の私立大学の中では、設置認可されたのが最も遅いほうの大学に属する。ホン学長自身が教育訓練省によって余りよく知られていなかったこともあり、後に有力な政治家であり、教育訓練省にも信用のあるチャン・バック・ダン (Tran Bach Dang) 氏を頼って、認可されるよう働きかけてもらうという方法がとられた。チャン氏は現在でもホンバン大学の名誉学長のポストにある。

大学の管理運営に当たるのは管理委員会である。同組織のメンバーはほとんど申請時期に創られた株主委員会のメンバーと同じであり、ホン学長、ハイ教授、師範大学の元教授の3人に加えて、副学長2人、現職の教授代表1人、職員代表1人の計7人構成である。大学管理者については、まず株主委員会が学長を選び、教育訓練省に報告して承認を受け、同時に所在地であるホーチミン市政府にも報告して承認を得た後じめて正式に学長に就任しうる。形式上は教育訓練省が学長の最終的な任命権限を有しており、併せて所在地の政府も承認することが必要になっているが、実際には所在地であるホーチミン市の各関係機関に先に照会し、十分な根回しを行った上で教育訓練省に報告する。従って、教育訓練省の決定と所在地政府の決定とが食い違うことは起こりえない。こうして学長が決まった

後は、その学長が副学長、各学科長、副学科長などを任命する方式がとられており、これら管理者については、既存の各大学で評判のよい人物を選ぶことが原則となっている。

2001年現在までにホンバン大学に設置されている学科は、①経済学、②アジア学、③外国語、④情報、⑤美術工芸、⑥電気・電子、⑦土木工学、⑧縫製であり、この他すでに設置認可を受けており、2001年度から学生募集を行っている学科として、⑨微生物学科がある。これらの学科のうち、縫製学科は皮革・靴などのデザイン・加工を中心とするものであり、新設の微生物学科というのは環境汚染解決のための微生物利用を内容とするものである。

カリキュラムの基本的枠組みは教育訓練省によって決められており、ホン・バン大学では、それに基づいて各学科のカリキュラムを決定している。この過程では、学内に置かれる科学委員会では各学科のカリキュラムを検討し、学長の承認を得た後、教育訓練省に送付して報告することになっている。

各学科に所属して学ぶ在学学生総数は7,000人近くにのぼる。1997年7月11日の創設時には約1,300人の入学を許可したが、以来、1998年の5,000～6,000人の応募者、1999年からは毎年7,000人の応募者の中から、それぞれ1,000人ずつの新入生を受け入れてきた。1,000人というのが教育訓練省が認可した入学定員である。学生の出身地は大多数がホーチミン市および南部の各省であるが、ハノイやハイフォンなど北部出身の学生もおり、ほぼ全国的な広がりをもっている。

教員総数は約300人であるが、このうち30%が常勤、70%が非常勤である。常勤教員の報酬は固定給ではなく、45分1コマの授業の担当数で支払われており、アジア学科長の場合には1コマ当たり5万ドンである。この額は他の国立大学の同分野の教員に支払われる3万2,750ドンに比べて高いものになっている。一方、非常勤教員の場合、ベトナム人教員には1コマ当たり4万～5万5,000ドンが、外国人教員には6万ドンが支払われている。

教員給与をはじめとする必要経費はほとんど全て学生から徴収される授業料収入に依存している。授業料の額は学科により異なるが、年額300万ドンから360万ドンである。

第一期生が入学したのが1998年2月であったため、2002年2月に第一期の卒業生が生まれることになっている。ホンバン大学ではカリキュラムの中に卒業前の実習を組み込んでいる。学生は専攻領域と関連した企業で実習を行うのであり、第一期生の中には、卒業を待たずしてすでに実習先の企業への就職が決まっている者も出てきている。民立大学にとって、卒業生が適切な職業に就きうるかどうかは存続を左右する重要問題である。ホン

バン大学では卒業生の円滑な就職を可能にするため、就職担当スタッフを置いて、各企業の紹介を学生に対して行ったり、美術工芸学科では卒業設計の作品展示会を開催して、各企業への宣伝を行うなどの努力を払っている。

## 資料編 : 中越両国の非公立高等教育関係法規

### 【解説】

中国関係の法規として訳出した「民営高等教育機関の設置に関する暫定規定」（原語は「民弁高等学校設置暫行規定」）は国家教育委員会によって1993年に公布された民営高等教育機関に関する国としての最初の基本法規であり、その制定は「民営高等教育を積極的に奨励し、正しく指導し、民営高等教育機関の合法的な権益を保護し、民営高等教育に対する管理を改善するため」（第1条）とあるように、民営高等教育機関の発展にとって画期的な意味をもつものであった。

「社会諸勢力による学校運営に関する条例」（原語は「社会力量办学条例」）は上記「規定」から4年後の1997年に出されたものであり、高等教育機関ばかりでなく、すべての教育段階の民営機関を対象とする。その第5条には、「国は、国が実施する義務教育を補完するものとして、社会諸勢力が義務教育を実施し得る教育機関を運営することを奨励する。国は、社会諸勢力が高等教育機関を運営することを厳格に統制する」とされ、同じ民営といっても、義務教育学校と高等教育機関とでは政府の管理姿勢が異なっている。

民営教育機関の中には華僑をはじめとする海外からの援助を受けて設置、運営されるところもあり、これについて定めたのが「中外協力による学校運営に関する暫定規定」（原語は「中外合作办学暫行規定」）である。

「中華社会大学理事会規則」「中華社会大学財務管理規則」「中華社会大学学生学籍管理規定」は1982年に北京市で最初に開設された民営高等教育機関である中華社会大学の管理運営に関する規定である。個別機関の状況を知るには好適な資料と言える。

次に、ベトナム関係の資料としては「国立大学規則」およびその公布に当たって首相から発せられた通達を取り上げている。ベトナムでは1994年に教育訓練省によって「国立大学に関する暫定規定」が出されていたが、それはいわば省令であり、長く国の法律の制定が待たれていた。これに対して2000年7月18日に公布されたのが「国立大学規則」であり、国立大学の基本法と呼ぶべきものである。

# 民営高等教育機関の設置に関する暫定規定

(1993年8月17日)

## 第一章 総 則

第1条 民営高等教育機関はわが国の高等教育事業を構成する部分であり、民営高等教育を積極的に奨励し、正しく指導し、民営高等教育機関の合法的な権益を保護し、民営高等教育に対する管理を改善するため、国の関係法規に基づいて本規定を制定する。

第2条 本規定にいう民営高等教育機関とは、国家機関および国営企業・事業組織以外の各種社会組織や公民個人が自ら資金を調達し、本規定に照らして設置した高等教育学歴取得のための教育を実施する機関である。

第3条 民営高等教育機関の設置は、経済建設・社会発展の需要に応じて既存の各種高等教育機関と統一的に計画し、高等教育の地理的分布、垂直的構造や専門学問分野の構成の改善に役立つものでなければならない。

第4条 民営高等教育機関は国の法律・法規を遵守し、政府の管理・監督・検査・評価および会計検査を受けなければならない。

第5条 民営高等教育機関は、党の基本的路線を堅持し、全面的に教育方針を貫徹し、教育の質を保証し、有資格の人材を養成しなければならない。学校には共産党、共産主義青年団、労働組合の組織および必要な思想政治工作制度を設けなければならない。

第6条 民営高等教育機関およびその教員・学生は、国が設置する高等教育機関およびその教員・学生と平等な法律上の地位を享受する。民営高等教育機関において学歴取得のための教育を受ける学生の募集は、高等教育の学生募集計画に組み入れられる。民営高等教育機関の学生は卒業後自主的に職を選び、国がその学歴を承認する。

民営高等教育機関は、卒業生に対して就職指導を実施する。

第7条 民営高等教育機関は営利を学校運営の目的とすることはできない。その財産は学校の所有に属し、いかなる団体および個人もそれを侵してはならない。その収入は主として運営条件の改善あるいは学校の一層の発展のために用いる。民営高等教育機関が運営する企業に対しては、普通高等教育機関が運営する企業と同等の政策が適用される。

## 第二章 設置基準

第8条 民営高等教育機関の設置基準は、普通高等教育機関および成人高等教育機関と区分し、教育の基本的需要を満たすことを出発点として、実情に即して確定しなければならない。

第9条 民営高等教育機関を設置するには、次の基本的条件を満たさなければならない。

党の基本的路線を堅持し、大学の本科<sup>\*1</sup>卒業以上の学歴を有し、高等教育に携わった職業経験をもち、管理能力が強く、かつ正常な活動を堅持することができる専任の学長、副学長を配置し、また、助教授以上の職階を有する学科・専攻の責任者を配置しなければならない。政治的素質が高く、専門能力を有する教員からなり、専攻の設置ならびに在学生数に見合った安定的教師陣を配置しなければならない。各共通必修科目・専攻基礎科目および専攻必修科目には、少なくとも講師あるいは講師以上の職階を有する教員1人を配置しなければならない。各専攻には、少なくとも2人の助教授以上の職階を有する中堅教員を配置しなければならない。

開設する専攻の数は、一般的に3つ以上、在校生の規模は500人以上、そのうち、高等教育の学歴取得のための教育を受ける学生の規模は、300人を下回ってはならない。

固定し独立した、相対的に集中した土地および校舎を有すること。校舎には一般的に教室、図書館、実験室（実習場および附属室を含む）、大学および各系の管理運営用の部屋およびその他の用途の部屋を含む。以上5種類の建物の面積に関する参考基準は、文・法・財・経類の教育機関については学生1人当たり10㎡、理・工・農・医類の教育機関については学生1人当たり16㎡である。学校の占有面積は、校舎建設用地および学生の体育活動用地として十分なものでなければならない。

開設する専攻および学生数に応じて必要となる教育用設備・備品および必要な図書を配置しなければならない。実験を伴う課程やそのための条件は、各専攻での教育の基本的要求を満たすものでなければならない。

大学創設に見合う建設資金および安定した経費の供給源を持たなければならない。建設・運営資金は、設置者が自ら調達し、関係部門によって査定・点検されなければならない。その額は、省レベルの人民政府によって定められる。

第11条 校舎建設のため自ら資金を調達することが困難である民営高等教育機関は、

---

\*1 学士課程に相当する。

既存の適切な校地・校舎あるいは他の機関の適当な土地・建物を借り入れて教育を行うことができる。但し、その契約は法律上の効力を持つものでなければならない。長期にわたって他の機関から土地や建物を借りて学校運営の需要を満たすことができる大学については、設置時の資金面の要件を適度に緩和することができる。

第 11 条 民営高等教育機関は、次のような建物を校舎として借り入れることはできない。

1. 簡易な建築物
2. 危険な建築物
3. 正常に教育活動を行っている初等・中等教育機関および中等職業技術学校・普通高等教育機関の校舎
4. その他、教育活動に不適切な建築物

第 12 条 民営高等教育機関は、他の機関の実験・実習施設および図書資料を利用することができるが、相対的な安定性を維持しなければならない。

第 13 条 国は専科<sup>\*2</sup>レベルの民営高等教育機関の設置を奨励するが、本科レベルの民営高等教育機関の設置基準については、「普通高等教育機関の設置に関する暫行条例」の規定を参照しなければならない。

### 第三章 設置の申請

第 14 条 民営高等教育機関の設置は、予備設置と正式設置の 2 つの段階に分けられる。設置基準に達したところは、直接に正式設置を申請することができる。設置基準に達していないところは、まず予備設置を申請する。予備設置の条件は、省レベルの人民政府が定める。

予備設置することを認可された民営高等教育機関は学生を募集することができるが、高等教育学歴証書を授与する資格はない。学生は学業修了後に、学校から実態にあった学業証明書を授与され、あるいは国が行う高等教育学歴証書試験または独学試験を受けることができ、合格した者には、学歴証書が授与される。学生の試験合格率が 70 % 以上に達し、かつ設置条件を基本的に備えたところは、正式設置を申請することができる。

---

\*2 修業年限 2 ～ 3 年の短期高等教育課程を指す。



第 15 条 民営高等教育機関が予備設置を申請するときには、申請者が省レベルの教育行政部門に申請し、省レベルの教育行政部門は専門家を組織して、本規定および省レベルの人民政府の関係補足規定に照らして評議し、省レベルの人民政府に報告して審査・認可を受けた後、国家教育委員会に送付して記録にとどめてもらうものとする。

民営高等教育機関が正式設置するに当たって、設置者が省レベルの教育行政部門に申請を提出し、省レベルの人民政府によって審査・認可された後、国家教育委員会に報告して審査・認可を受けるものとする。

第 16 条 民営高等教育機関が予備設置を申請するときは、次の書類を提出しなければならない。

1. 学校設置の趣旨、教育の目標および学校設置の計画（規模、開設する専攻など）
2. 学校投立の資金、運営経常費の額、財源およびそれを証明する書類
3. 校則：理事会制度を実施する学校は、その他に、理事会の規則、理事長・理事の名簿および彼らの資格を証明する書類
4. 既存の学校運営条件および学校基本建設計画
5. その他の関連書類

第 17 条 民営高等教育機関が正式設置を申請するときは、次の書類を提出しなければならない。

1. 省レベルの人民政府の審査・認可意見
2. 正式設置実施可能性の根拠
3. 資金の額、財源および証明書類
4. 学校の組織・機構、管理者・教職員の状況および中堅教員の名簿とその職階および専攻分野。
5. 学校の規模、修業年限、学生募集を行う専攻、募集定員および募集の範囲
6. 予備設置校として認可時の卒業生が受験した独学試験の成績状況
7. 既存の校地・校舎の建築面積、図書資料および教育用機器・設備の状況

#### 第四章 審議と認可

第 18 条 国家教育委員会は毎年第 3 四半期までに当該年の民営高等教育機関の設置申請を受付け、その後は、翌年に回して処理する。

第 19 条 民営高等教育機関の設置申請は、国家教育委員会が形式上の審査をした後、

申請の手続きが規定に合致し、申請書類が完備し、学校設置基本要件に到達しているところについては、全国高等教育機関設置審議会に委託して審査する。申請の手続きが規定に合致せず、あるいは申請書類が完備せず、学校設置基本条件の要求に到達していないところに対しては、国家教育委員会が全国高等教育機関設置審議会に委託することなく、即刻申請者に通知する。

第 20 条 国家教育委員会は全国高等教育機関設置審議会の審査結果に基づいて審議・認可した後、その結果および意見を省レベルの人民政府に通知する。

第 21 条 民営高等教育機関が正式設置を認可されたときから予め計画された規模に到達するまでの期限は5年とする。

第 22 条 民営高等教育機関の名称は、国の高等教育機関の名称に関する規定に基づいて確定し、一般的には、その機関のレベルにふさわしい名称を付けるとともに、機関名の前に「民営」の2文字を冠しなければならない。予備設置を認められた民営高等教育機関は、その機関名の後に「予備<sup>3</sup>」という文字を注記しなければならない。

## 第五章 管 理

第 23 条 民営高等教育機関は、所在地の省レベルの教育行政部門が管理の責任を担う。

第 24 条 民営高等教育機関の学長の任免は、省レベルの教育行政部門に報告し、認可されなければならない。

第 25 条 民営高等教育機関が兼任教員を雇用するときは、その本務機関の同意を得るとともに、雇用契約を結ばなければならない。

第 26 条 民営高等教育機関が募集する学歴取得のための教育を受ける学生は、全国の高等教育機関の統一試験を受けるとともに、省レベルの教育行政部門の規定に従って入学許可される。学習補助的性格をもつ学歴取得を目指さない教育クラスを設置するときは、その入学試験は当該校が自ら実施することができる。

第 27 条 民営高等教育機関が分校および校外の教育実施点を設けることはできず、また、学校自らが行うべき教育任務を他の機関あるいは個人に委託して実施することはできない。

---

\*3 原語は「籌辦」である。

第 28 条 予備設置段階を経ることなく、直接正式設置される民営高等教育機関は、省レベルの教育行政部門がその第一期卒業生に対して審査試験を行う。審査試験の合格率が 70 %未満の場合は、不合格校と認定され、翌年再び審査試験を申請する。再び不合格になった場合は、予備設置教育機関に改める。審査試験に合格した学生に対しては、学歴証書を発行し、不合格の学生に対しては、修学証書を発行する。

第 29 条 民営高等教育機関は国の法規および政策に基づいて、学校運営に関する次の権利を享受する。

1. 学校の規則・制度を制定および改定する。
2. 校内の管理機構を設置する。
3. 学長、教員、職員を任用し、教職員の給与基準を確定する。
4. 学校の規則・制度に基づいて教職員および学生に対して賞罰を行う。
5. 国が高等教育機関に与えた優遇政策を享受する。
6. 専攻の設置および調整。
7. 当該所在地政府の関係規定の主旨に基づいて学費の基準を確定・調整する。
8. 寄付、援助を受ける。国内外の教育交流および協力を展開する。
9. 学校運営の産業を興し、科学技術協力・社会サービスを行う。
10. 法律・法規の規定するその他の権利。

## 第六章 変更と調整

第 30 条 民営高等教育機関に関する変更は、校名の変更、教育段階の変更などに分けられる。民営高等教育機関に関する調整は、廃止および合併に分けられる。民営高等教育機関の調整および変更は、すべて民営高等教育機関設置申請の手續きに基づいて行わなければならない。

第 31 条 民営高等教育機関に関する調整は、学校が事前に申請を行う。認可された後、学校は在籍学生を適切に振り分け、省レベルの教育行政部門の監督の下で学校の資産を処分する。

第 32 条 省レベルの教育行政部門は、民営高等教育機関の各項目の業務に対して指導・監督を行い、定期あるいは不定期に学校の教育の質を評価・検査しなければならない。次の状況のうちのいずれかがあった学校に対しては、警告、期限付き整頓、学生募集停止の処分を行う。

状況が特別に重大なときは、国家教育委員会に報告して認可された後、学校を廃止する。

- 1、認可を受けないで、みだりに学校を設置し、学生を募集すること。
- 2、学歴証書を乱発すること。
- 3、管理が不十分で、学校運営の秩序が極めて混乱し、悪影響を生じること。
- 4、教育の質が極めて低いこと。
- 5、学校運営の主旨に極めて違反すること。

国が明確に廃止を命じた民営高等教育機関は、学長が在籍学生を適切に振り分ける責任を取らなければならない。必要なときは、省レベルの教育行政部門の協力を請求することができる。省レベルの教育行政部門は、財務・審査などの機関を組織し、学校資産を清算しなければならない。校舎、用地などを含む精算後の剰余財産は、法に基づいて創設者へ返還する部分以外、全て教育行政部門が処分し、教育事業の発展のために使用する。

## 第七章 その他

第 33 条 省レベルの人民政府は本規定に基づき、当該地区の実情に応じて補足規定を制定することができる。

第 34 条 本規定については国家教育委員会が解釈の責任を負う。

第 35 条 本規定は公布の日から施行する。

# 社会諸勢力による学校運営に関する条例

(1997年7月31日)

## 第一章 総 則

第1条 社会諸勢力による学校運営を奨励し、学校創設者、学校およびその他の教育機関、教員およびその他の教育関係者、被教育者の合法的な権益を保護し、社会諸勢力による学校運営事業の健全な発展を促進するため、本条例を制定する。

第2条 企業・事業組織、社会団体およびその他の社会組織や国民個人が、国による財政支出以外の教育費を利用して、社会のために、学校およびその他の教育機関（以下、教育機関と略述）を運営する活動に対しては、本条例を適用する。

第3条 社会諸勢力による学校運営は、社会主義教育事業を構成する一部分である。各レベルの人民政府は社会諸勢力による学校運営に対する指導を強化し、社会諸勢力による学校運営を国民経済・社会発展の計画に組み込まなければならない。

第4条 国は社会諸勢力による学校運営に対して、積極的に奨励し、強力に支持し、正確に指導し、管理を強化するという方針を実行する。

第5条 社会諸勢力は職業教育、成人教育、後期中等教育ならびに就学前教育を実施する機関を運営することを重点としなければならない。国は、国が実施する義務教育を補完するものとして、社会諸勢力が義務教育を実施する教育機関を運営することを奨励する。国は、社会諸勢力が高等教育機関を運営することを厳格に統制する。社会諸勢力は宗教学校ならびに形を変えた宗教学校を運営することはできない。

第6条 社会諸勢力の運営する教育機関は、営利を目的とすることはできない。

第7条 いかなる組織あるいは個人も、社会諸勢力による学校運営の名目で、企業・事業組織あるいは個人に教育費用を分担させることはできない。

第8条 国は、社会諸勢力の運営する教育機関の合法的権益を保障する。社会諸勢力の運営する教育機関は、法律に従って運営上の自主権を享受する。

第9条 社会諸勢力の運営する教育機関は、法律・法規を遵守し、社会主義の学校運営方向を堅持し、国の教育方針を貫徹し、教学の質を保証しなければならない。

第10条 社会諸勢力の運営する教育機関およびその教員・学生は、国の運営する教育機関およびその教員・学生と同等の法律上の地位を享受する。

第 11 条 国務院の教育行政部門は、全国の社会諸勢力による学校運営に対して、統一的に計画し、総合的に調整し、巨視的な管理を行う上での責任を負う。

国務院の教育行政部門、労働行政部門、およびその他の関係行政部門は、国務院の規定に従って、その職責の範囲内において、関係社会諸勢力による学校運営に対して責任を負う。

県以上の各レベルの人民政府の関係部門は、省・自治区・直轄市人民政府の規定に従って、関係する社会諸勢力による学校運営に対して責任を負う。

第 12 条 社会諸勢力による学校運営において顕著な貢献をした組織および個人に対しては、奨励を与える。

## 第二章 教育機関の設置

第 13 条 教育機関の設置申請を行う団体は、法人格を備えていなければならない、設置申請を行う個人は、政治上の権利ならびに完全な民事行為能力を有しなければならない。

国の教育検定試験、職業資格試験、または技術能力試験等を実施する試験機関は、それらの試験業務に関連する教育機関を運営してはならない。

第 14 条 教育機関を設置するには、教育法、職業教育法が定める基本条件を備えていなければならない。

高等教育の学歴取得教育を実施する学校の設置基準は、国務院の教育行政部門によって制定され、その他の教育機関の設置基準は、省・自治区・直轄市人民政府によって学校の種類ごとに制定される。

第 15 条 学歴取得のための教育あるいは文化補習、就学前教育、独学試験の補助教育を行う機関の設置は、県レベル以上の人民政府の教育行政部門が国の定める審査・認可権限に基づいて審査・認可する。

職業技能を主とする職業資格訓練、技術能力訓練を実施する教育機関および就職のための職業技能訓練を実施する教育機関の設置は、県レベル以上の人民政府の労働行政部門が国の規定する審査・認可権限に基づいて審査・認可し、同レベルの教育行政部門に送付して記録にとどめる。その他の教育機関の設置は、関係行政主管部門が国の規定する審査・認可権限に基づいて審査・認可した後、同レベルの教育行政部門が審査・認可する。

第 16 条 教育機関の設置申請を行う者は、審査・認可機関に対して、以下の書類を提出しなければならない。

- (一) 設置申請書。
- (二) 設置者の資格証明書類。
- (三) 校長あるいは主要な管理責任者への就任予定者、または教員として採用予定者の資格証明書類。
- (四) 設置予定教育機関の財産および経費の財源に関する証明書類。
- (五) 設置予定教育機関の規則および発展計画。
- (六) 審査・認可機関が要求するその他の書類。

共同で教育機関を設置する場合は、共同設置協議書を提出しなければならない。

第 17 条 教育機関の審査・認可は、機関の設置条件、設置基準を根拠とし、あわせて国家利益および社会の公益さらに合理的な教育の構成や地理的分布の要求に合致しなければならない。

学歴取得のための教育を実施する教育機関の設置に関する審査・認可は、審査・認可機関が毎年第 3 四半期までに受理し、翌年 4 月末までに書面を以って回答する。その他の教育機関の設置に関する審査・認可は、申請受理の日から 3 か月以内に書面を以って回答しなければならない。

第 18 条 審査・認可機関は、設置を認めた教育機関に対して学校運営許可証を発給する。学校運営許可証は、国務院の教育行政部門が制定した様式により、国務院の教育行政部門および労働行政部門がそれぞれの職責分担に従って印刷・作成する。

教育機関は学校運営許可証を取得した後、関係社会諸勢力による非営利団体の登記に関する行政法規に従って登記し、教育活動を行うことができる。

第 19 条 教育機関は分校を設置することはできない。

第 20 条 教育機関の名称は、その種別、レベルおよび所在の行政区画を適切に表示しなければならない。国務院の教育行政部門あるいは労働行政部門がそれぞれの職責に従って認可を与えない限り、「中華」「中国」「国際」などの文字を冠してはならない。

### 第三章 教育機関における教育と管理運営

第 21 条 教育機関は理事会を設置することができる。理事会は校長あるいは主要な管理責任者を選出し、教育機関の発展、経費の調達、予算・決算などの重要事項を決定する。

理事会は教育機関の設置者あるいはその代表者、教育機関の教職員代表、および教育事業に熱心であり、且つ品行方正な社会人によって構成されるが、そのうち、3分の1以上

の者は、5年以上の教職経験を持った者でなければならない。

最初の理事は教育機関の設置者によって推薦され、以後の理事は理事会規則に従って推薦される。理事は審査・認可機関の承認を経た後に任命される。

国の現職公務員は教育機関の理事を兼任することができない。但し、特に必要で、県レベル以上の人民政府あるいはその関係行政部門が委任する場合は、この限りでない。

第 22 条 教育機関の校長あるいは主要管理責任者は、教育および他の管理運營業務に対して責任を負う。

教育機関の校長あるいは主要な管理責任者の就任条件は、国が設置する同レベルで同種の教育機関の校長あるいは主要な管理責任者の就任条件を参考とする。但し、年齢については、適当に緩和することができる。

教育機関の校長あるいは主要な管理責任者の人選については、理事会を設置しているところは理事会が提出し、理事会を設置していないところは設置者が提出し、審査・認可機関の承認を経て任命する。

第 23 条 教育機関の理事、校長あるいは主要な管理責任者ならびに総務、会計、人事関係の職務を担当する職員の間には、親族関係がないようにする。

第 24 条 教育機関の教員その他の職員は、労働組合法により労働組合を組織して、その合法的権益を保護する権利を有する。

第 25 条 教育機関は国の関係規定に従って自主的に教員その他の職員を採用する。

教育機関が採用する教員は、国が定める教員資格ならびに採用条件に合致しなければならない。教育機関はその採用した教員に対する政治思想教育ならびに職務研修を強化しなければならない。

教育機関が教員その他の職員を採用するときは、彼らと雇用契約を結ばなければならない。教育機関が外国籍を有する教師を採用するときは、国の関係規定に従って事を行う。

第 26 条 教育機関は国の学生募集規定に従って、自主的に学生を募集する。

教育機関の学生募集に関する略則および広告は、審査・認可機関の承認を経た後に配布することができる。

教育機関が海外の学生を募集するときは、国の関係規定に従って事を行う。

第 27 条 教育機関は国の関係規定に従って、自主的に開設する専攻を定める。

第 28 条 教育機関の教育内容は、憲法、法律・法規の定めるところに合致しなければならない。



社会諸勢力が設置する初等・中等学校は、国务院の教育行政部門および所在省・自治区・直轄市人民政府の教育行政部門が制定したカリキュラム計画および教学大綱<sup>\*4</sup>の要求に従って、教育を実施しなければならない。教材選定に当たっては、省・自治区・直轄市人民政府の教育行政部門の審査を経なければならない。

第 29 条 教育機関は、社会公共の教育施設・設備ならびに資源を十分に利用するとともに、テレビ放送大学およびテレビ放送学校の役割を十分に活かして教育活動を展開し、教育の質を高めなければならない。

第 30 条 教育機関は、国の関係規定に従って学籍および教育管理制度を制定し執行しなければならない。

第 31 条 学歴取得のための教育を行うことを認可された学校の学生で、学業を修了し、試験に合格した者には、その所属する学校が国の関係規定に従って学歴証書を授与する。

その他の教育機関の学生が学業を修了したときは、その所属する教育機関は、訓練証明書あるいはその他の学業証明書を授与し、履修した科目ならびに試験成績を明記するとともに、学生は国の関係規定に従って職業資格試験あるいは技術能力試験を受けることができ、試験に合格したときには、相応の職業資格証明書あるいは技術能力証書を取得することができる。

第 32 条 教育機関が公印を作成するときは、学校運営許可書および認可機関発行の証明書を持参し、学校所在地の県レベル以上の人民政府の公安機関において審査・認可の手続きをしなければならない。

教育機関はその公印の様式を審査・認可機関および公安機関に報告し、記録にとどめてもらわなければならない。

第 33 条 教育行政部門、労働行政部門その他の関係行政部門は、社会諸勢力による学校運営に対して監督・管理を強化しなければならない。県レベル以上の地方各レベルの人民政府は、当該行政区画内の教育機関の運営水準、教育の質に対する監督、指導、評価を強化しなければならない。

いかなる行政部門も、教育機関に対して監督・管理を実施するとき、そのための費用を徴収してはならない。

---

\*4 わが国の学習指導要領に相当する。

#### 第四章 教育機関の財産・財務管理

第 34 条 教育機関は法律に基づいて財務・会計制度および財産管理制度を制定するとともに、行政部門および事業機関の会計制度が定めるところに従って会計帳簿を作成しなければならない。

第 35 条 教育機関は国の関係規定に従って費用を徴収する。

教育機関の費用徴収項目および基準は当該教育機関が提出し、審査・認可機関が審査した上で意見を提出し、財政部門、物価管理部門がそれぞれの職責分担に基づいて当該教育機関の教育経費ならびに援助の実情に基づいて査定する。

第 36 条 教育機関はその存続期間中、その財産を法律に従って管理および使用することができるが、これを譲渡し、または担保に用いることはできない。

いかなる組織および個人も、教育機関の財産を侵してはならない。

第 37 条 教育機関は各種の教職員の給与・福利厚生費の支出が経常運営費に占める比率を確定し、審査・認可機関に送付して記録にとどめてもらわなければならない。

教育機関が蓄積した資金は教育への投資および学校運営条件の改善のみに用いることができるが、これを分配したり、学外での投資に使用してはならない。

第 38 条 教育機関は会計年度終了時のたびに、財務会計報告書を作成するとともに、審査・認可機関の要求に基づいて社会の会計検査機関に委託し、その財務会計状況に対して査定を行い、審査・認可機関へ報告しなければならない。

#### 第五章 教育機関の変更および解散

第 39 条 教育機関が名称、性質、教育段階を変更するときは、審査・認可機関へ報告して認可を受けなければならない。その他の事項を変更する場合は、審査・認可機関へ報告して記録にとどめてもらわなければならない。

第 40 条 教育機関が合併するときは、財産整理および財務の決算を行うとともに、合併後の教育機関が在校生の適切な編入措置を採らなければならない。

第 41 条 教育機関が次の各号の一に該当するときは、解散しなければならない。

(一) 教育機関の理事会あるいは創設者が、当該教育機関の規則に基づいて解散を要求するとき。

(二) 種々の理由により教育が正常に行われなるとき。

教育機関の解散は、審査・認可機関が審査し、認可する。

第 42 条 教育機関が解散するとき、在校生の適切な編入措置を採らなければならない。審査・認可機関はこれに協力することができる。義務教育を実施する教育機関が解散するとき、審査・認可機関は、在校生が引き続き就学して義務教育を継続しうるように善処しなければならない。

第 43 条 教育機関が解散するときは、法により財産を清算しなければならない。

教育機関が清算するときは、まず教職員の未払いの給与および社会保険料を支払い、清算後の剰余財産は創設者による投資分を返還あるいは現金に換算して返還した後、その剰余部分は、審査・認可機関が統一的に按配して社会諸勢力による学校運営発展のために使用しなければならない。

第 44 条 審査・認可機関は、解散を認可した教育機関に関して公表するとともに、運営許可証および公印の返還を求め、それを保管しなければならない。

## 第六章 保証と支持

第 45 条 県以上の各レベルの人民政府の関係行政部門は、法律・法規に照らして社会諸勢力による学校運営を支持しなければならない。

第 46 条 県以上の各レベルの人民政府の教育行政部門、労働行政部門その他の関係行政部門は、社会諸勢力が運営する教育機関に対して、業務指導、教育・研究活動、教育管理、表彰奨励などの面で、国が運営する教育機関と同等に待遇しなければならない。

第 47 条 教育機関建設のため土地を使用することが必要なときは、県以上の地方各レベルの人民政府が国の関係規定ならびに実情に基づいて計画に組み入れ、公益事業用地として処理し、優先的に配置することができる。

第 48 条 教育機関の教員および他の職員の給与、社会保険および福利は、教育機関が法律に基づいて保証する。

専任教員の教育機関における勤務期間は、連続した教職年数として計算しなければならない。

第 49 条 社会諸勢力が運営する教育機関の学生は、進学、受験および社会活動などの面で、法律によって国が運営する教育機関の学生と平等な権利を享受する。

教育機関の学生の就職に関しては、社会に目を向け、平等な競争により、優秀な人材を選抜して雇用する原則を実行し、雇用部門は彼らを差別してはならない。

## 第七章 法律上の責任

第 50 条 社会諸勢力が設置する学校の運営において、教育法の規定に違反した者は、教育法の関係規定に照らして処罰する。

第 51 条 創設者が出資したように見せかけ、あるいは教育機関創設後に資金を引き上げるときは、審査・認可機関が命令して改めさせる。改めることを拒否したときは、投資金額あるいは引き上げ額の 2 倍以下の罰金を科し、情状が重大なものについては、審査・認可機関が命令して学生募集を停止させ、学校運営許可証を取り上げる。

第 52 条 学校運営許可証を偽造、変造または売買した者は、公安機関が治安管理处罰条例によって処罰し、犯罪を構成するときは、法によって刑事責任を追求する。

第 53 条 教育機関が認可された費目および基準を超えてみだりに費用を徴収したときは、審査・認可機関が期限を切って超過徴収した部分を返却させるとともに、財政部門、物価管理部門が関係法律・法規に照らして処罰を行う。

第 54 条 教育機関が各種の教職員の給与、福利関係経費が経常運営費用に占める比率を確定しないとき、あるいは確定した比率を履行しないとき、あるいは蓄積した収入を配当または校外での投資に用いようとしたときは、審査・認可機関が命令して改めさせるとともに、警告を行うことができる。情状が重大なとき、あるいは改めることを拒否したときは、審査・認可機関が命令して学生募集を停止させ、学校運営許可証を取り上げ、あるいは学校を接収する。

第 55 条 教育機関の管理が混乱し、教育の質が低下して悪影響が生じたときは、審査・認可機関が期限を切って整理するとともに、警告を行うことができる。情状が重大なとき、または整理後も要件を満たさないときは、審査・認可機関が命令によって学生募集を停止させ、学校運営許可証を取り上げ、あるいは学校を接収する。

第 56 条 審査・認可機関が職権を濫用し、情実がらみの不正を働いたとき、あるいは認可された教育機関が管理を怠って重大な結果をもたらしたときは、それに関して直接責任を負う主管者その他の直接責任者に対して、法に基づいて行政処分を行う。犯罪を構成するときは、法に基づいて刑事責任を追求する。

行政部門が教育機関に対する監督・管理を実施中に費用を徴収したときは、徴収した費用を返還しなければならない。直接責任を負う主管者その他の直接責任者に対しては、法に基づいて行政処分を行う。

## 第八章 付 則

第 57 条 社会諸勢力が独立した教育機関を設置することなく実施する訓練活動については、本条例を参照するものとする。

第 58 条 海外の組織・個人が中国国内において学校運営を行うこと、および他者と共同して学校運営を行うことについては、国务院が別に法規を制定するものとし、本条例は適用しない。

第 59 条 本条例の施行前に、法律・法規または規則に照らして成立し、あるいは登録された社会諸勢力の運営する教育機関は、引き続き存続することができる。本条例の規定に照らして学校運営許可証の手続きを行うべきものは、その許可証を追加申請しなければならない。そのうち、本条例に規定する条件を完全に備えないものは、規定の期限内に本条例の規定する条件に達しなければならない。

第 60 条 本条例は、1997 年 10 月 1 日から施行するが、そのうち、本条例第 18 条第 2 項は、社会諸勢力による非営利団体登録に関する行政法規施行の日から施行する。

党の教育方針を貫徹し、学生管理を強化し、正常な教育秩序を維持し、教育の質を保証するため、本規定を制定する。

# 中外協力による学校運営に関する暫定規定 (1995年1月26日)

## 第一章 総則

第1条 中外協力による学校運営の管理を強化し、わが国教育事業の発展と教育の対外交流・協力を促進するため、本規定を制定する。

第2条 本規定にいう中外協力による学校運営とは、外国の法人組織、個人および関係国際組織と中国の法人資格を有する教育機関およびその他の社会組織とが中国の領土内で共同開設し、中国公民を主たる入学対象とする教育機関（以下、協力による学校運営機関と称する）が、教育、授業を実施する活動を指す。

第3条 中外協力による学校運営は中国教育の対外交流・協力の重要な形式であり、中国の教育事業に対する補充である。

第4条 中外双方は各レベル・各種の教育機関を協力して開設することができる。しかし、義務教育および国が特殊な規定を有する教育、研修は除くものとする。

国は職業教育分野で中外協力による学校運営が展開されることを奨励する。

第5条 中外協力による学校運営は中国の法律、法規を遵守し、中国の教育方針を貫徹し、中国教育事業の発展ニーズおよび人材養成の必要性に合致し、教育の質を保証すべきであり、営利を目的としてはならず、国家と社会の公共利益を害するものであってはならない。

第6条 中国の領土内で本規定に基づいて実施される中外協力による学校運営活動は、中国の法律による管理と保護を受ける。

第7条 国務院の教育行政部門が全国の中外協力による学校運営活動を主管し、県以上の地方人民政府の教育行政部門が当該行政区域内で中外協力により運営される機関の管理・監督活動に対する責任を負う。

## 第二章 設置

第8条 中外協力による学校運営の申請は、下記の要件に合致していなければならない。

- (一) 正しい建学の理念を有すること
- (二) 健全な組織・機構と業務に精通した管理人員を有すること

(三) 有資格の教員を有すること

(四) 学校運営のニーズに合致した教育の場所、図書、教育機器・設備、生活関連施設など必要条件を有すること

(五) 必要な開学のための資金および安定した経費の供給源を有すること

第9条 中外協力による学校運営の申請には、下記の文書を提出しなければならない。

(一) 中外協力による学校運営の申請書

(二) 中外協力により運営される機関の規則

(三) 実行可能性を証明する報告

(四) 中国側協力者の業務主管部門による審査・評価意見

(五) 協力して運営する双方が署名した協力合意書ないし協力協議書

(六) 外国側協力者の公証を受けた資産証明

第10条 学歴取得のための教育を実施する中外協力により運営される機関を開設する上での設置基準については、中国の同等・同類の教育機関に対する設置基準に照らして執り行うものとする。

第11条 高等教育の学歴取得のための教育を実施し、中外協力により運営される独立設置の機関の開設を申請する当たっては、中国側協力者の所管関係に基づき、省・自治区・直轄市の人民政府ないし国務院の各業務主管部門による審査を受けた後、国務院の教育行政部門に報告して承認を得るものとする。

高等教育の学歴取得のための教育を実施し、中外協力により運営される非独立設置の機関の開設を申請する当たっては、中国側協力者は高等教育の学歴取得のための教育を実施する高等教育機関となるとともに、中国側協力者の所管関係に基づき、省・自治区・直轄市の人民政府ないし国務院の各業務主管部門による審査を受けた後、国務院の教育行政部門に報告して承認を得るものとする。

第12条 中等教育の学歴取得のための教育を実施し、中外協力により運営される機関の開設を申請する当たっては、中国側協力者の所管関係に基づき、省・自治区・直轄市の教育主管部門による審査を受けた後、省レベルの人民政府ないし国務院の各業務主管部門に報告して承認を得、さらに国務院の教育行政部門に報告して記録に留めてもらうものとする。

第13条 各レベル・各種の学歴取得を目的としない教育や研修を実施し、中外協力により運営される機関の開設を申請する当たっては、中国側協力者の所管関係に基づき、省

・自治区・直轄市の教育主管部門ないし国務院の各業務主管部門による審査を受けた後、省レベルの人民政府および国務院の教育行政部門に報告して記録に留めてもらうものとする。

中外協力により運営される幼稚園の開設を申請する当たっては、省・自治区・直轄市の人民政府の教育行政部門による審査・承認を得るものとする。

第 14 条 中外協力による学校運営の申請に当たって、下記の状況の一つが見られるときには、開設の承認を行わないものとする。

- (一) 中国の法律、法規に違反していること
- (二) 中国の教育発展計画に合致していないこと
- (三) その他、承認に適さないこと

第 15 条 審査・承認を行う機関は中外協力による学校運営の申請を受けた後、3か月以内に承認の可否決定を行わなければならない。しかし、他の法律、法規、規則に別の規定があるものについては、この限りではない。中外協力による学校運営を承認されたものに対しては、中外協力による学校運営の承認書が発給される。

第 16 条 中外協力により運営される機関の開設を申請する当たって、正式開校と学生募集の条件が整ったところは、中外協力による学校運営の承認書を取得した後、省レベルの教育行政部門での登録を済ませ、学校運営許可証を受け取るものとする。学校運営許可証を取得すれば、国の規定に基づいて直ちに正式に学生を募集することができる。

中外協力により運営される独立設置の機関は、審査・承認・登録を経て、学校運営許可証を取得した後、法人格を取得するものとする。

第 17 条 正式な登録を申請するに当たっては、以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 登録申請書および中外協力による学校運営の承認書
- (二) 学校の土地・資産証明文書および設備明細
- (三) 関係機関が提出した出資・資産検査証明
- (四) 理事長、校長の資格証明文書
- (五) 学校の管理者組織、理事会構成員名簿、教職員定員計画
- (六) 学校の名称、規模、修業年限、設置学系・学科および専攻、学生募集規模

第 18 条 中外協力により運営される独立設置の機関の開設を申請する当たり、正式開校と学生募集の条件がまだ完全には整わないところは、審査・承認機関による予備設置の認可を得るとともに、予備設置承認書の発給を受けることができる。



予備設置の承認を得た中外協力により運営される機関は、承認の日から2年以内に正式開校の申請を提出するとともに、承認を受けて登録手続きを執り行わなければならない。時期を過ぎても正式開校と学生募集の申請を行わないところについては、もとの審査・承認機関によりその予備設置承認書を取り消される。

予備期間中は学生募集を行うことはできない。

### 第三章 運営

第19条 中外協力により運営され法人格を有する機関は、学校運営の責任を独自に担う。

中外協力により運営され法人格を有しない機関は、協力して運営する双方が共同で学校運営の責任を担う。

第20条 中外協力により運営され法人格を有する機関は、理事会を置かなければならない。中外協力により運営され法人格を有しない機関は、連合管理組織を置かなければならない。理事長あるいは連合管理組織の責任者は、理事会あるいは連合管理組織によって選出される。

理事会あるいは連合管理組織の中の中国側構成員は総数の2分の1を下回ってはならない。

第21条 理事会あるいは連合管理組織は以下の職権を行使する。

- (一) 理事会あるいは連合管理組織の構成員の選任と解職
- (二) 校長・院長あるいは主要な責任者の招聘と解雇
- (三) 中外協力により運営される機関の発展計画
- (四) 教育経費の調達案の決定
- (五) 中外協力により運営される機関の予算・決算の審査・承認
- (六) 中外協力により運営される機関の基金・資産の管理
- (七) その他、重要な事項

第22条 中外協力により運営される機関の校長・院長あるいは主要な責任者は中国の領土内に定住する中国公民によって担任されるとともに、審査・承認機関に報告して認可されねばならない。

中外協力により運営され法人格を有する機関の校長・院長あるいは主要な責任者は、法人の代表となる。校長・院長あるいは主要な責任者は、理事会の決議を執行し、中外協力

により運営される機関の活動万般にわたり責任を負う。

第 23 条 中外協力により運営される機関は専任あるいは兼任教員を招聘することができ、その資格については中国の同レベル・同類の公立学校の関連規定を参照して執り行うものとする。

外国籍の教員や管理人員の招聘は、外国人文教専門家および外国籍教員の招聘についての中国の関連規定に準じて執り行うものとする。

中外協力により運営される機関の教員・職員の招聘、解雇、報酬、福利、勤務保障などの事項については、法に照らして契約を取り決め、規定しなければならない。

第 24 条 中外協力により運営される機関において、中国共産党の基層組織の活動や組合組織およびその他の社会組織の活動は、中国の法律および関係組織の規則に基づいて執り行うものとする。

第 25 条 学歴取得のための教育を実施し、中外協力により運営される機関の学生募集は中国の関係規定に基づき、国の学生募集計画の統一的管理に組み込まれる。

中外協力により運営される機関が国外の学生を受入れるに当たっては、國務院の教育行政部門の外国人留学生受入れに関する規定に準じて執り行うものとする。

第 26 条 中外協力により運営される機関は、国の教育方針、国が公布した教育目標や人材養成についての基本的規範を執行するという前提の下、自主的に教育活動を実施するものとする。

中外協力により運営される機関の基本的教授用語は漢語とし、幾つかの科目については外国語を使用することができるものとする。

第 27 条 学歴取得のための教育を実施し、中外協力により運営される機関は、中国の関係規定に基づいて、学歴証書を交付することができる。学歴取得を目的としない教育を実施し、中外協力により運営される機関は、学生が学習を修了した後、実態に即した（修業）学業証書あるいは国の認めた相応の資格証書を交付することができる。

中外協力により運営される機関のうち外国の学歴、学位証書を交付するところは、中国の学歴・学位を主管する行政部門による認可を得なければならない。しかし、その学歴、学位の承認に対して、中国は国の関係規定に基づいて執り行うものとする。

職業研修を実施する中外協力により運営される機関は、外国側協力者の本国により、あるいは国際的に認可された相応の資格証書を交付することができる。

第 28 条 中外協力により運営される機関の開設資金、学生から聴取する学費および中

外協力により運営される機関名義で募集される資金（設備を含む）は、当該機関の経費支出あるいは当該機関の発展のために用いられるべきであり、他に流用されてはならない。

第 29 条 中外協力により運営される機関は健全な財務会計制度を創り上げ、専任の財務職員を配置し、会計帳簿を整備して、主管行政部門および会計検査機関による会計検査を受けなければならない。

第 30 条 中外協力により運営される機関の資産は、当該機関が存続している間は同機関による使用管理に帰属し、中国の法律による保護を受ける。教育のために直接使用される資産および施設については、売りに出したり、譲渡したり、担保として提供することはできない。

第 31 条 中外協力により運営される機関が輸入した科学・教育用品は、国の「科学・教育用品の輸入・通関・免税方法」およびその他の関係規定に基づいて扱われるものとする。

#### 第四章 監督

第 32 条 中外協力により運営される機関は教育行政部門の指導、管理、監督、評価、検査を受けなければならない。

第 33 条 中外協力により運営される機関が以下の状況のうちの一つを有するときには、設置を承認した行政部門に対して解散を申請することができる。

- (一) 学校の規則に規定される解散状況が生じること
- (二) 所期の目標を実現することができないこと
- (三) 学校運営資源（資金、学生あるいは教員）が著しく不足し、正常な運営ができないこと

第 34 条 中外協力により運営される機関が解散した後、教育行政部門あるいは国务院の各業務主管部門が財政・会計検査などの部門を組織し、学校の資産について清算を行う。清算後の中外協力により運営される機関の資産については、協議に基づいて出資者に返還されたり、あるいは現金に換算して返還されたりする部分を除き、社会各界から寄附された資産および剰余の資産はすべて中国の国庫に回収され、教育事業の発展のために使用されるものとする。

中外協力により運営される機関の解散に当たっては、その創設人は在校生の適切な身のふりかたをつけることに責任を負うものとする。

第 35 条 中外協力により運営される機関の理事会に重大な紛糾が生じたために召集ができなくなったり、あるいは法律、法規違反の状況が生じた場合、主管の教育行政部門は期限を切って肅正を命令する。期限が過ぎても肅正できないもの、あるいは肅正の効果が上がらないものについては、主管の教育行政部門が当該理事会の規則に基づいて新たに理事会を組織し直すか、あるいは必要な措置を講じて肅正するよう命じることができる。

第 36 条 本規定に違反し、下記の状況のうちの一つが見られる中外協力により運営される機関については、省レベルの教育行政部門が状況の軽重を見極め、警告、罰金、不法所得の没収、期限付きの肅正・学生募集の停止・運営停止の各行政処分を行うものとする。

- (一) 未承認のまま勝手に予備設置あるいは学生募集を行うこと
- (二) 隠し立て、虚偽の報告、偽証などの手段により、予備設置あるいは正式開校と学生募集の認可を取得すること
- (三) 関係規定に違反し、不当に費用を徴収し、学歴・資格証明書を乱発すること
- (四) 管理が混乱し、教育の質が低下すること
- (五) その他、違法な行為が見られること

第 37 条 行政処分に不服のある当事者は法に則って再検討を申請し、あるいは行政訴訟を起こすことができる。行政処分の決定に対して当事者が法定期限内に再検討を申請せず、あるいは行政訴訟を起こすこともないが、処罰を受入れない場合、教育行政部門は裁判所に強制執行を申請することができる。

第 38 条 中外の双方の協力者が中外協力により運営される機関の契約、規則を履行する上で争いが生じたときには、協議あるいは調停を通じて解決する。中外の双方の協力者が協議あるいは調停を通じての解決を望まないとき、あるいは協議や調停が不成功に終わったときには、事前ないし事後に取り決められた書面による仲裁条項あるいは協定に基づいて、中国の仲裁機関に仲裁を申し入れるものとする。取り決めた書面による仲裁条項や協定が存在しない場合には、中国の裁判所に提訴することができる。

## 第五章 付則

第 39 条 香港地区およびマカオ地区で法人格を有する組織や個人が領土内で法人格を有する機関と協力して学校を運営する場合には、本規定に基づいて執り行うものとする。

台湾地区で法人格を有する民間の機関や個人が大陸に来て協力して学校を運営することについては、国の教育行政部門が関係行政部門とともに別途規定を設けるものとする。

第 40 条 国外の組織や個人が中国の領土内で中国国内の公民を受入れ対象とする学校およびその他の教育機関を単独で開設することはできない。

国外の組織や個人が中国の領土内で中国に居住する外国籍人員の子女を受入れる学校を開設することについては、国の関係規定に基づいて執り行うものとする。

第 41 条 本規定の第 2 条にいう外国の法人組織、個人および関係国際組織には、宗教組織や宗教家を含まない。

第 42 条 各省・自治区・直轄市の人民政府は本規定に基づき、当該地区の実情と結びつけて、関係の実施細則を制定することができる。

第 43 条 本規定は公布の日から施行する。

## 中華社会大学理事会規則<sup>1</sup>

(1989年6月29日)

第1条 中華社会大学理事会（以下、理事会と略記）は教育家、社会活動家、国家機関・軍隊・科学研究機関・企業および事業組織、専門家、学者、教授から構成される。

第2条 理事会に理事長1人、副理事長1人、常務理事若干名を置く。理事会に秘書長1人、副秘書長1～2人を置く。理事長、副理事長、常務理事、秘書長は理事会が選出する。

第3条 理事会は中華社会大学の指導機関である。理事会の全体会は最高権力機関である。毎年の新入生募集前に理事会を1回開催する。理事会の全体会が休会期間中は、理事長、副理事長、常務理事で構成される常務理事会が職権を行使し、大学の重要問題を解決し、決定するものとし、常務理事会は理事会に対して責任を負う。日常の活動は秘書長が主として管理し、理事長に対して責任を負う。

### 第4条 理事会の職責

一 大学の運営方針、運営に関する基本理念<sup>2</sup>を検討し、決定する。

二 大学の発展規模、発展計画を検討し、決定する。

三 学長を指名し任免して、主管機関である北京市成人教育局に報告し認可を受ける。学長の指名に基づき、副学長、教務長を任免する。

四 大学指導者層の報告を聞き、大学の重要問題について検討、討議、解決する。

五 上級の教育行政部門の方針・政策ならびに理事会の決定事項に関する大学の指導者層、各学系、各部門の執行情況を検査し、発見された問題は大学が責任をもって処置し解決しなければならない。

第5条 本規則は理事会全体の討議を通じて採択され、北京市成人教育局に報告して承認を受けた後に発効する。

---

\*1 原語は「中華社会大学董事会章程」である。

\*2 原語は「弃学指導思想」である。

# 中華社会大学財務管理規則<sup>\*1</sup>

国の財政法規および会計検査規定に基づき、また本学の実際状況と結びつけ、集中管理と統一的計算の方法を堅持し、収支の均衡がとれ、多少の残高があるようにし、学生から徴収した学費は学生のために使うことを堅持し、教育の質を保証するため、本規則を制定する。

## 一. 予算制度

第1条 中華社会大学の予算は、経費の収支の拠り所である。各学系は毎学期の教育活動の実際状況に基づき、当該学期に教育経費予算を編成し、財務処の審査・承認を経て学長事務会議に報告し、承認を受けた後に執行する。

第2条 予算の編成については、社大の会計費目および統一様式に基づいて行わなければならない。

第3条 予算は学期ごとに編成する。すなわち、第一学期は9月から翌年2月まで、第二学期は3月から8月までである。

第4条 当該学期の予算費目は、同一学期内に執行し、決算を行って、次学期の決算に持ち込んで서는ならない。

第5条 予算表は学期開始後1か月以内に財務処に報告する。

## 二. 会計制度

第6条 会計費目（略<sup>\*2</sup>）

第7条 帳簿の設置

1. 出納帳簿：現金、銀行預金、有価証券。
2. 経費総帳簿：経費の費目ごとに専用欄をもうけ計算する。
3. 費目別・部局別経費帳簿：経費の収支および各部局ごとの専用欄を設け計算する。
4. 当座経費帳簿：部局ごとに計算する。

---

\*1 原語は「財務管理弁法」である。

\*2 原文の略であり、訳出時に略したものではない。

5. 余剰経費帳簿：部局ごとに計算する。
6. 学費登録カード：部局および学期ごとに登録し計算する。

#### 第8条 帳簿使用規定

1. 出納簿と経費総簿は綴じ合わせ式のもの、その他の帳簿はルーズリーフ式のものとし、各帳簿にはすべて「管理者一覧表」および「帳簿目録」を作成しなければならない。
2. 帳簿の記載は時を移さず、簡単に要約し、筆跡は明晰に、数字は正確に、記載面は清潔になるようにしなければならない。書き損じが生じたときには「線引き訂正法」「補足記入法」「朱書き訂正法」をそれぞれ使って訂正する。文字を塗りつぶして書き直したり、削ったり、切り張りしたりしてはならず、化学薬品で修正することは厳禁する。記帳にはインクを使用し、ボールペンを使用してはならない。
3. 帳簿は毎日点検し、月末に決算する。時を移さずに決算し、帳簿の記述、帳簿の表、帳簿上の資金が合致するようにしなければならない。学期終了時に新たな帳簿を作り、当該学期内に発生した次学期の会計業務については、一律に新しい帳簿に記入するものとする。

#### 第9条 会計証文

1. 大学の一切の経費収支業務は、すべて合法的な一次証文を取得しなければならない。
2. 一次証文は国が定める証文でなければならない。
3. 記帳証文は記帳の拠り所である。会計業務発生の時間に基づいて、出納帳の記帳順序の番号、各会計年度ごとに通し番号を付ける。会計証文は毎月、通し番号に基づいて綴じ簿冊として封じ、然るべく保管する。
4. 領収書、借用書は財務処が統一的に管理し、統一番号を付し、各学系に送って使用し、使用後は財務処により保存されるものとする。

#### 第10条 会計報告書

1. 会計報告書は上級や大学の管理者層に対して経費の収支状況を報告する数字による報告であり、数字は正確に、内容は完璧で、ありのままでなくてはならない。
2. 報告時期については、毎月の月末から10日以内に大学の管理者層に送り、四半期ごとに北京市成人教育局および関係行政部門に送付しなければならない。

#### 第11条 会計引き継ぎ（略）

### 三. 経費の管理



第 12 条 中華社会大学の経費については、統一管理し、各レベルごとに責任を負い、収入を勘案して支出し、いくぶん余剰が出るようにし、学系ごとに計算して、損益を自らの責任で負うものとする。授業料の 85 %は教育に使用し、15 %は管理運営費に使用する。

第 13 条 学生が使用する各種の教材、実験費、実習費は実際のニーズに基づいて徴収額を確定し、授業料と一緒に徴収する。この費用は当該目的のためにのみ使用し、余剰金を残してはならない。

第 14 条 当該学期の授業料の剰余は、暦年の授業料剰余費目に繰り入れて大学が管理するものとし、各学系（専攻）が使用することはできない。各学系（専攻）が運営を停止した場合、その剰余経費は大学全体の基金に繰り入れるものとし、何人も私物化したり、他の目的に流用してはならない。

第 15 条 授業料の徴収：学期開始後 1 週間以内に授業料をすべて徴収し終えるものとする。学期開始後に退学を希望する者については、適当な手数料を差し引かねばならない。

第 16 条 新入生からの授業料の徴収：新入生は合格通知書に基づいて所定の時期に授業料を納入しなければならない。

第 17 条 各学系（専攻）が徴収した授業料、雑費は当日中に財務処に届けるものとし、他の支払いのために利用してはならず、個人名義で銀行に預金してはならない。

第 18 条 中華社会大学の領収書は財務処が統一的に準備する。各学系（専攻）が授業料、労務収入、資金援助などの費用を徴収する場合には、統一の領収書を使用しなければならず、あわせて財務処の財務専用印章を押したものを有効とする。各学系（専攻）は独自に領収書を作成して経費を徴収したり、勝手に収支を行ってはならない。

#### 四. 経費の借用および償還

第 19 条 経費（現金、小切手）の借用には用途を明記し、学系主任の承認を得て、手続き人が署名、捺印後に財務処に行き、借用手続きを行うものとし、他人に依頼して代理手続きを行ってはならない。

第 20 条 現金 500 元以上を借用する者は、1 日前に財務処に通知しなければならない。

第 21 条 借用した振替小切手は 5 日以内に償還しなければならない。

第 22 条 経費の償還については、合法的な書類に基づいて行い、物品の購入機関、品名、数量、金額を記入し、手続き人が署名し、学系主任が承認してはじめて行うことができる。

第 23 条 授業料報酬の支払い方法：財務処が教務処の承認した授業時間するおよび教員の名簿に基づいて授業料報酬の支払いを行うものとする。

第 24 条 学期の終了後、10 日以内に一切の財務手続きを完了し、債務を清算するものとし、学期を跨って行った支出は償還することができない。

#### 五. 財産・物資の管理

第 25 条 単価 50 元で使用期限 1 年以上、あるいは単価 50 元未満ながら使用期限 1 年以上の大口同類の財産は、均しく固定資産として管理し計算するものとする。

第 26 条 固定資産は大学の所有に帰属し、総務処により管理され計算される。各学系が必要とする教育用設備は、総務処に申請書を提出し、承認を受けた後に使用手続きを行うものとする。

第 27 条 固定資産に対する減価償却制度は、教授用設備の使用年数に基づいて原価償却率を確定し、使用した機関が期限に応じて減価償却費を納入するものとする。

第 28 条 各種の教育用設備や物資のうち、すでに減価償却を終えているものの、なお継続使用に耐えうる物については、減価償却費を徴収しないものとする。

第 29 条 すべての教育用設備や物資は均しく大学の財産に帰属する。各学系（専攻）は大切に使用し、定期的に検査や修理すべきであり、破損や紛失してはならない。

#### 六. 付則

第 30 条 本規則の執行中に生じた具体的問題は、大学の財務処と総務処が共同してその解釈の責任を負うものとする。

第 31 条 本基層は 1987 年 6 月 1 日より施行する。

# 中華社会大学学生学籍管理規定

(1991年4月25日)

党の教育方針を貫徹し、学生管理を強化し、正常な教育秩序を維持し、教育の質を保証するため、本規定を制定する。

## 一. 入学、経費徴収および登録

第1条 新入生は合格通知書をもって所定の時期に各学系（専攻）で入学手続きを行わなければならない。事情により所定の時期に到着の届け出ができない者は事前に休暇を申請しなければならない。休暇申請を行わなかった者あるいは遅れて休暇申請を行った者については、入学資格を取り消すものとする。

第2条 新入生は学費の納入と登録を済まして直ちに学籍を取得するとともに、学生証、大学の徽章の発給を受ける。

第3条 新入生は入学後、大学によって保存用学籍調書を作成される。学籍調書には、「学生入学記録表」「学生学籍カード」「学生表彰記録表」「学生処分記録表」「学生成績記録表」が含まれる。

第4条 在學生は開学後の所定の時期に到着の届け出を行い、学費納入と登録を行わなければならない。事情により所定の時期に到着の届け出、学費納入、登録ができない者は事前に休暇申請を行わなければならない。遅れて休暇申請を行った者あるいは休暇申請を行わなかった者については、無断欠課の扱いとする。

第5条 学系（専攻）は各学年の「学生状況統計表」および学生の学籍変化状況を新学年開始後1か月以内に学生処<sup>1)</sup>に報告しなければならない。

第6条 学生証および大学の徽章はしかるべく保管し、貸与したり紛失してはならない。紛失した場合には直ちにクラス担任に報告するとともに、反省文を書き、学系（専攻）による署名と意見を添えて再発行を申請しなければならず、規定に則って費用を徴収するものとする。

---

1) 学内の事務機構の一つであり、学生課・係に相当する。

## 二. 成績評価

第7条 学生は授業計画に定める各科目の試験を受けなければならない。その成績は「学生学期試験成績表」に記入するものとする。

第8条 各科目の成績評価は定期試験によるものと不定期試験<sup>2)</sup>によるものの2種類に分かれる。定期試験の成績には期末試験の成績と平素の成績(学期中の試験、実験、実習、宿題、クラスでの討論、小テスト)が含まれる。不定期試験の成績は学生の宿題、実験、平素の小テストの完成度に基づいて評価を行う。

第9条 成績は百点法で点数を記入する。不定期試験および平素の成績で百点法の成績記入がふさわしくない場合には、「優」「良」「中」「合格」「不合格」の5段階評価法<sup>3)</sup>で成績を記入してもよい。学期の成績評価は期末試験の成績が80%、平素の成績が20%を占めるものとする。期末試験の終了後、授業担当教員が総合的に評定するものとする。

第10条 卒業実習、卒業設計、卒業論文については、指導する教員が成績を評定し、評価を記述し、姓名、所属、職位を記す。

第11条 病気や特殊な事情のために所定の時期に試験を受けられない者は、事前に欠席許可を得なければならない、承認を受けてから追試験を受けることができる。追試験の成績は素点を試験の欄に記入するものとする。

第12条 試験の無断欠席や試験中の不正行為を行った者については、その科目の成績を「零」点とするとともに、「試験の無断欠席」あるいは「不正行為」を注記する。批判や教育を通じて確かに態度を悔い改めたと分かる者については、追試験を受けることを一度許し、追試験の成績が合格点以上であれば、すべて「60点」を追試験の欄に記入する。

第13条 試験に不合格の者は追試験を一度受けることができ、追試験の成績は素点を追試験の欄に記入する。

第14条 入学前に他の大学で既に当該専攻で開設されている科目の幾つかを履修している学生で、成績証明を持っている者については、履修を免除するとともに、成績を試験の欄に記入するものとする。

第15条 学生は毎年一回、個人の学習に関する総括を行わなければならない。クラス

---

2) 原語は「考試」と「考査」である。

3) 原語は「優秀」「良好」「中等」「及格」「不及格」である。

担任は毎学期、学生の学習、思想・道徳、労働、規律に関する態度や行動について評価を記述し、各科目の試験成績とともに「学生学習状況通知書」に記入して保護者に送付しなければならない。

第 16 条 学系（専攻）は「学生学期試験成績表」を毎学期開始後 1 か月以内に教務処に報告しなければならない。

### 三. 進級、原級留置および退学・休学

第 17 条 一学年の授業計画に定める各科目の履修を終え、試験成績が合格の者は進級を認める。

第 18 条 一学年の間に 3 科目、あるいは主要 2 科目で追試験を受けてもなお不合格の者（累計で不合格を含む）については、原級留置あるいは聴講生にしなければならない。

4 科目、あるいは主要 3 科目で追試験を受けてもなお不合格の者については、退学を勧告する。

第 19 条 原級留置の後、もとの試験成績が 60 点以上であった科目については履修や試験を免除される。再履修、再受験した科目が追試験を受けてもなお不合格の者については退学を勧告する。

第 20 条 病気や特殊な事情のために休学を申請し、大学によって承認された後、学籍は 1 年間保留される。

第 21 条 出国あるいは就職のために退学を希望する者は、学生の保護者から申請を提出し、学系（専攻）の責任者の同意を得た後、学生処に報告して承認を受け、退学手続きを行わなければならない。

第 22 条 聴講生への身分変更、原級留置あるいは退学・休学の扱いを受けた者については、学系（専攻）から新学年開始後 1 か月以内に学生処に報告するものとする。

### 四. 編入および聴講

第 23 条 入学成績が大学が定める合格最低点より低い学生については、聴講生として受入れることができる。1 学期の学習の後、各科目の成績が合格の者は、正規の学生に身分変更することができる。

第 24 条 大学の新生募集の期日を過ぎてから応募し入学を希望する者については、編入生として受入れることができる。編入生は第二学期の開始前のみを受入れることができ、

新入生の入学規定に照らして取り扱うものとする。

第 25 条 1 科目ないし数科目の科目履修を申請する者については、単科目履修生あるいは複数科目履修生として受入れることができる。

第 26 条 編入生あるいは聴講生の受入れについては、学系（専攻）の責任者の同意を得た後、学生処に報告して審査・承認を受け、入学手続きを行わなければならない。

#### 五. 学系（専攻）の変更および転学

第 27 条 新入生が新入生募集期間中に専攻の変更を申請した場合、学生募集事務室が専攻変更手続きを執り行うこととする。

第 28 条 新入生が入学登録後に学系（専攻）の変更を申請した場合、当該学系内の変更は学系責任者が承認するものとする。他の学系（専攻）への変更は学系（専攻）責任者の同意を得るとともに、学系（専攻）変更申請表に記入し、受入れ学系（専攻）責任者の同意を得て、大学に報告し承認を得るものとする。

第 29 条 本学に転入を申請する学生は、もとの所属大学の学業成績表を持参し、学系（専攻）による審査を経て、大学に報告し承認を得るものとする。

第 30 条 原級留置になった学生、聴講生はいずれも学系（専攻）の変更の手続きを行うことはできない。

#### 六. 学習態度の評価および規律

第 31 条 学生は授業、実験、実習、試験、卒業設計に当たって、所定の時間に出席すべきであり、遅刻や早退することは許されない。遅刻、早退を 3 回した場合、1 時間の無断欠課をしたものと見なす。病気や事情のために授業に出られない場合には、医者（保護者）あるいは所属機関による証明を持参し、クラス担任に休暇を申請しなければならない。休暇申請を行わなかった者あるいは休暇期間を過ぎた者については、無断欠課と見なす。

第 32 条 国の政策、法令、大学の各種規則を厳格に遵守しなければならない。喧嘩、賭博をしたり、酔って暴れてはならないし、迷信活動を行ってはならない。反動的、卑猥な書籍や録音・録画テープを見たり、流したりしてはならない。大小の壁新聞を張り出してならないし、デモ行進は法律の定めるところに則って行わなければならない。教室内や禁煙区域で喫煙してはならない。

## 七. 表彰と処分

第 33 条 学生の徳育・知育・体育面での態度や行動に基づき、一学年に一度、学内の優秀学生を選ぶとともに、「優秀学生証書」と奨学金を授与する。学系でも当該系の優秀学生を選び、賞状と賞品を授与することができる。

第 34 条 学内、学系内の優秀学生の評定については、「優秀学生登録表」一式 2 部に記入しなければならない。学内の優秀学生は「優秀学生奨学金申請書」一式 3 部に記入し、学生処に報告して審査を受けなければならない。

第 35 条 国の政策、法令、学内の規則や規律に違反した学生については、状況の軽重ならびに悔悛の態度を見極め、それぞれ警告、嚴重警告、過失の記録、在学させたまま観察（半年ないし 1 年）、強制退学処分に処す。

1. 1 学期中に無断欠課がのべ 10～50 時間となった場合、それぞれ警告、嚴重警告、過失の記録、在学させたまま観察の各処分に処す。50 時間以上の者については、強制退学させねばならない。

2. 試験で不正を働いた者については、状況の軽重を見極め、それぞれ警告、嚴重警告ないし過失の記録の各処分に処す。

3. 公共物の損壊については、価格に基づいて弁償させるとともに、状況の軽重を見極め、それぞれ警告、嚴重警告ないし過失の記録の各処分に処す。

4. 教室内や禁煙区域で喫煙し、止めても聞かない者については、警告処分に処す。

5. 教室内での規律を乱し、授業の秩序にゆゆしい影響を与えた者については、警告、嚴重警告の各処分に処す。

6. 教員や年長者に食ってかかったり、侮辱したり、罵ったりするなど、態度の横暴な者については、嚴重警告、過失の記録の各処分に処す。

7. 国の政策、法令に違反し、刑法に触れ、司法部門の処罰を受けた者については、状況の軽重を見極め、それぞれ警告、嚴重警告ないし過失の記録、在学させたまま観察、強制退学処分の各処分に処す。

第 36 条 在学させたまま観察の処分を受けた学生については、観察期間中に悔悛の態度が確かに見られる場合には、期間を繰り上げて処分を解除することができる。悔悛の態度が不明確な者については、在学させたまま観察の期間を延長し、悔い改めない者については強制退学処分とする。

第 37 条 処分に関する審査権限に関して、警告、嚴重警告の処分は学系（専攻）で討

議して決定する。過失の記録、在学させたまま観察、強制退学の処分については、学系（専攻）で討議し、報告を作成し、大学に報告して承認を得るものとする。

第 38 条 処分を受けた学生については、学系（専攻）が「学生処分記録表」に記入し、学生本人の反省文と傍証資料を添付して、学生処に報告し記録に留める。

第 39 条 処分を受けた学生が確かに過ちに対する認識が深まるとともに、過ちを改め得る場合には、卒業前に学系（専攻）で討議して意見を提出し、処分に関する審査権限に基づいて、その処分を取り消すことができる。

第 40 条 処分を受けた学生については、当該学年中は優秀学生として評定されることはできない。

#### 八. 費用の払い戻し

第 41 条 学生の費用払い戻し要求については、大学の財務規定に基づいて処置する。

#### 九. 学業の修了

第 42 条 北京市成人教育局の「(90)京成社教字第 006 号」文書の規定に基づき、1990 年に受入れた新生で学習期間が満期となり、成績が合格であった者に対して、北京市成人教育局が統一的に印刷した「修了証書」を発給する。

第 43 条 学生の学業の修了については、学系（専攻）が「修了生記録表」および「学生成績気力表」一式 2 部を作成して、1 部を学生処に届け、1 部を学生の保存用学籍調書に入れる。回収した学生証は、学系（専攻）が処分する。

#### 十. 付則

第 44 条 本規定の執行中に生じる具体的問題については、大学の教務処が解釈に対する責任を負う。

第 45 条 本規定は 1991 年 5 月 1 日から施行する。1986 年 4 月 15 日に大学が施行を承認した「学生学籍管理暫定規定」は同時に廃止する。



私立大学規則の公布に関する首相決定  
(No. 86/2000/QD-TTg)

首相は、

1992年9月30日に公布された政府組織法に基づき、  
1998年12月2日に公布された教育法に基づき、  
1993年3月2日に公布された省ならびに省と同等の機関の任務、権限及びその国家  
機関管理責任に関する議定書 (No.15/CP) に基づき、また  
教育訓練省大臣からの提議を検討した結果、

以下のとおり決定する：

第1条 この決定に基づき、私立大学規則を公布する。

第2条 教育訓練省大臣は本規則の実行主宰として財政省大臣や各省大臣及び関係する  
各行政部門と協力し、本規則を施行するために詳細な指導を行うこと。

第3条 本決定は調印15日後から発効する。本決定に抵触する従来の諸決定はすべて  
破棄される。

第4条 各省大臣、省と同等の政府機関の長、政府直属機関の長、中央直属の各省・市  
の人民委員会議長は本決定の執行に対して責任を負う。

# 私立大学規則

(2000年7月18日 首相決定No. 86/2000/QD-TTgに基づき公布)

## 第1章 総則

第1条 私立大学は、社会組織、社会・専門組織、経済組織（以下、組織と略述）が設置を要求し、教師、科学者、投資家を動員し、国家の予算以外の資金を運用して設立される高等教育機関である。私立大学はその組織、勤務者の雇用、財政に関して完全に責任を負う法人である。大学財産の所有権はその投資者、教員、大学幹部及び職員による集団所有権とする。

第2条 教育訓練省大臣の提議に基づき、首相が私立大学設置の決定を行う。

第3条 私立大学はベトナム社会主義共和国の国民教育システムに属し、政府の教育訓練省や各教育管理局の教育に関する管理を受けると同時に、大学の存在する地域の中央直属の省、都市の人民委員会（以下、県人民委員会とする）の指導に従い、行政管理を受ける。

私立大学は法人格及び印鑑を有し、業務処理のため商業銀行や国庫に財を有する。

第4条 私立大学は大学、教員、学生の義務と権限に関して公立大学と同等であり、目標の実現、内容、シラバス、教授法や学生選抜に関する規定、教授と学習、試験、卒業認定、学位などは政府の決定に従い、公立以外の教育訓練機関を対象とする政策の指導を受ける。

## 第2章 私立大学の設立条件と手続き

第5条 私立大学は本規則の公布後に設立され、以下の条件を満たさなければならない。

1. 大学設立の提案は高等教育マスタープランと合致し、地方や祖国の経済・社会発展のための人材需要を満たすものでなくてはならない。

2. 目標、シラバス、教育する学生の規模は祖国の大学教育発展の方向と合致していなければならない。

3. 管理幹部、教員、基本施設・設備及び運営資金の条件を満たさなければならない。

教育訓練省は中心となって、財政省及び各関係機関と協力し、この条件について具体的に定めること。

第6条 本規則の第5条に定める各条件を満たした場合、当該大学の設立申請組織は所定の書類を教育訓練省に提出する。その所定の書類は以下の事項を含む。

1. 設立申請に関する報告書に以下のことを明記する。

a) 大学名

- b) 大学の活動目的・主旨
- c) 大学本部の設置場所
- d) 予定養成分野及び活動範囲
- e) 予定入学定員

2. 本規則の第5条の決定に則った大学設立提案

3. 大学の組織及び活動規則の草案

4. 所管機関の認定書、その内容は基本施設・設備が予定入学定員のために十分に使用でき、少なくとも既存の各公立大学に適用されている最低基準に相当するものであり、大学発展のための投資が可能であることを明記すること。

5. 土地使用权証明書又は所管機関の土地使用許可書、大学建設のために当該地が使用可能であることを明記すること。

6. 管理委員会、学長就任予定者の名簿と大学組織機構。なお、当該人事を直接管理する機関の認定した就任予定管理運営幹部や管理委員会構成員の履歴書を添付すること。

7. 教員及び学術面での幹部の名簿。なお、当該教員と幹部が大学に勤めることを約束した文書を添付すること。

8. 大学による誓約書。大学側が設立後10年以内に、予定養成分野とその教育規模に対応しうる施設と設備を備えることを記すこと。

第7条 教育訓練省は申請書類を受理し、中心となって計画投資省、財政省、政府組織・幹部機関、当該大学設置地域の人民委員会、他の関係機関と協力し、可否認定を行い、その結果を首相に報告し、首相の承認、決定を受けること。

第8条 首相による大学設立の決定後、教育訓練省大臣は設立申請組織の提議に対して以下のことを行う。

- 1. 管理委員会と管理委員会議長の決定と承認
- 2. 学長の決定と承認
- 3. 大学の組織と活動に関する規定の調印
- 4. 大学の条件に見合った入学定員や養成計画の承認
- 5. 入学生募集の許可決定

第9条 首相による大学設立の決定日から1年が過ぎても大学が本規則第8条の第1, 2, 3, 4項に規定する事項を満たさない場合、教育訓練省大臣は首相にこれを報告し、大学設立決定を撤回する。

第10条 大学設立申請組織は管理委員会に属する当該代表を通じ、管理委員会と学長と共に大学の全ての活動に関する責任を負う。大学の活動が目的・主旨に反する場合、法律に従って、大学設立申請組織は各国家管理機関に視察や処理を要求する権利を有する。

### 第3章 組織と活動

## 第1節 大学の組織・機構

第11条 大学の組織・機構は以下を含む。

1. 管理委員会
2. 学長  
学長の補佐として
  - a) 各副学長
  - b) 各事務部門
  - c) 教育・科学委員会
3. 教育組織：学科、専攻、部門
4. 法律の定めに基づいて設置され、科学・教育研究とその応用に活動する組織
5. 党及び各団体組織

## 第2節 党及び各団体組織

第12条 大学の中のベトナム共産党組織は教育法第 51 条の規定に基づいて活動する。

第13条 大学の中の各団体、社会組織は教育法第 52 条の規定に基づいて活動する。

## 第3節 管理委員会

第14条 管理委員会は大学の集団所有権を代表する唯一の組織であり、大学の組織、人事、財政、財産に関する重要な事項について自主的に決定し、責任を負う。

第15条 管理委員会の構成員は最少 7 名であり、以下の構成員を含む。

1. 大学設立申請組織の代表
2. 大学建設のための財務、財産に関わった投資家の代表
3. 大学の常勤教員や幹部の代表
4. 学長
5. 大学党委員会の代表

管理委員会の各構成員は投票権に関して同等である。

第16条 管理委員会の議長及び構成員はベトナム国籍ならびに大学以上の学歴を有し、健康であり、推薦時の年齢が 70 歳以下であること。また少なくとも構成員の50%が大学での授業経験があるか、もしくは大学の教育管理に参加したことがあること。

第17条 管理委員会の議長は、国家と法律に対して、管理委員会の議決に関する責任を負い、管理委員会を指導し、学長による管理運営活動を監察する。管理委員会による各議決は委員会構成員の過半数の同意を得た時に初めて有効となる。

管理委員会の議長は大学の組織機構及び印章を使用する権利を有し、管理委員会の決議や証明書と称するものは管理委員会議長によって署名されたものでなければならない。

#### 第18条 管理委員会の有する義務と権限

1. 大学発展計画と大学規模、基準、分野を調整し、これを教育訓練省大臣に報告し、承認を受けること。
2. 公立以外の大学を対象とする国家規則に基づき、各制度、基準、財務収支基準の策定と変更を行うこと。
3. 大学建設のための資金調達、学長が提出する年間予算・決算の承認、大学財務、財産管理を監査すること。
4. 学長としての任務を遂行する者の推薦及び承認ないし不承認を行い、当該結果を教育訓練省大臣に提出し、決定を受けること。
5. 学長が提出する大学の人事に関する事項や人選・期間に関する提案を承認する。
6. 教育、科学研究、基本施設建設や渉外活動に関する問題を解決するために、基本原則を決定すること。
7. 大学の活動や組織規定の制定・変更を行い、それを教育訓練省大臣提出し、認可を受けること。
8. 国家及び教育訓練省の規則及び管理委員会の議決を学長が履行するのを監察すること。

第19条 管理委員会の任期は5年であり、管理委員会の各構成員は次期の活動に従事する資格を有する。管理委員会を少なくとも3か月に1回は開催する。委員会構成員の少なくとも3分の1の同意を得た場合には、管理委員会議長によって臨時会の開催が決定される。

第20条 管理委員会の議長及び構成員の最初の任期は、大学設立申請組織の建議に基づき、教育訓練省大臣によって承認、決定される。

第21条 第二期目以降の管理委員会は以下の原則に従って設置される。任期終了の3か月前に管理委員会は本規則の第15、16、18条の規定を根拠として、次期管理委員会についてのプラン、員数、構成を教育訓練省大臣に報告しなければならない。第15条第1、4、5項に記される欠くべからざる構成員を除き、第15条第2項の構成員は大学設立のため財源、資産を投資した者の代表によって選出され、第15条第3項の構成員は幹部教員、基幹職員の代表によって選出される。

教育訓練省大臣は管理委員会の各構成員を承認する。管理委員会の各構成員によって、管理委員会議長が選任され、教育訓練省大臣による承認、決定を受ける。

第22条 任期内に管理委員会構成員の補充や変更を行う要求がある場合、管理委員会は

決議を提出し、管理委員会議長は教育訓練省大臣の承認、決定を受ける。変更の必要な構成員が議長の場合、教育訓練省大臣は承認し決定する前に管理委員会の各構成員や大学設立組織、関係当局の意見を聴取する。

第23条 管理委員会が国家の規則に違反している十分な根拠がある場合、教育訓練省大臣は大学設立申請組織の意見を参考にした後、管理委員会と同議長を承認しない決定を出す権利を有し、暫定管理委員会及び同議長を置くことを決定する。この期間は1年を超えないものとし、暫定管理委員会は本規則第21条の規定に従い、正式管理委員会について教育訓練省大臣に報告すること。

#### 第4節 学長

第24条 私立大学の学長は大学の諸活動の運営や管理に直接責任を負う。管理委員会の推薦を受けた学長は、教育訓練省大臣によって承認、決定される。学長の任期は、管理委員会の任期に準じ、また連続して2期務めることは出来ない。

第25条 学長は大学の諸活動の運営を行い、管理委員会から委ねられた教育及びその他の活動に関する各規定・規則の実行に際し、社会及び法律に対して大学を代表し、国家、教育訓練省、管理委員会に対して責任を負う。

第26条 私立大学の学長は助教授以上の職位又は博士学位を有し、大学教育の管理能力と経験を有し、教育分野における名声や道徳的な品格を有し、健康であり、推薦時の年齢が70歳以上であってはならない。

##### 第27条 学長の任務と権限

1. 管理委員会の議決を実現するために努める。
2. 教育目標及び大学の発展の実現を目指して人的資源を調達、運営、活用するための方法や教育効果及び科学研究の質を保証するための方法を提案し、管理委員会に報告する。
3. 学生の選抜、教育管理、試験、検定、卒業認定と卒業証書に関する教育訓練省の規則を実行する。
4. 毎年の予算・決算書を作成し、管理委員会に報告する。管理委員会によって承認された財務計画を実行する。
5. 大学の組織機構、職員配置を想定し、管理委員会に報告し、承認を受ける。
6. 大学の運営・監督・監査を維持するため、現行の規定に従って、大学内の内規・規定を公布する。
7. 国家の規定に従って、大学の経理・財務管理活動を組織する。
8. 管理委員会の承認を受けた後に大学職員の任免を行う。法律の規定に基づいて雇用を決定する。

9. 公立大学以外の大学を対象とする労働賃金、給与、奨学金、学費、社会保障、福祉制度、報奨、大学内の教員・職員・学生規律を実行する。

10. 管理委員会、教育訓練省や各関連機関の規定に従って、大学の活動や財務に関して定期的に報告する。

11. 大学内の秩序、安全を保つ。

12. 必要と判断した場合、学長は管理委員会の意見と異なる意見を留保し、教育訓練省大臣に報告する。

第28条 学長の補佐役として、副学長を置く。学長は副学長を推薦し、管理委員会が承認し、教育訓練省大臣が認可、決定する。副学長の任期は学長の任期に準じる。

学長や副学長を務める管理委員会の構成員が管理委員会構成員の3分の1以上を占めることがあってはならない。

第29条 科学教育委員会は、学内の活動運営に関して学長に助言を行うため、学長の決定により設置される。

第30条 学長が国家规定に違反したという十分な根拠がある場合、管理委員会の意見を参考にした後、教育訓練省大臣は学長の不承認を決定する権利を有し、暫定的に他者を任命する。同時に管理委員会に対して新しい学長を推薦するよう要求し、教育訓練省がこれについての承認、決定を行う。

## 第5節 教育と科学研究

第31条 私立大学は教育訓練省大臣が定める諸規定に従って、ベトナム社会主義共和国人民及び合法的にベトナムに居住している外国人の選抜と教育を行う。

第32条 私立大学は法律の規定に従って、大学の教育事業にふさわしい科学研究諸活動、学術的コンサルティング諸事業、技術移転、経営・生産を実行する。

第33条 大学の教育事業や科学研究のための雑誌、科学印刷物、資料、教科書等の出版は出版法の規定や教育訓練省大臣が定める規定に従って実行される。

第34条 教授、科学者、教育・科学研究に関わる外国人専門家の招聘、外国へ派遣される幹部の推薦、学生の海外留学などは政府規定に従って実行される。

## 第6節 財務管理

第35条 私立大学は財務に関して独立しており、大学の活動や発展を保つことができる。

第36条 私立大学の財産は、活動の過程において投資家や財産家から集められたものと運営によって増加したものである。集団及び個人の資金、大学の活動に伴う支出及び収入、ローンの利息を除いた後に残る私立大学の財産は大学の集団所有物であり、分割不可能で

あり、法律の規定に基づいて国家によって保護され、個人の占有行為は許されない。

第37条 私立大学の収入源には以下のものが含まれる。

1. 学内の収入源

- －学生の授業料
- －学生の諸雑費
- －訓練契約、科学研究、生産の代価
- －銀行利息
- －不要物として整理され販売された大学財産の代金
- －各サービス活動（もし有れば）

2. 各組織や個人（一般的には投資家）から大学への投資や大学発展のための資源

3. 国内外の各組織や個人からの財務補助、支援、寄付

4. クレジット会社や銀行からの貸付や融資

5. その他の収入

第38条 私立大学における支出には以下のものが含まれる。

1. 経常支出

- a) 管理運営部門のための支出
- b) 大学の教育・研究活動への支出
- c) 基本施設・設備の借料
- d) 施設購入及び修理のための支出
- e) 固定資産特別償却支出
- g) 規定に基づく国家への義務
- h) 利払い
- i) 福利厚生費
- k) その他の支出

2. 開発投資支出は大学建設や機器・設備の購入準備金を含む。

毎年、管理委員会は経常支出と開発投資支出の比率を決定する。

第39条 私立大学の財産や全ての収支、財務活動については、財政省が定める規定に基づいて学期・年度ごとに統計、管理、計算、決算される。

私立大学の毎年の活動から生じた黒字は、財務基金として貯蓄され、本規則第6条の第8項、及び政府により1999年8月19日に公布された73/1999/ND-CPの第20条に記載されているように、大学の発展促進のため優先的に使用されるとともに、順を追って債務、借入金の償還に充てられる。

第40条 毎年、大学は収支予算案を作成し、大学の資金や財産の形態に応じて収支経理簿を作成する。大学の全収入は国庫及び銀行に存する大学の財産の集合体である。預金利



息は全て大学の収入に回される。

学長は管理委員会の承認を受けるために、学期・年度ごとの収支、資金運営、財産管理状況、予算と決算を総合に報告しなくてはならない。学長は管理委員会に承認されている予算の範囲内で財務活動を実行すること。

#### 第41条

1. 私立大学は財務公開制を採用する。管理委員会は経理簿や大学の支出状況、財産・資源の増減等を監査するため、定期的及び不定期に財務監査団を設置し、管理委員会に報告すると同時に、学内の幹部、職員に対して収支状況を公開する。

2. 私立大学は国家の規定に基づき、財政当局による財務監査、調査を受けること。

第42条 学長は大学の主要な財務管理者であり、大学の財務・財産管理事業全般に関し、管理委員会に対して責任を負う。

第43条 財産処分の際、学長は価格決定と財産処分方法を確定するため、価格決定委員会を設置し、管理委員会の承認を受ける。

第44条 管理委員会は財務活動規定を設け、また大学の状況や公立大学以外の大学を対象とする国家の規定に見合った収支規定を独自に設け、教育訓練省や財政省に報告する。

### 第5章 教員、幹部及び職員の任務と権限

第45条 私立大学の学長は契約雇用方式を利用し、教員、幹部、職員を採用する。

私立大学内の各部署、部門、専攻、学科の管理幹部、常勤教員、幹部、職員は、教育訓練省が定める規定によって派遣される場合を除いて、政府の職員定員に属するものであってはならない。

第46条 私立大学の教員（常勤と非常勤）は品格、道徳性、専門性、業務、健康に関する規定が定める基準を満たし、法律の規定に基づいて、任務と権限を有する。

開学時に常勤教員が20%以下であってはならず、4年以内で各講座の50%以上の授業を担当すること。

教育訓練省大臣は私立大学の客員教授の招聘事業、各公立大学及び国家機関の教員、管理幹部の私立大学への派遣を規定する。

第47条 私立大学の教員、常勤幹部・職員は大学での活動業績に基づいて、賃金、給与制度が適用され、社会保障や医療保険に加入し、教授、助教授として承認され、「人民教員」、「優秀教員」、「教育事業のため」という徽章授与の対象として認定され、その称号を与えられる。、教育法の第4章の第1節が規定しているところに基づき、教員としての任務や権限が与えられる。

## 第5章 学生の義務と権利

第48条 ベトナム人民は教育訓練省の学生選抜規定の条件に満たせば、私立大学の入学試験に受験できる。

第49条 私立大学の学生は以下の義務を有する。

1. 大学の教育計画やカリキュラムに基づく学習・訓練。
2. 国家の法律に基づく内規・学内規制の実行。
3. 年齢・健康状態・能力に応じた労働や社会活動への参加。
4. 学費の納入
5. 大学財産の保持、保護。
6. 大学の伝統の創造、保護、発揚。

第50条 私立大学学生は以下の権利を有する。

1. 公立大学の学生と同様に、自らの学習に関する情報を十分に供給され、入手すること。
2. 教育訓練省が定める規定に基づき、大学院教育への進学、飛び級、学習期限の短縮、学習の停止を行うこと。
3. 法律が定める規定に基づき、学内の各団体・組織の活動に参加すること。
4. 学内の施設、学習機材、文化・スポーツ機器を使用すること。
5. 直接あるいは所属する組織・団体を通じて行う、大学の発展や学習者の正当な権利や利益を守るための提案を行うこと。
6. 国家が定める規定に基づき、社会政策を享受すること。
7. 公立大学学生と同様に就職活動を行うこと。

## 第6章 監査、表彰、違反の処分

第51条 私立大学は現行の諸規定に基づき、大学活動の自己監査を行う義務がある。

第52条 教育訓練省は私立大学の活動に対して定期的及び不定期に監査を行い、抗議・告発法と検察法令に基づき、発生した抗議、告発と違反にふさわしい処置をとる。

組織機関や個人は請願権を有する。個人は大学の教育活動における違法事項に関して訴訟を起こす権利を有する。

第53条 私立大学は違法行為や教育活動を商品化する行為、及び利己的目的で私立大学の主旨、活動の目的に反する行為を行う個人と組織が当該行為を実行するため、大学の名義と大学の施設を利用することを許してはならない。

第54条 私立大学に関わる個人及び集団は国家が定める規定に基づいて、教育事業における表彰を受けることが出来る。

第55条 私立大学が法律や教育訓練省の規則・規定等に定められた事項を十分に実行しない場合、教育訓練の質が維持できない場合、教授活動に関するサービスや設備の最低基準を満たしていない場合、衛生・安全の条件を満たしていない場合、その度合に応じて、教育訓練省は以下の事項を行う。

1. 教育活動中止の決定
2. 入学者選抜中止の決定
3. 大学の活動停止及び解散を決定するため、その理由を首相に提出する。

第56条 私立大学が活動不可能な事態に陥った場合、管理委員会は法律の規定に基づいて、大学の解散を申し出る権利を有する。

第57条 私立大学が解散する場合、管理委員会は法律の規定に基づいて、その解散に伴う問題の解決に対して責任を負う。

首相

副首相

平成11～13年度科学研究費補助金（基盤研究(C)（2））

中越两国の高等教育拡張における  
民営化方式の有効性と影響に関する比較研究  
研究成果報告書

平成14年3月

研究代表者 大塚 豊（名古屋大学大学院国際開発研究科 教授）